苦情解決体制の整備状況に関する調査結果

調査の概要

- * 調査対象 北海道内の社会福祉法人 905箇所
- * 調査期日 平成27年1月18日現在
- * 調査実施方法 調査票を郵送し、郵送・FAXにて回答を得た。
- * 調査結果 回答を得た事業所数 1,384箇所 について集計

北海道福祉サービス運営適正化委員会

目 次

1	施設の概要について(回収状況)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	苦情解決体制について(Q1)	
	1) 苦情解決体制として設置しているもの ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2~4
	2) 作成している書類等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	3) 苦情解決体制の周知方法(利用者・家族向け) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	4) 苦情解決体制の周知方法(職員向け) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 ~ 13
3	N-12X((((((((
	1) 第三者委員の人数 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
	2) 第三者委員の種別(職業) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15 ~ 19
	3) 第三者委員の設置単位 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
	4) 第三者委員に対する報酬 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21~22
	5) 第三者委員への苦情報告 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23~24
	6) 第三者委員の活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25 ~ 26
	7) 第三者委員の周知 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
4	苦情内容及び解決方法について(Q4)	
	1) 年間苦情件数 ······	28~29
	2) 相談者の実名と匿名の内訳 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28~29
		29~30
	4) 苦情内容の内訳 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31~32
	5) 解決結果の内訳 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33~36
5	苦情解決の実態について(Q5)	
	1) 苦情解決体制の活用状況に対する評価 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37 ~ 44
	2) 現在の第三者委員の活動状況に対する評価 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	44 ~ 49
	3) 今後苦情解決体制に効果的と考える取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	50
•		
6	福祉サービス第三者評価制度について(Q6)	
	1)福祉サービス第三者評価制度の受審の有無・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	51
	2) 受審の頻度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	52
	3) 受審の年度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	53
	4) 受審の予定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	54
福祉	祉サービス事業者の苦情解決体制の整備状況等に関するアンケート	
	(調査概要)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	55
	(記入用紙)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	56 ~ 60

《 苦情解決体制の整備状況に関する調査 》

1 施設の概要について(回収状況)

第一種				回答事業者
第一種 老 人 神 経		救護施設 再生施設	1-1	3
第一種 老人 礼 総称 本社会 福	活保護	更生施設 宿所提供施設	1-2 1-3	0
第一種		盾// 提供施設 助葬	1-3	0
第一種		<u>切</u> 葬 乳児院	1-4	2
第一種		母子生活支援施設	1-6	5
第一種		D D D D D D D D D D D D D D	1-7	15
老人礼 障害者終 社会名 社会名 日子及び引 日子及び引 日子及び引 日子及び引 日本名 日本名 日本名 日本名 日本名 日本名 日本名 日本名	直福祉法	近 <u>里</u> 養護旭故 障害児入所施設	1-8	10
老人礼 障害者終 社会名 社会名 日子及び引 日子及び引 日子及び引 日子及び引 日本名 日本名 日本名 日本名 日本名 日本名 日本名 日本名		情緒障害児短期治療施設	1-9	0
障害者総 売春を加 社会報 社会報 日童報 日童報 日子及び事業 日本名 本人報 日本名 日本名 <t< td=""><td></td><td>児童自立支援施設</td><td>1-10</td><td>1</td></t<>		児童自立支援施設	1-10	1
障害者総 売春を加 社会報 社会報 日童報 日童報 日子及び事業 日本名 本人報 日本名 日本名 <t< td=""><td></td><td>養護老人ホーム</td><td>1-11</td><td>26</td></t<>		養護老人ホーム	1-11	26
障害者総 売春取 社会報 社会報 日 社会報 日 日	人福祉法	特別養護老人ホーム	1-12	139
売春店 社会者 社会者 日童者 母子及び事業) 障害者 知的障害者		軽費老人ホーム	1-13	47
売春店 社会者 社会者 日童者 母子及び事業) 障害者 知的障害者	総合支援法	障害者支援施設	1-14	84
社会報 社会報 児童報 母子及び事 老人報 事体障害 知的障害者	事防止法	婦人保護施設	1-15	1
社会報 月童報 日童報 本人報 老人報 本人報 事体障害 知的障害者		授産施設	1-16	1
Pa	会福祉法	生活福祉資金貸付制度	1-17	15
Pa	<u> </u>	生活必需品等を与える事業	2-18	0
母子及び事業 老人 で書者総 身体障害 知的障害者	会福祉法	生活に関する相談に応ずる事業	2-19	13
母子及び事業 老人 で書者総 身体障害 知的障害者		障害児通所支援事業(発達支援)	2-20	16
母子及び事業 老人 で書者総 身体障害 知的障害者		障害児相談支援事業	2-21	8
母子及び事業 老人 で書者総 身体障害 知的障害者		児童自立生活援助事業	2-22	0
母子及び事業 老人 で書者総 身体障害 知的障害者		放課後児童健全育成事業	2-23	2
母子及び事 老人礼 (55事業) 障害者総 身体障害 知的障害者		子育て短期支援事業	2-24	0
母子及び事 老人礼 (55事業) 障害者総 身体障害 知的障害者		乳児家庭全戸訪問事業	2-25	0
母子及び事 老人礼 (55事業) 障害者総 身体障害 知的障害者		養育支援訪問事業	2-26	5
老人礼 (55事業) 障害者総 身体障害 知的障害者	直福祉法	地域子育て支援拠点事業	2-27	5
老人礼 (55事業) 障害者総 身体障害 知的障害者		一時預かり事業	2-28	15
老人礼 (55事業) 障害者総 身体障害 知的障害者		小規模住居型児童養育事業	2-29	2
老人礼 (55事業) 障害者総 身体障害 知的障害者		助産施設	2-30	0
之人和 (55事業) 障害者総 身体障害 知的障害者		保育所	2-31	181
之人和 (55事業) 障害者総 身体障害 知的障害者		児童厚生施設	2-32	1
之人和 (55事業) 障害者総 身体障害 知的障害者		児童家庭支援センター	2-33	0
之人和 (55事業) 障害者総 身体障害 知的障害者		児童の福祉の増進について相談に応ずる事業	2-34	0
之人和 (55事業) 障害者総 身体障害 知的障害者		母子家庭等日常生活支援事業	2-35	0
之人和 (55事業) 障害者総 身体障害 知的障害者	《富婦福祉》	寡婦日常生活支援事業	2-36	0
京二種(55事業) 障害者総 身体障害 知的障害者	分が田江広	母子福祉センター	2-37	1
京二種(55事業) 障害者総 身体障害 知的障害者		母子休養ホーム	2-38	1
京二種(55事業) 障害者総 身体障害 知的障害者		老人居宅介護等事業(訪問介護)	2-39	122
京二種(55事業) 障害者総 身体障害 知的障害者		老人デイサービス事業(通所介護)	2-40	96
京二種(55事業) 障害者総 身体障害 知的障害者		老人短期入所事業(短期入所生活介護)	2-41	43
京二種(55事業) 障害者総 身体障害 知的障害者		小規模多機能型居宅介護事業	2-42	9
京二種(55事業) 障害者総 身体障害 知的障害者	人福祉法	認知症対応型老人共同生活援助事業(グループホーム)	2-43	31
身体障害知的障害者	/田田山人	複合型サービス福祉事業	2-44	4
身体障害知的障害者		老人デイサービスセンター	2-45	22
身体障害知的障害者	F	老人短期入所施設	2-46	7
身体障害知的障害者		老人福祉センター	2-47	2
身体障害知的障害者		老人介護支援センター	2-48	5
身体障害知的障害者	.w. ᄉ ᆂᅜᅶ	障害福祉サービス事業(居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・重度障害者等包括支援・短期入所・療養介護・生活介護・施設入所支援・自立訓練・就労移行・就労継続・共同生活援助)	2-49	271
知的障害者	総合支援法	一般相談支援事業(地域移行・地域定着)	2-50	14
知的障害者		特定相談支援事業	2-51	29
知的障害者		移動支援事業	2-52	13
知的障害者		地域活動支援センター	2-53	14
知的障害者		福祉ホーム	2-54	3
知的障害者		身体障害者生活訓練等事業	2-55	0
知的障害者		手話通訳事業	2-56	1
知的障害者		介助犬訓練事業	2-57	0
知的障害者	宇老行礼士	聴導犬訓練事業	2-58	0
	害者福祉法	身体障害者福祉センター	2-59	0
		補装具製作施設	2-60	0
		盲導犬訓練施設 担味營防存本機 担担 供 佐 型	2-61	0
		視聴覚障害者情報提供施設	2-62	2
	145711	身体障害者の更生相談事業	2-63	0
	5有悀仕法	知的障害者の更生相談事業	2-64	0
		簡易住宅を貸し付ける事業	2-65	0
		宿泊所等を利用させる事業	2-66	0
l		生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業	2-67	2
41 A 4	스	生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法に規定する企業者人保健施設を利用される事業	2-68	5
社会福	会福祉法	<u>る介護老人保健施設を利用させる事業</u> 隣保事業	2-69	0
		解休事業 福祉サービス利用援助事業		16
		価値サービス利用援助事業 連絡を行う事業	2-70	
		連絡を行う事業 助成を行う事業	2-71 2-72	3 4
		灼 灰で11 ノ 芽禾	2-12	4

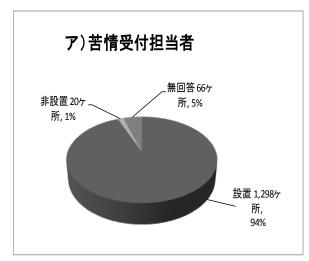
※なお、その他は事業者コードが記載されていなかった事業所を含めた総数とする。

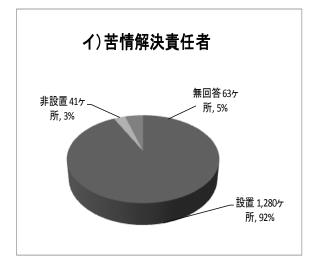
合計 1384

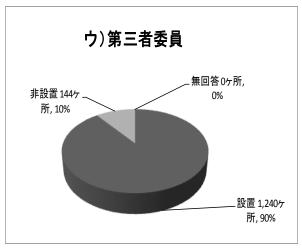
2 苦情解決体制について

1) 苦情解決体制として設置しているもの(複数回答可)

	<u>併次件制として配置しているもの(後数)</u> 区分	事業所数	ア) き	告情受付担	当者	イ) 吉	吉情解決責	任者	ウ)第三者委員		
	区 万	争未则奴	設置	非設置	無回答	設置	非設置	無回答	設置	非設置	無回答
	1. 生活保護法によるサービス	3	3	0	0	3	0	0	3	0	0
	(事業者コード 1-1~1-4)	"	100%	0%	0%	100%	0%	0%	100%	0%	0%
	2. 児童福祉法によるサービス	33	31	0	2	31	0	2	32	1	0
	(事業者コード 1-5~1-10)	33	94%	0%	6%	94%	0%	6%	97%	3%	0%
	3. 老人福祉法によるサービス	212	200	1	11	195	7	10	189	23	0
第一種	(事業者コード 1-11~1-13)	212	94%	0%	5%	92%	3%	5%	89%	11%	0%
- 第一性 	4. 障がい者総合支援法によるサービス	84	83	0	1	83	0	1	79	5	0
	(事業者コード 1-14) 5. 売春防止法によるサービス		99%	0%	1%	99%	0%	1%	94%	6%	0%
			1	0	0	1	0	0	1	0	0
	(事業者コード 1-15)	1	100%	0%	0%	100%	0%	0%	100%	0%	0%
	6. 社会福祉法によるサービス	16	15	1	0	15	1	0	16	0	0
	(事業者コード 1-16,17)	10	94%	6%	0%	94%	6%	0%	100%	0%	0%
	7. 児童福祉法によるサービス	235	220	3	12	221	3	11	221	14	0
	(事業者コード 2-20~2-34)	255	94%	1%	5%	94%	1%	5%	94%	6%	0%
	8. 母子及び寡婦福祉法によるサービス	2	2	0	0	2	0	0	2	0	0
	(事業者コード 2-35~2-38)		100%	0%	0%	100%	0%	0%	100%	0%	0%
	9. 老人福祉法によるサービス	341	324	2	15	316	12	13	291	50	0
第二種	(事業者コード 2-39~2-48)	341	95%	1%	4%	93%	4%	4%	85%	15%	0%
第一性	10. 障がい者総合支援法によるサービス	344	322	6	16	316	14	14	310	34	0
	(事業者コード 2-49~2-54)	044	94%	2%	5%	92%	4%	4%	90%	10%	0%
	11. 身体障がい者福祉法によるサービス	3	2	0	1	2	0	1	3	0	0
	(事業者コード 2-55~2-63)	ľ	67%	0%	33%	67%	0%	33%	100%	0%	0%
	12. 社会福祉法によるサービス	43	38	2	3	38	0	5	35	8	0
	(事業者コード 2-18,2-19,2-65~2-72)	75	88%	5%	7%	88%	0%	12%	81%	19%	0%
その他	3. その他 その他		57	5	5	57	4	6	58	9	0
ての心	(事業者コード 80)	67	85%	7%	7%	85%	6%	9%	87%	13%	0%
	合 計	1,384	1,298	20	66	1,280	41	63	1,240	144	0
		1,304	94%	1%	5%	92%	3%	5%	90%	10%	0%







		①苦情受付担当者			2	苦情解決責任者	
【第	1種】			【第	[1種]		
1.	生活保護法によるサー			1.	生活保護法によるサー	ーピス	
	指導員(2)	係長			施設長(3)		
2.	児童福祉法によるサー	-ビス		2.	児童福祉法によるサー	ービス	
		貨課長、療育課長、支	で援課長を含む)(8)		施設長(総合施設	長を含む)(17)	理事長(2)
	各部署の所属長(2)施設長(2)	副施設長(2) 技	旨導員(2)	園長(2)	学園長(2)	学校長
	児童指導員	主任保育士		E任職	院長	係長	指導部長
	事務員	院長		E幹	副院長	主任指導員	管理者
		自立支援部長	サブマネージャー	-	所長·施設長		
	家庭支援専門相談		主任保育士・母子支持		* *= *=	13-	
3.	老人福祉法によるサー		`	3.	老人福祉法によるサー		当 农四市(a)
		生活相談員を含む)(87			施設長(164) 東森県長(2)	園長(13) 施設課(2)	常務理事(2)
		終務課長、事務課長、業 ナービス課長、介護課長			事務局長(2) 理事	施政珠(2) 法人学務理事	理事長 総合施設長
		/ 一こへ詠長、介護詠章 長を含む)(23)	文、任七月丧林文、		连争 管理者	本人子份母争 事務長	和古地設長 副施設長
	相談員(主任相談員		副施設長(9)		総務主任		
	施設長(6)		務係長、介護係長を含む	:)(5)		-	
	介護支援専門員(5		ラ・ケアマネジャー(5)	,,(0)	常務理事・施設長		
	生活相談員・介護		主任(3)		11777-1- 110112	•	
	主任生活相談員・生		生活相談員・介護職員	3(2)			
	相談課長・相談員(次長(事務次長)(2)				
	介護主任(2)		総務係長·介護主任·	介護員			
	業務課長•相談係	主査	業務課長·介護支援專	門員			
	業務係長・業務課	E	課長職・主任				
	相談員 介護看護人	ケアマネ・他	法人事務局参与				
	SW·CM·CW·総	務	介護士長				
	管理部長	総務部長他	法人本部長				
	介護員	事務長	総務課				
4.	障がい者総合支援法に			4.	障がい者総合支援法		
		窓務課長、事務課長、介	下護課長、生活課長、		施設長(総合施設		
		業務課長を含む)(19)	、 バーケ型 キビヤ /			「管理者を含む)(7)	E = (a)
))サービス管理責任者(************************************	10)	理事長(4)		園長(2)
		員を含む)(7)	施設長(4)		所長 四東馬 公会佐部		
	主任・課長(4)	事務係長、生活支援係 。	■ た合まい (2)		理争长•総合他設	き長 サービス	く官理員仕石
	主任(2)	サービス管理責任者					
		り一こへ官 珪貝 仕名 各部署の署属長		参与			
	支援課長補佐			シラ 施設次長			
	サービス管理責任		参与・支援課長・支援				
	支援主任・支援員	n 10.07%	副施設長・支援課長	JA 22			
	法人事務局次長・3	支援課長	支援主任·事務係長				
	支援課長・支援主任		支援課係長・生活支援	餐員			
	事業管理課長•生活	舌支援員	施設長・作業部長				
	支援係長・支援主任	£	生活支援員・看護師				
	支援課長・支援ワ-	ーカー・看護師	支援部長他8名				
		支援員 他事業所管理	者				
		各事業所より1名					
5.	売春防止法によるサー			5.	売春防止法によるサー	ーピス	
	事務長・課長・係長				施設長		
6.			ウ人誰部=ナクナンハン	6.	社会福祉法によるサー		4+1T +5=0 =
	事務局長(4)		宅介護課長を含む)(3))(a)	事務局長(10)		統括相談員
	相談員(相談業務持事業管理者)	=⊐で∃७/(८/	係長(業務係長を含む 受付係	/(3)	会長	苦情対応責任者	
	事未官理名 福祉サービス所管	理長• 	メリホ				
体	2種】	小区 小区 小 目		r da	[2種]		
	2種』 児童福祉法によるサー	- ピフ			32種』 - 児童福祉法によるサ・		
/.		-ヒス 主任、リーダー保育士を	と今よい(110)	'.)) 珊車星(10)
	主任保育工(保育 <u>:</u> 主任(18)	±仕、リーダー保育工で 副園長(13)		┃ 杲育士(8)	图長(弑括图長、 施設長(法人施設	保育園長を含む)(129 とこち合ま)(42)	9) 埋事長(13) 管理者(7)
			- ^{図長(10)} - 1: 長、保育課長を含む)(8)			(長を含む)(42) 事業所所長を含む)(1(
		にないて、「は後月底」 E宅福祉係長を含む)(8			園長、主任保育士)/ 子園長(3) 事務局長(3)
	保育部長(4)	副施設長(3)	' ・サ ー ビス提供責任者(3)	専務理事(2)	センター長	事務局次長
	指導員(3)	相談支援専門員(3)			チーフリーダー		事務局員
	児童発達支援管理		所長(事業所所長を含	(2)		所長•施設長	
	課長補佐(2)			· 理者(2)	児童発達管理責任		
	サービス管理責任			E幹	,,	• •	
	生活指導員	副所長		-+: ▶務局員			
			責任者·福祉労働専門				
	工加加欧县		主任保育士・母子支持				
	総務課長·指導課	튯	エロトロエーウース12				
			主任・園長				
	総務課長·指導課 主任保育士·事務		主任・園長				
	総務課長・指導課 主任保育士・事務 サービス管理責任 児童発達支援管理	職員 者・児童発達管理責任 Ⅰ責任者・チーフ	主任・園長				
3.	総務課長・指導課 主任保育士・事務 サービス管理責任	職員 者・児童発達管理責任 Ⅰ責任者・チーフ	主任・園長	8.	母子及び寡婦福祉法	によるサービス 主幹・管理者	

9. 老人福祉法によるサービス 9. 老人福祉法によるサービス 管理者(統括管理者、サービス事業管理者、事務管理者、事業管理者、 施設長(総合施設長、併設特養施設長を含む)(98) グループホーム管理者、介護保険事業所管理者を含む)(63) 事務局長(社協事務局長を含む)(77) 園長(12) 事業所ごとに職員を指名(36) サービス提供責任者(12) 管理者(施設管理者、統括管理者、事業所管理者を含む)(50) 課長(ホーム課長、業務課長、在宅福祉課長、在宅介護課長、 所長(支所長を含む)(11) センター長(8) 総務課長、介護養育課長を含む)(23) 事務局長(11) 局長(本部局長を含む)(8) 理事長(6) 係長(総務係長・業務係長・事務係長・庶務係長・ホームヘルプ係長・ 理事(常務理事、社協理事を含む)(6) 会長(5) デイサービス係長・在宅福祉係長)(12) 施設長(10) 次長(事務局次長を含む)(4) 生活相談員(5) 主任(業務主任・事務主任・総合相談係主任・主任訪問介護・ 部長(施設管理部長を含む)(3) 法人本部(4) 福祉係主任・主任介護支援専門員を含む)(12) 全職員(5) 課長(介護事務課長、在宅福祉課長を含む)(3) 専門員(介護支援専門員·福祉活動専門員)(6) 施設長・副施設長(3) 常務理事·施設長(2) 所長(4) 主幹(施設課主幹・介護主幹・主観事務取扱)(4) サービス提供責任者(2) 事務局 副施設長•管理者(3) サービス管理青仟者(2) 係長(事務係長、在宅福祉係長)(2) 副施設長 看護職員(2) ヤンター長(2) 補佐(介護課長補佐)(2) センター長・会長 管理者、親睦会事務局長 責任者・福祉労働専門員(2) 主查•管理者 管理者、主任(2) 主幹•管理者 事務職員(事務担当を含む)(2) 生活指導員 事業管理者・サービス提供責任者 主杳 介護リーダー 介護福祉士 主事補 法人本部長 相談室長 相談業務担当 参与 サービス担当責任者 主任·生活相談員 生活相談員・ケアマネージャー 所長·係長 サービス提供責任者・事務局長 リーダー・相談員 サービス管理責任者・介護員 相談課長•相談員 相談員,介護支援専門員 生活相談主任•生活相談員 管理者‧親睦会事務局長 介護主任 生活相談員 庶務課長·介護支援専門員 課長·主任 生活相談員・ケアマネ 管理者 · 事務局長 管理者·生活相談員 相談員・介護看護ケアマネ他 10. 障がい者総合支援法によるサービス 10. 障がい者総合支援法によるサービス 課長(総務課長、支援課長、業務課長、就労支援課長、介護養育課長、 施設長(総合施設長、更生部施設長を含む)(109) 援助課長、施設課長、地域支援課長、生活支援課長、 管理者(統括管理者、事業管理者を含む)(84) 在宅介護課長を含む)(37) サービス管理責任者(28) 所長(支所長、他事業所長を含む)(25) 事務局長(18) 管理者(事業所管理者、サービス管理者を含む)(36) 理事長(法人理事長を含む)(23) 係長(支援係長、事務係長、ホームヘルプ係長、生活係長、庶務係長 理事(常務理事、専務理事、社協理事を含む)(12) 在宅福祉係長を含む)(21) 事務局長(10) 所長(12) サービス管理責任者(8) 課長(介護事業課長、支援課長、在宅福祉課長を含む)(5) 支援員(介護支援員を含む)(31) 施設長(統括施設長を含む)(14) 全職員(10) 主任(9) サービス提供責任者(9) 部長(総務部長、管理部長)(3) 会長(3) 相談支援専門員(8) 相談員(生活相談員、相談業務担当者を含む)(6) 苦情解決責任者(3) 副所長(3) 事務局次長(2) 次長(施設次長、事務局次長)(5) 施設長·作業部長(4) マネージャー(2) サービス提供責任者(2) 支援課長・支援主任(4) 課長補佐(3) 参与(3) 係長(在宅福祉係長、援助係長)(2) 院長 課長・係長(3) 課長·主査(3) 支援課長、支援ワーカー(3) 法人統括責任者 統括相談員 支援員 理事長兼総合施設長(3) 施設長兼サービス管理責任者 副施設長(2) 事務員(2) 局長 相談施設専門員(2) 苦情受付担当者(2) 法人:理事長・理事/施設:施設長 管理者・サービス管理責任者 庶務係長、福祉係長(2) 主仟支援員·支援員(2) サービス担当責任者(2) 事務職員 センター長 事務長 主事補 副管理者 サブリーダー 指導員 主幹 チームリーダー 管理部長 事務職 事務局 訪問介護員 課長代理 支援課長•支援主任 所長•主任 係長•係員 庶務課長,介護支援専門員 係長•主任 副施設長・主任 看護師長·支援相談員 部長・課長 支援課長•主幹 生活支援員,栄養士 課長・主任等 主任:副主任 管理者・サードス管理書任者 支援主任、支援員 各事業所より1名 総務主任、生活支援主任 施設長兼サビ管 園長補佐・支援課長 社協事業担当職員 サービス管理責任者・指導員 介護員:他事業所管理者 療育課長・庶務課長・支援事業係長 事務長,課長,係長 主幹・係長・サービス管理責任者 サービス管理責任者2名 課長・課長補佐・係長・主任 支援部長他8名 支援主任・サービス管理責任者 主任生活支援員・サービス提供責任者 福祉サービス所管課長・係長及び職員 11. 身体障がい者福祉法によるサービス 11. 身体障がい者福祉法によるサービス 福祉サービス所管課長、係長及び職員(2)

12. 社会福祉法によるサービス

在宅介護課長(4) 事務局長(11) 事業管理者(2) 係長(2) 相談員(主任支援相談員、支援相談員、相談業務担当を含む)(5) 主任(福祉係主任を含める)(2) **社協事業担当職員** 専門員 事務局次長 事務局職員 主査 福祉係長・総務係主任 病院内部門長 看護課長·介護支援専門員 相談員 · 介護支援専門員

看護師長、支援相談員

福祉サービス所管課長・係長・職員 13. その他

主任(主任保育士、介護支援専門主任を含める)(8)

事務局長(6) 管理者(介護保険事業所管理者を含める)(5) 係長(総務係長、支援相談係長)(5)

課長(総務課長、所属課長、支援相談課長)(5)

ケアマネジャー(2) センター長(2) 生活相談員(2) 事務職員(2) 事務局次長 専門員

高齡者福祉推進室室長 相談係主査(特養) 相談業務担当 各所属長 サービス管理責任者 保健師·管理者 係長·主任 副施設長•管理者 牛活相談員·管理者 部長·課長·主任 園長 業務係長・介護支援専門員 施設長

苦情対応責任者(事務局長)(2)

12. 社会福祉法によるサービス

事務局長(23) 会長(社協会長を含める)(5) 施設長(2) センター長 病院長 管理者 事務長 総務課長 総務係長 苦情対応責任者(事務局長)

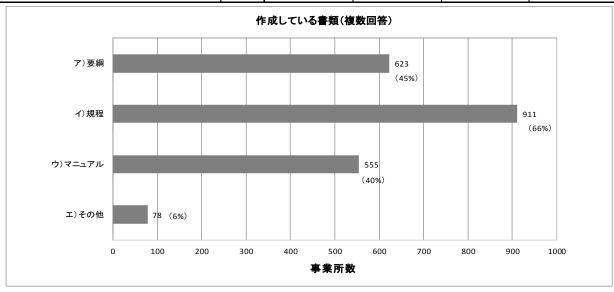
13. その他

事務局長(事務長を含める)(18) 園長(8) マネージャー・サブマネージャー(6) 管理者(4) センター長(4) 理事長(2) 施設長(4) 常務理事 会長(2) 書記 介護事業所課長 運営委員長 課長 生活相談員•管理者 係長他

施設長・副施設長

2)作成している書類等(複数回答可)

	区 分	事業所数	ア)要綱	イ)規程	ウ)マニュアル	エ)その他
	1. 生活保護法によるサービス	3	2	1	0	0
	(事業者コード 1-1~1-4)		67%	33%	0%	0%
	2. 児童福祉法によるサービス	33	21	23	10	4
	(事業者コード 1-5~1-10)	- 00	64%	70%	30%	12%
	3. 老人福祉法によるサービス	212	103	124	118	9
第一種	(事業者コード 1-11~1-13)	212	49%	58%	56%	4%
分 作	4. 障がい者総合支援法によるサービス	84	47	66	30	7
	(事業者コード 1-14)	0.7	56%	79%	36%	8%
	5. 売春防止法によるサービス	1	1	0	0	0
	(事業者コード 1-15)		100%	0%	0%	0%
	6. 社会福祉法によるサービス	16	6	10	2	0
	(事業者コード 1-16,17)	10	38%	63%	13%	0%
	7. 児童福祉法によるサービス	235	135	136	56	15
	(事業者コード 2-20~2-34)	200	57%	58%	24%	6%
	8. 母子及び寡婦福祉法によるサービス	2	0	1	0	1
	(事業者コード 2-35~2-38)		0%	50%	0%	50%
	9. 老人福祉法によるサービス	341	118	234	176	15
第二種	(事業者コード 2-39~2-48)	041	35%	69%	52%	4%
オー1主	10. 障がい者総合支援法によるサービス	344	147	238	127	17
	(事業者コード 2-49~2-54)	044	43%	69%	37%	5%
	11. 身体障がい者福祉法によるサービス	3	1	2	0	0
	(事業者コード 2-55~2-63)		33%	67%	0%	0%
	12. 社会福祉法によるサービス	43	8	31	11	4
	(事業者コード 2-18,2-19,2-65~2-72)	70	19%	72%	26%	9%
その他	13. その他	67	34	45	25	6
(V) IE	(事業者コード 80)	<u> </u>	51%	67%	37%	9%
	合 計	1.384	623	911	555	78
		1,304	45%	66%	40%	6%

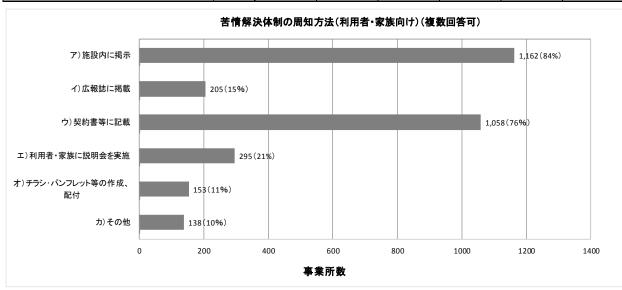


「エ)その他」の具体的な内容(()内は回答数、()がないものは1件)

-1-) その他」の具体的な	77年((//71は四音数	· () // // / / / /	せいは 1117			
		工)その他()		
【第	種]						
2.	児童福祉法によるサー	ービス					
	組織図	苦情受付箱•管理	長	児童説明用フロ	コーチャート	掲示物・ホーム	ページ
3.	老人福祉法によるサー	ービス					
	苦情解決シート	契約書等		苦情解決の仕	組み・概要図	アンケート調査	(利用状況)
	苦情対策委員会	苦情解決委員会の	設置要領	指針			
4.	障がい者総合支援法	によるサービス					
	重要事項説明書	委員会		苦情受付ポス	ト・受付チラシ	フローチャート図	
	解決仕組概要図・	相談受付書・結果報告	告書等				
【第	2種】						
7.	児童福祉法によるサー	ービス					
	報告書	苦情解決体制整備	i方針	その都度対応		ポスター	苦情解決の手順
	苦情箱	苦情処理運営細則		児童説明用フロ	コーチャート	実施要領	窓口設置のみ
9.	老人福祉法によるサー	ービス					
	要領	体制図	重要事項	頁説明書	苦情対策委員会	き 苦情解決の仕組	組みの概要
	介護保険運営規定	Ē					
10.	障がい者総合支援法	まによるサービス					
	実施要領	体制図	重要事項	頁説明書	運営規定、重説	等にて記載	苦情対策委員会
	掲示物、重要事項	説明書に記載	介護保険	(運営規定			
12.	社会福祉法によるサー	ービス					
	体制図						
13.	その他						
	要領	実施要領	苦情解決	その仕組みの概要	要		

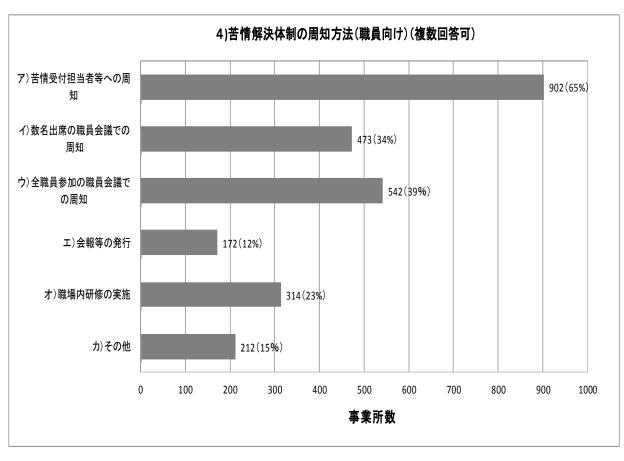
3)苦情解決体制の周知方法(利用者・家族向け)(複数回答可)

	区 分	事業所数	ア)施設内に 掲示	イ)広報誌に 掲載	ウ)契約書等 に記載	エ) 利用者・家族 に説明会を実施	オ)チラシ・パンフ レット等の作成、 配付	カ) その他
	1. 生活保護法によるサービス	3	2	1	0	0	0	1
	(事業者コード 1-1~1-4)	3	67%	33%	0%	0%	0%	33%
	2. 児童福祉法によるサービス	33	29	8	12	13	4	8
	(事業者コード 1-5~1-10)	33	88%	24%	36%	39%	12%	24%
	3. 老人福祉法によるサービス	212	196	29	192	53	21	23
第一種	(事業者コード 1-11~1-13)	212	92%	14%	91%	25%	10%	11%
另 一性	4. 障がい者総合支援法によるサービス	84	81	16	82	33	8	4
	(事業者コード 1-14)	04	96%	19%	98%	39%	10%	5%
	5. 売春防止法によるサービス	1	1	0	1	1	0	0
	(事業者コード 1-15)	'	100%	0%	100%	100%	0%	0%
	6. 社会福祉法によるサービス	16	12	6	9	0	2	0
	(事業者コード 1-16,17)	10	75%	38%	56%	0%	13%	0%
	7. 児童福祉法によるサービス	235	213	18	52	56	37	39
	(事業者コード 2-20~2-34)	200	91%	8%	22%	24%	16%	17%
	8. 母子及び寡婦福祉法によるサービス	2	0	0	1	0	0	0
	(事業者コード 2-35~2-38)		0%	0%	50%	0%	0%	0%
	9. 老人福祉法によるサービス	341	268	43	326	56	28	30
第二種	(事業者コード 2-39~2-48)	341	79%	13%	96%	16%	8%	9%
为一性	10. 障がい者総合支援法によるサービス	344	288	50	335	71	46	24
	(事業者コード 2-49~2-54)	344	84%	15%	97%	21%	13%	7%
	11. 身体障がい者福祉法によるサービス	3	3	2	0	0	1	0
	(事業者コード 2-55~2-63)	٠	100%	67%	0%	0%	33%	0%
	12. 社会福祉法によるサービス	43	16	25	8	4	1	0
	(事業者コード 2-18,2-19,2-65~2-72)	73	37%	58%	19%	9%	2%	0%
その他	13. その他	67	53	7	40	8	5	9
くの他	その他 (事業者コード 80)		79%	10%	60%	12%	7%	13%
	合計 計	1.384	1,162	205	1,058	295	153	138
	E AI	1,304	84%	15%	76%	21%	11%	10%



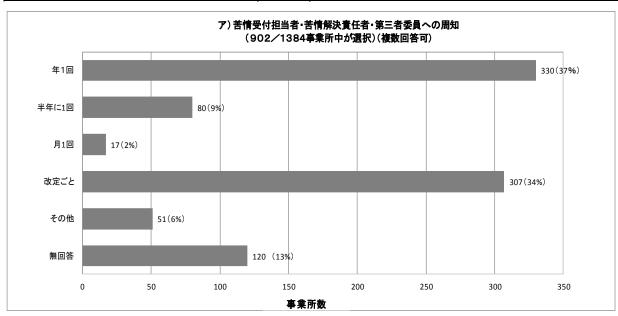
•Γ <u>ナ</u>	」)その他」の具体的な内	R容(()内は回答数、()がない	ものは1件)		
		カ) その他	<u>t</u> ()	
【第	1種】				
1.	生活保護法によるサー	ビス			
	当施設のホームペー	ージ			
2.	児童福祉法によるサー	·ビス			
	ホームページ(2)	保護者へ施設便りで周知			
3.	老人福祉法によるサー	·ビス			
	ホームページ(10)	ご意見箱の設置(2)	事業報告等へ掲載	利用者本人に説明	閲覧ファイル準備
	入居者ご家族用の:	生活のしおりに記載			
4.	障がい者総合支援法に	こよるサービス			
	法人広報誌	パンフレット等を施設内に掲示	ポスター	メッセージボッ	クス・お知らせ会
【第	2種】				
7.	児童福祉法によるサー	ビス			
	ホームページ(7)	入園時に説明(4)	園便りに記載(4)	入園のしおりに掲載(3)	総会時に説明
	HP及び施設内掲示	示→苦情者の意思確認の上	理事会で周知		
9.	老人福祉法によるサー	· ビ ス			
	ホームページ(4)	契約時に説明(2)	サービス提供前に利用者	、家族へ説明	ご意見箱の設置
	苦情受付は周知して	ているが体制は周知していない			
10.	障がい者総合支援法に	こよるサービス			
	ホームページ(5)	ご意見箱の設置	メッセージボックスを設置、	通所のお知らせ会を月1回開催。	法人広報誌
	法令遵守責任者に	よる施設巡回と電話相談	利用者自治会との懇談会		
13.	その他				
	ホームページ(2)	必要に応じ個別に説明している	園便り(2)	契約時に説明	入園時に説明

7/日18/	∤ 沃 体 制 の 局 知 万 法 (職 員 回 け) (複 数 回 区 分	事業所数	ア) 苦情受付 担当者等へ	イ)数名出席 の職員会議	ウ)全職員参 加の職員会	エ)会報等の	才)職場内研	カ)その他
		の周知		での周知	議での周知	発行	修の実施	·
	1. 生活保護法によるサービス	3	2	1	1	0	0	0
	(事業者コード 1-1~1-4)	٠	67%	33%	33%	0%	0%	0%
	2. 児童福祉法によるサービス	33	27	10	19	2	7	27
	(事業者コード 1-5~1-10)	33	82%	30%	58%	6%	21%	82%
	3. 老人福祉法によるサービス	212	145	112	78	21	56	23
华_ 孫	(事業者コード 1-11~1-13)	212	68%	53%	37%	10%	26%	11%
- 第一性 -	第一種 (事業者コート 1-11~1-13) 4. 障がい者総合支援法によるサービス (事業者コード 1-14) 5. 売春防止法によるサービス (事業者コード 1-15)		60	38	44	11	30	6
			71%	45%	52%	13%	36%	7%
			0	0	0	0	1	0
	(事業者コード 1-15)	1	0%	0%	0%	0%	100%	0%
	6. 社会福祉法によるサービス	16	9	3	3	2	2	2
	(事業者コード 1-16,17)	10	56%	19%	19%	13%	13%	13%
	7. 児童福祉法によるサービス	235	163	63	112	26	40	24
	(事業者コード 2-20~2-34)	200	69%	27%	48%	11%	17%	10%
	8. 母子及び寡婦福祉法によるサービス	2	1	1	0	0	0	0
	(事業者コード 2-35~2-38)		50%	50%	0%	0%	0%	0%
	9. 老人福祉法によるサービス	341	196	117	99	43	78	74
第二種	(事業者コード 2-39~2-48)	071	57%	34%	29%	13%	23%	22%
第一性 	10. 障がい者総合支援法によるサービス	344	223	110	173	30	77	19
	(事業者コード 2-49~2-54)	044	65%	32%	50%	9%	22%	6%
	11. 身体障がい者福祉法によるサービス	3	1	1	0	2	0	0
[(事業者コード 2-55~2-63)		33%	33%	0%	67%	0%	0%
	12. 社会福祉法によるサービス	43	30	9	5	30	5	30
	(事業者コード 2-18,2-19,2-65~2-72)	40	70%	21%	12%	70%	12%	70%
その他	13. その他	67	45	8	8	5	18	7
てい他	(事業者コード 80)	07	67%	12%	12%	7%	27%	10%
		1 204	902	473	542	172	314	212
	合 計	1,384	65%	34%	39%	12%	23%	15%



ア) 苦情受付担当者・苦情解決責任者・第三者委員への周知

	区 分	事業所数	ア)を選択し		ア):	を実施した回	数(複数回答	可)	
		争未別奴	た事業者数	年1回	半年に1回	月1回	改定ごと	その他	無回答
	1. 生活保護法によるサービス	3	2	2	0	0	1	0	0
	(事業者コード 1-1~1-4)	°	67%	100%	0%	0%	50%	0%	0%
	2. 児童福祉法によるサービス	33	27	11	5	2	3	6	0
	(事業者コード 1-5~1-10)	33	82%	41%	19%	7%	11%	22%	0%
	3. 老人福祉法によるサービス	212	145	49	19	6	41	12	18
第一種	(事業者コード 1-11~1-13)	212	68%	34%	13%	4%	28%	8%	12%
牙 怪	4. 障がい者総合支援法によるサービス	84	60	27	8	1	23	2	4
	(事業者コード 1-14)	04	71%	45%	13%	2%	38%	3%	7%
	5. 売春防止法によるサービス	1	0	0	0	0	0	0	0
	(事業者コード 1-15)	'	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
	6. 社会福祉法によるサービス	16	9	2	0	0	5	0	2
	(事業者コード 1-16,17)	10	56%	22%	0%	0%	56%	0%	22%
	7. 児童福祉法によるサービス	235	163	64	10	1	60	3	27
	(事業者コード 2-20~2-34)	200	69%	39%	6%	1%	37%	2%	17%
	8. 母子及び寡婦福祉法によるサービス	2	1	0	0	0	1	0	0
	(事業者コード 2-35~2-38)	-	50%	0%	0%	0%	100%	0%	0%
	9. 老人福祉法によるサービス	341	196	39	17	4	83	22	31
第二種	(事業者コード 2-39~2-48)	341	57%	20%	9%	2%	42%	11%	16%
为一性	10. 障がい者総合支援法によるサービス	344	223	115	15	1	58	4	30
	(事業者コード 2-49~2-54)	344	65%	52%	7%	0%	26%	2%	13%
	11. 身体障がい者福祉法によるサービス	3	1	0	0	0	0	1	0
	(事業者コード 2-55~2-63)	,	33%	0%	0%	0%	0%	100%	0%
	12. 社会福祉法によるサービス	43	30	11	2	1	14	0	2
	(事業者コード 2-18,2-19,2-65~2-72)	40	70%	37%	7%	3%	47%	0%	7%
その他	13. その他	67	45	10	4	1	18	1	6
COME	その他 (事業者コード 80) 6		67%	22%	9%	2%	40%	2%	13%
	合計	1,384	902	330	80	17	307	51	120
		1,304	65%	37%	9%	2%	34%	6%	13%

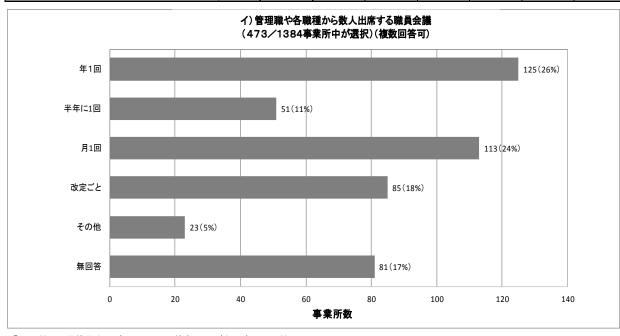


・「その他」の具体的な内容(()内は回答数、()がないものは1件)

			その他()	
【第	1種】					
2.	児童福祉法によるサー	ービス				
	2ヶ月に1回	3ヶ月1回				
3.	老人福祉法によるサ	ーピス				
	随時(5)	3ヶ月に1回(4)	2月に1回(3)	月2回(1)		
4.	障がい者総合支援法	によるサービス				
	必要に応じて(2)					
【第	2種】					
7.	児童福祉法によるサ	ービス				
	必要に応じ	不定期				
9.	老人福祉法によるサ	ーピス				
	2ヶ月に1回(4)	3ヶ月に1回(4)	随時(3)	委嘱時	選任時	
10.	. 障がい者総合支援法	によるサービス				
	委嘱時	2ヶ月に1回	その他必要に応じて	3ヶ月に1回	適宜	
13.	. その他(事業者コード	80)		•		
	任期毎	第三者委員の任其	月ごと			

イ) 管理職や各職種から数人出席する職員会議

1/844	威や合麻棰かり飲入口席9つ麻貝云腰 区 分	事業所数	イ)を選択した		イ) る	を実施した回	数(複数回答	可)	
	区分	争耒炘剱	事業者数	年1回	半年に1回	月1回	改定ごと	その他	無回答
	1. 生活保護法によるサービス	3	1	1	0	0	1	0	0
	(事業者コード 1-1~1-4)	3	33%	100%	0%	0%	100%	0%	0%
	2. 児童福祉法によるサービス	33	10	2	2	2	2	2	0
	(事業者コード 1-5~1-10)	33	30%	20%	20%	20%	20%	20%	0%
	3. 老人福祉法によるサービス	212	112	27	10	24	23	8	23
第一種	(事業者コード 1-11~1-13)	212	53%	24%	9%	21%	21%	7%	21%
力 性	4. 障がい者総合支援法によるサービス	84	38	13	3	9	11	1	2
	(事業者コード 1-14)	0.7	45%	34%	8%	24%	29%	3%	5%
	5. 売春防止法によるサービス	1	0	0	0	0	0	0	0
	(事業者コード 1-15)		0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
	6. 社会福祉法によるサービス	16	3	3	0	0	0	0	0
	(事業者コード 1-16,17)	10	19%	100%	0%	0%	0%	0%	0%
	7. 児童福祉法によるサービス	235	63	17	10	11	13	3	9
	(事業者コード 2-20~2-34)		27%	27%	16%	17%	21%	5%	14%
	8. 母子及び寡婦福祉法によるサービス	2	1	0	0	1	0	0	0
	(事業者コード 2-35~2-38)		50%	0%	0%	100%	0%	0%	0%
	9. 老人福祉法によるサービス	341	117	24	13	34	20	3	23
第二種	(事業者コード 2-39~2-48)	J	34%	21%	11%	29%	17%	3%	20%
<i>⊼</i> —1≆	10. 障がい者総合支援法によるサービス	344	110	34	12	24	13	5	22
	(事業者コード 2-49~2-54)	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	32%	31%	11%	22%	12%	5%	20%
	11. 身体障がい者福祉法によるサービス	3	1	0	0	0	0	1	0
	(事業者コード 2-55~2-63)		0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
	12. 社会福祉法によるサービス	43	9	3	0	3	1	0	2
	(事業者コード 2-18,2-19,2-65~2-72)	70	21%	33%	0%	33%	11%	0%	22%
その他	13. その他	67	8	1	1	5	1	0	0
(0) [5	(事業者コード 80)		12%	13%	13%	63%	13%	0%	0%
	合 計	1.384	473	125	51	113	85	23	81
		1,004	34%	26%	11%	24%	18%	5%	17%

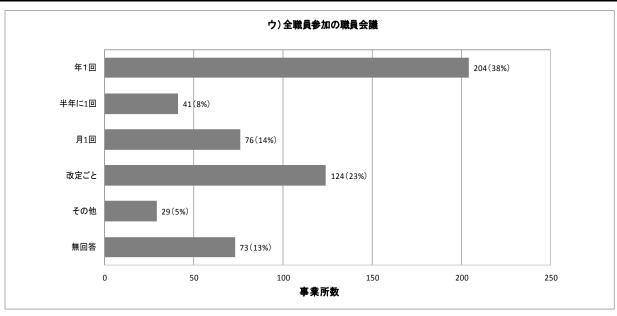


・「その他」の具体的な内容(()内は回答数、()がないものは1件)

		その他()	
【第	1種】			
3.	老人福祉法によるサービス			
	2ヶ月に1回(4) 苦情事案発生	上時 都度	4カ月に一回	苦情対策委員会開催後の月
4.	障がい者総合支援法によるサービス			
	必要に応じて(2)			
【第	2種】			
7.	児童福祉法によるサービス			
	3カ月に一回(2) 2ヶ月に1 <u>回(</u>	2)		
9.	老人福祉法によるサービス			
	苦情事案発生時 2ヶ月に1回			
10	. 障がい者総合支援法によるサービス			
	朝礼 職員ミーティング 随	時 2ヶ月に1回		
13	. その他			
	任期毎 第三者委員(D任期ごと		

ウ)全職員参加の職員会議

,,,,,	区分	事業所数	ウ)を選択し		<u>ウ</u>)?	を実施した回	数(複数回答	可)	
	<u> </u>	争未所致	た事業者数	年1回	半年に1回	月1回	改定ごと	その他	無回答
	1. 生活保護法によるサービス	3	1	1	0	0	1		0
	(事業者コード 1-1~1-4)	,	33%	100%	0%	0%	100%	0%	0%
	2. 児童福祉法によるサービス	33	19	3	3	4	1	8	0
	(事業者コード 1-5~1-10)	33	58%	16%	16%	21%	5%	42%	0%
	3. 老人福祉法によるサービス	212	78	27	3	10	20	2	17
第一種	(事業者コード 1-11~1-13)	212	37%	35%	4%	13%	26%	3%	22%
为 1生	4. 障がい者総合支援法によるサービス	84	44	17	4	6	15	2	3
	(事業者コード 1-14)	0.4	52%	39%	9%	14%	34%	5%	7%
	5. 売春防止法によるサービス	1	0	0	0	0	0	0	0
	(事業者コード 1-15)	<u>'</u>	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
	6. 社会福祉法によるサービス	16	3	2	0	0	1	0	0
	(事業者コード 1-16,17)		19%	67%	0%	0%	33%	0%	0%
	7. 児童福祉法によるサービス	235	112	47	7	18	21	3	16
	(事業者コード 2-20~2-34)	233	48%	42%	6%	16%	19%	3%	14%
	8. 母子及び寡婦福祉法によるサービス	2	0	0	0	0	0	0	0
	(事業者コード 2-35~2-38)		0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
	9. 老人福祉法によるサービス	341	99	30	6	16	28	8	11
第二種	(事業者コード 2-39~2-48)	371	29%	30%	6%	16%	28%	8%	11%
カー性	10. 障がい者総合支援法によるサービス	344	173	71	17	17	36	6	26
	(事業者コード 2-49~2-54)	377	50%	41%	10%	10%	21%	3%	15%
	11. 身体障がい者福祉法によるサービス	3	0	0	0	0	0	0	0
	(事業者コード 2-55~2-63)		0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
	12. 社会福祉法によるサービス	43	5	4	0	1	0	0	0
	(事業者コード 2-18,2-19,2-65~2-72)	73	12%	80%	0%	20%	0%	0%	0%
その他	13. その他	67	8	2	1	4	1	0	0
COTIE	(事業者コード 80)	U 0,	12%	25%	13%	50%	13%	0%	0%
	合 計	1.384	542	204	41	76	124	29	73
		1,304	39%	38%	8%	14%	23%	5%	13%

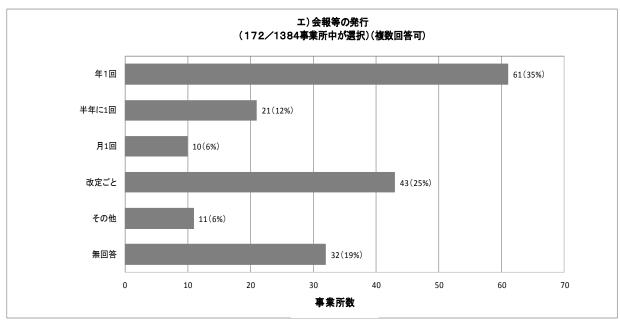


・「その他」の具体的な内容(())内は回答数、()がないものは1件)

		廿((/F3166回百款 、 (/				
			その他()	
【第	1種】					
2.	児童福祉法によるサ	ービス				
	会議毎	必要に応じて随時	2ヶ月に	-1 回		
3.	老人福祉法によるサ	ーピス				
	4ヶ月に1回	3ヶ月に1回				
4.	障がい者総合支援法	もによるサービス				
	3ヶ月に1回	その他必要に応じて				
【第	2種】					
7.	児童福祉法によるサ	ーピス				
	職員入職時	苦情が発生する度	特になし	L		
9.	老人福祉法によるサ	ービス				
	必要時	3ヶ月に1回				
10.	. 障がい者総合支援法	まによるサービス				
	その都度	職員入職時	2ヶ月に1回	3ヶ月に1回	人事異動時	
13.	その他		·			·
	その都度					

エ)会報等の発行

	区分	事業所数	エ)を選択し		工):	を実施した回	数(複数回答	可)	
	<u> </u>	争未別数	た事業者数	年1回	半年に1回	月1回	改定ごと	その他	無回答
	1. 生活保護法によるサービス	3	0	0	0	0	0	0	0
	(事業者コード 1-1~1-4)	"	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
	2. 児童福祉法によるサービス	33	2	0	1	0	0	1	0
	(事業者コード 1-5~1-10)	33	6%	0%	50%	0%	0%	50%	0%
	3. 老人福祉法によるサービス	212	21	4	5	0	4	1	7
第一種	(事業者コード 1-11~1-13)	212	10%	19%	24%	0%	19%	5%	33%
第一性	4. 障がい者総合支援法によるサービス	84	11	3	1	0	4	2	7
	(事業者コード 1-14)	04	13%	27%	9%	0%	36%	18%	64%
	5. 売春防止法によるサービス	1	0	0	0	0	0	0	0
	(事業者コード 1-15)	'	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
	6. 社会福祉法によるサービス	16	2	1	0	0	1	0	0
	(事業者コード 1-16,17)	10	13%	50%	0%	0%	50%	0%	0%
	7. 児童福祉法によるサービス	235	26	7	0	7	6	4	2
	(事業者コード 2-20~2-34)	230	11%	27%	0%	27%	23%	15%	8%
	8. 母子及び寡婦福祉法によるサービス	2	0	0	0	0	0	0	0
	(事業者コード 2-35~2-38)	-	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
	9. 老人福祉法によるサービス	341	43	18	10	0	6	0	9
第二種	(事業者コード 2-39~2-48)	371	13%	42%	23%	0%	14%	0%	21%
为一性	10. 障がい者総合支援法によるサービス	344	30	15	2	2	6	1	4
	(事業者コード 2-49~2-54)	044	9%	50%	7%	7%	20%	3%	13%
	11. 身体障がい者福祉法によるサービス	3	2	0	0	0	2	0	0
	(事業者コード 2-55~2-63)		67%	0%	0%	0%	100%	0%	0%
	12. 社会福祉法によるサービス	43	30	11	2	1	14	0	2
	(事業者コード 2-18,2-19,2-65~2-72)	70	70%	37%	7%	3%	47%	0%	7%
その他	13. その他	67	5	2	0	0	0	2	1
ての心	(事業者コード 80)	0,	7%	40%	0%	0%	0%	40%	20%
	合 計	1.384	172	61	21	10	43	11	32
		1,004	12%	35%	12%	6%	25%	6%	19%

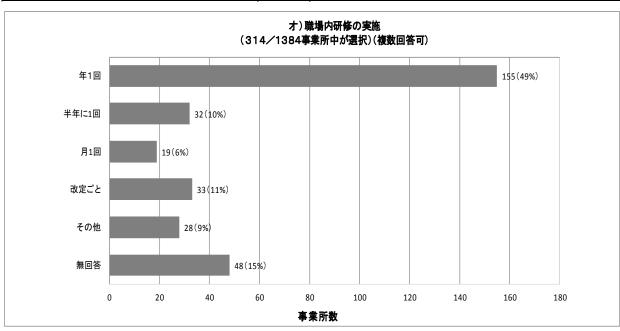


·「その他」の具体的な内容(()内は回答数、()がないものは1件)

	「の他」の具体的な内容(())内は凹合数、()かないものは「計)
	その他()
【第	種】
2.	児童福祉法によるサービス
	3ヶ月1回
3.	老人福祉法によるサービス
	2ヶ月に1回 会議録のまとめを冊子にて発行
4.	障がい者総合支援法によるサービス
	4カ月に1回
【第	種】
7.	児童福祉法によるサービス(事業者コード 2-20~2-34)
	2ヶ月に1回 園便り 特になし
10.	障がい者総合支援法によるサービス
	4カ月に1回
13.	その他
	過去1回

才)職場内研修の実施

	区分	事業所数	オ)を選択し		才):	を実施した回	数(複数回答	可)	
	<u> Б</u> 7	争未別奴	た事業者数	年1回	半年に1回	月1回	改定ごと	その他	無回答
	1. 生活保護法によるサービス	3	0	0	0	0	0	0	0
	(事業者コード 1-1~1-4)	3	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
	2. 児童福祉法によるサービス	33	7	4	0	1	0	2	0
	(事業者コード 1-5~1-10)	33	21%	57%	0%	14%	0%	29%	0%
	3. 老人福祉法によるサービス	212	56	21	7	4	9	4	12
第一種	(事業者コード 1-11~1-13)	212	26%	38%	13%	7%	16%	7%	21%
力性	4. 障がい者総合支援法によるサービス	84	30	18	4	1	2	0	5
	(事業者コード 1-14)	04	36%	60%	13%	3%	7%	0%	17%
5. 売春防止法によるサービス (事業者コード、1-15)		1	1	0	0	0	0	0	1
	(事業者コード 1-15)		100%	0%	0%	0%	0%	0%	100%
	6. 社会福祉法によるサービス	16	2	2	0	0	0	0	0
	(事業者コード 1-16,17)		13%	100%	0%	0%	0%	0%	0%
	7. 児童福祉法によるサービス	235	40	18	2	1	2	7	10
	(事業者コード 2-20~2-34)	200	17%	45%	5%	3%	5%	18%	25%
	8. 母子及び寡婦福祉法によるサービス	2	0	0	0	0	0	0	0
	(事業者コード 2-35~2-38)	-	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
	9. 老人福祉法によるサービス	341	78	36	5	11	8	10	8
第二種	(事業者コード 2-39~2-48)	041	23%	46%	6%	14%	10%	13%	10%
カー性	10. 障がい者総合支援法によるサービス	344	77	39	14	1	10	3	10
	(事業者コード 2-49~2-54)	044	22%	51%	18%	1%	13%	4%	13%
	11. 身体障がい者福祉法によるサービス	3	0	0	0	0	0	0	0
	(事業者コード 2-55~2-63)		0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
	12. 社会福祉法によるサービス	43	5	3	0	0	1	0	1
	(事業者コード 2-18,2-19,2-65~2-72)	70	12%	60%	0%	0%	20%	0%	20%
その他	13. その他	67	18	14	0	0	1	2	1
COLE	(事業者コード 80)	0/	30%	78%	0%	0%	6%	11%	6%
	合 計	1,384	314	155	32	19	33	28	48
		1,304	23%	49%	10%	6%	11%	9%	15%

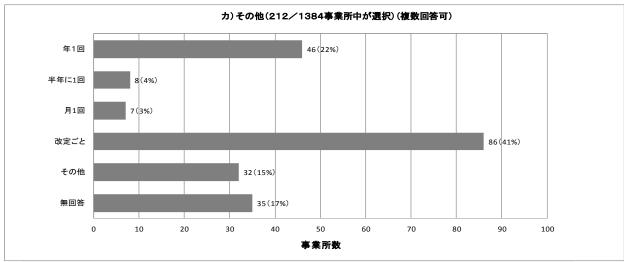


・「その他」の具体的な内容(()内は回答数、()がないものは1件)

			その他()	
【第	1種】					
2.	児童福祉法によるサ	ービス				
	聞き取り調査					
3.	老人福祉法によるサ	ービス				
	必要に応じて					
【第	2種】					
7.	児童福祉法によるサ	ービス				
	必要に応じて	特になし	年数回	今年度は3回	5回	2~3回
13.	その他	•	•			
	随時					

カ) その他

	区分	事業所数	カ)を選択した		カ) マ	を実施した回	数(複数回答	可)	
		尹未川奴	事業者数	年1回	半年に1回	月1回	改定ごと	その他	無回答
	1. 生活保護法によるサービス	3	0	0	0	0	0	0	0
	(事業者コード 1-1~1-4)		0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
	2. 児童福祉法によるサービス	33	27	11	5	2	3	6	0
	(事業者コード 1-5~1-10)	33	82%	41%	19%	7%	11%	22%	Ο%
	3. 老人福祉法によるサービス	212	23	2	0	1	7	3	10
第一種	(事業者コード 1-11~1-13)	2.12	11%	9%	0%	4%	30%	13%	43%
277 TE	4. 障がい者総合支援法によるサービス	84	6	2	0	0	0	4	0
	(事業者コード 1-14)		7%	33%	0%	0%	0%	67%	0%
	5. 売春防止法によるサービス	1	0	0	0	0	0	0	0
	(事業者コード 1-15)		0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
	6. 社会福祉法によるサービス	16	2	0	0	0	1	2	1
	(事業者コード 1-16,17)		13%	0%	0%	0%	50%	100%	50%
	7. 児童福祉法によるサービス	235	24	12	0	0	6	4	2
	(事業者コード 2-20~2-34)	100	10%	50%	0%	0%	25%	17%	8%
	8. 母子及び寡婦福祉法によるサービス	2	0	0	0	0	0	0	0
	(事業者コード 2-35~2-38)		0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
	9. 老人福祉法によるサービス	341	74	6	1	2	46	5	14
第二種	(事業者コード 2-39~2-48)	J	22%	8%	1%	3%	62%	7%	19%
カーモ	10. 障がい者総合支援法によるサービス	344	19	0	0	0	8	8	3
	(事業者コード 2-49~2-54)	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	6%	0%	0%	0%	42%	42%	16%
	11. 身体障がい者福祉法によるサービス	3	0	0	0	0	0	0	0
	(事業者コード 2-55~2-63)		0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
	12. 社会福祉法によるサービス	43	30	11	2	1	14	0	2
	(事業者コード 2-18,2-19,2-65~2-72)		70%	37%	7%	3%	47%	0%	7%
その他	13. その他	67	7	2	0	1	1	0	3
(0) 12	(事業者コード 80)		12%	29%	0%	14%	14%	0%	43%
	合計	1.384	212	46	8	7	86	32	35
	H PI	1,504	15%	22%	4%	3%	41%	15%	17%



	その他()		
第	1種】			
2.	児童福祉法によるサービス			
	施設内に掲示第三者委員による利用者への聴耳	 以調査		
3.	老人福祉法によるサービス			
	施設内での掲示(2) 2ヶ月に1回(2)	委員会3ヶ月に1回(2)	職員採用	時の年4回(2)
	新人職員研修(2) 家族会 書	計面で周知(2) 職場内イン	ターネットでの周知他	職員へ書面で周知
	管理職等が出席する法人の朝礼等での周知	施設体制として全職員役	设員へ周知している	
4.	障がい者総合支援法によるサービス			
	随時(2) 苦情受付、対応の状況など施設内	に掲示 各フロア毎	の全職員参加の会議	
3.	社会福祉法によるサービス			
	必要時に随時全員に文書で通知			
第	2種】			
7.	児童福祉法によるサービス			
	掲示(4) 要綱 新人職員研	修 苦情解決研修会	打合せ等	全員に文書で通知
	園便りに記載 クレームについての研修伝達	運営計画に掲載し配布し	している	決裁文章による周知
∍.	老人福祉法によるサービス			
	2ヶ月に1回 必要時に随時 施設内に掲	示 職員採用時の年4回	カンファレ	ンス会議
	採用時研修施設内研修新人職員研	修会議記録他	職場内ミー	ーティング
	研修へ参加、職員へ周知 マニュアルの	D配布		
	管理職等が出席する法人の朝礼等での周知	施設体制として全職員役	设員へ周知している	
10.	障がい者総合支援法によるサービス			
	必要時に随時 全員に文書で通知 利用者、家族	族への周知 管理職等 <i>だ</i>	が出席する法人の朝礼等 [・]	での周知
	各団体の職員研修会への職員派遣			
12	. 社会福祉法によるサービス			
	必要時に随時			
13.	・その他			
	+c 74 C 75 C C C C C C C C C	H-= 1		

施設運営会議(主任以上の参加) 特になし

職場外研修案内

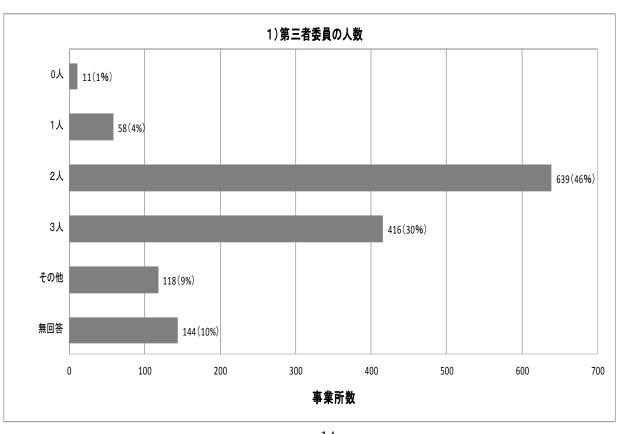
新人職員研修

施設内に掲示

3 第三者委員について

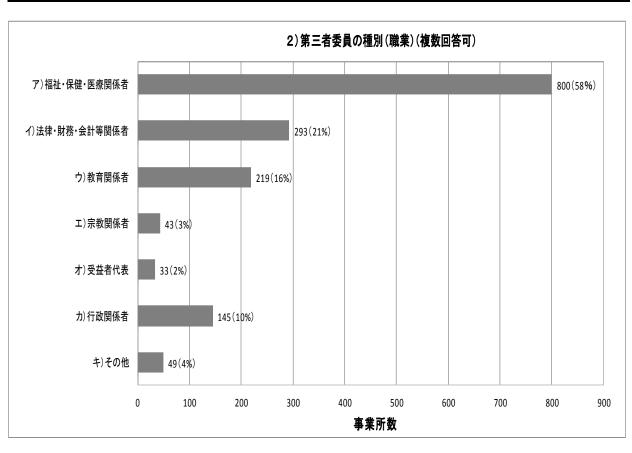
1)第三者委員の人数

	区分	事業所数	0人	1人	2人	3人	その他	無回答	平均人数
	1. 生活保護法によるサービス	3	0	1	1	0	1	0	2.3
	(事業者コード 1-1~1-4)	3	0%	33%	33%	0%	33%	0%	2.0
	2. 児童福祉法によるサービス	33	0	2	14	11	6	1	2.6
	(事業者コード 1-5~1-10)	30	0%	6%	42%	33%	18%	3%	2.0
	3. 老人福祉法によるサービス	212	3	7	112	61	10	17	2.5
第一種	(事業者コード 1-11~1-13)	212	1%	3%	53%	29%	5%	8%	2.3
弗一悝 	4. 障がい者総合支援法によるサービス	84	0	1	53	19	9	5	2.4
	(事業者コード 1-14)	04	0%	1%	63%	23%	11%	6%	2.4
	5. 売春防止法によるサービス	1	0	0	1	0	0	0	2
	(事業者コード 1-15)	'	0%	0%	100%	0%	0%	0%	Z
	6. 社会福祉法によるサービス	10	0	0	12	4	0	0	2.3
	(事業者コード 1-16,17)	16	0%	0%	75%	25%	0%	0%	2.3
	7. 児童福祉法によるサービス	005	0	21	117	42	24	31	0.0
	(事業者コード 2-20~2-34)	235	0%	9%	50%	18%	10%	13%	2.6
	8. 母子及び寡婦福祉法によるサービス		0	0	0	2	0	0	0
	(事業者コード 2-35~2-38)	2	0%	0%	0%	100%	0%	0%	3
	9. 老人福祉法によるサービス	341	6	2	114	143	28	48	2.7
第二種	(事業者コード 2-39~2-48)	341	2%	1%	33%	42%	8%	14%	2.1
,	10. 障がい者総合支援法によるサービス	044	2	24	156	95	36	31	0.5
	(事業者コード 2-49~2-54)	344	1%	7%	45%	28%	10%	9%	2.5
	11. 身体障がい者福祉法によるサービス		0	0	3	0	0	0	
	(事業者コード 2-55~2-63)	3	0%	0%	100%	0%	0%	0%	3
	12. 社会福祉法によるサービス	40	0	0	20	18	1	4	0.0
	(事業者コード 2-18,2-19,2-65~2-72)	43	0%	0%	47%	42%	2%	9%	2.6
スのル	13. その他	67	0	0	36	21	3	7	0.5
てい他	その他 (事業者コード 80)	67	0%	0%	54%	31%	4%	10%	2.5
	∧ =1	1.004	11	58	639	416	118	144	0
	合 計	1,384	1%	4%	46%	30%	9%	10%	3



2) 第三者委員の種別(職業)(複数回答可)

	区分	事業所数	ア)福祉・保 健・医療関係 者	イ)法律・財務・ 会計等関係者	ウ)教育関 係者	工)宗教関 係者	才) 受益者代 表	カ) 行政関係 者	キ)その他
	1. 生活保護法によるサービス	3	2	2	1	0	0	0	1
	(事業者コード 1-1~1-4)	3	67%	67%	33%	0%	0%	0%	33%
	2. 児童福祉法によるサービス	33	26	7	14	2	0	4	11
	(事業者コード 1-5~1-10)	33	79%	21%	42%	6%	0%	12%	33%
	3. 老人福祉法によるサービス	212	114	39	24	6	4	21	113
第一種	(事業者コード 1-11~1-13)	212	54%	18%	11%	3%	2%	10%	53%
分性	4. 障がい者総合支援法によるサービス	84	52	25	11	1	2	9	43
	(事業者コード 1-14)	07	62%	30%	13%	1%	2%	11%	51%
	5. 売春防止法によるサービス	1	0	0	0	0	0	0	1
	(事業者コード 1-15)	'	0%	0%	0%	0%	0%	0%	100%
	6. 社会福祉法によるサービス	16	8	1	2	0	0	0	9
	(事業者コード 1-16,17)	10	50%	6%	13%	0%	0%	0%	56%
	7. 児童福祉法によるサービス	235	128	43	48	8	1	34	90
	(事業者コード 2-20~2-34)	200	54%	18%	20%	3%	0%	14%	38%
	8. 母子及び寡婦福祉法によるサービス	2	2	0	0	0	0	0	0
	(事業者コード 2-35~2-38)	-	100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
	9. 老人福祉法によるサービス	341	189	97	27	5	17	10	181
第二種	(事業者コード 2-39~2-48)	041	55%	28%	8%	1%	5%	3%	53%
カー性	10. 障がい者総合支援法によるサービス	344	209	59	79	19	8	54	142
	(事業者コード 2-49~2-54)	044	61%	17%	23%	6%	2%	16%	41%
	11. 身体障がい者福祉法によるサービス	3	3	0	1	0	0	1	0
	(事業者コード 2-55~2-63)	Ů	100%	0%	33%	0%	0%	33%	0%
	12. 社会福祉法によるサービス	43	26	9	2	0	1	1	16
	(事業者コード 2-18,2-19,2-65~2-72)	70	60%	21%	5%	0%	2%	2%	37%
その他	13. その他	67	41	11	10	2	0	11	32
COL	その他 (事業者コード 80)		61%	16%	15%	3%	0%	16%	48%
	合 計	1,384	800	293	219	43	33	145	49
	p al	1,304	58%	21%	16%	3%	2%	10%	4%



種別	ごとの職業(()内は回	答数、()がないもの								
			ア)福祉	·保健·医療	関係者の具	体的な職業				
【第	1種】									
2.	児童福祉法によるサー	ーピス								
	民生委員(2)		保護士		社協理事長		主任児童委		町社協事	
	乳児院施設長		医師、更	生保護人	民間保育所	相互育成会	理事長、児童	相談所嘱託職	員	
	養護老人ホーム施									
3.	老人福祉法によるサー									
	民生委員(5)					性協委員(3)	医師(2)		社協常務理	理事(2)
		協業医療法人本部(2			委員協議会会			設、後見人、		
	元福祉施設職員(2		社協、事			法人理事			評議員	社協
	看護師	施設長		<u>:</u> ±					介護保険道	
4	児童福祉施設埋事 障がい者総合支援法	事長 福祉系短	期大字教務	₹	当法人評議	貝、氏生委員	1	看護帥、保	<u> </u>	
4.	社会福祉士(3)		로(a)	协举匠债法	1 本却(2)		法人監事(2	١	办罐 伊险"	軍営委員(2)
	社会領征工(3)			助来区原丛 ·長	(八本叫(Z) 一		民生委員長		元人権擁護 元人権擁護	
			山北山加五	∵攻 法人監事⊪	九以工安员 TR生児音季	昌		人ホーム管理		反女只
	市社協ボランティア	社協職員、施設職員 ⁷ 運営委員	市民生児	· 本八血, · 音조昌全副:	可以エル主文 全長	. 🗷	人権擁護委			非法人理事
6.	社会福祉法によるサー	<u> </u>	וויאבוו	,主女只女的,	A IX		八浬班及女	只(怀叹时/、		エムハセザ
•		民生児童委員	町民協会	長・町社協監	事					
【笙	2種】	71777	1124111112	() () () () () () () ()						
	- 1年2 - 児童福祉法によるサ-	-ピス								
•		保育団体の代表者(!	5)	嘱託医師(5) 民間保育	育所相互育成	会理事長、児	童相談所嘱	託職員(4)	
	保育士(3)				/ 24 1-3 (4)	医師(3)		法人監事(2)		他園園長(2
	看護師	児童委員	保護司	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	社協役員	— = 1 \ \ - 7	社協理事長		福祉施設」	
	保育園長	元保育園長	뉴	В	曲坐 细啦		元福祉施設	職員		
	人権擁護委員	育成会理事長	元保育園	園長	専門学校講	師等	主任児童委	員(保健師)		
	元保育士、元保育	園長 社会福祉	法人評議員	Į	幼稚園長・育			評議員、民	選児童委員	
	障害施設NPO法。	人理事 社会福祉:	士、福祉施	設長	法人監事·旺	叮会福祉関係		保健師·民生	生委員・保護	
	社協ボランティア運									
8.	母子及び寡婦福祉法	によるサービス								
	保健師·民生委員									
9.	老人福祉法によるサー									
	民生委員・児童委		医療法人				(4)	元民生委員		病院職員(4)
	介護保険運営委員		社協役員		3 (a)		!事(3)	民生児童委		
	元社会福祉法人理			、元民生委員		評議員(2)	`	保健師・民生		Ē 司(2)
	保護司・町社協・人			童委員協議会		社協監事(2)	民間福祉施 民生委員・ノ		묘
	評議員、民生·児童 他社福祉施設、後			童委員、社協 記長・看護師		看護師 会社員		氏生安貝·/ 民生委員会		
	世位僧位施設、後 町内会長·共募評			。政友· 1			∵町社協監事		云文、仙庙	连争 1\衣
10	障がい者総合支援法		1 设则、	体队未归于 位	<i>t</i>	叫氏励云区	一叫作助画手	•		
	社協職員(10)		尺 牛委員	·児童委員(8	3)	法人監事(7)	市社協ボラ	ンティア運営	·季昌(6)
		議会からの推薦1名(5)		ている。 町社協・人権				元町社協会		保護司(5)
	特別養護老人ホー		元福祉施		ル−Hススス(*/	保護士(3)	. 	元人権擁護		PINEX PIVO
	社会福祉士(3)			.政政(で) [期大学教授((3)	評議員(3)		協業医療法		
	市民生委員・児童	委員長(2)		·薬剤師(2)		福祉職OB(5)	法人役員(2)		
	他社福祉施設、後			施設代表		地域社協理		薬剤師、保		社協監事
	元福祉施設の施設			設介護職員		保健師				員 社協役員
	人権擁護委員、他		元福祉施			相談員		社会福祉協		
	民生委員会会長、	社協理事代表	町社協事	務局長		元施設職員		NPO法人、	理事長	
	町民協会長・町社	協監事	他福祉事	業所代表		身障協会会	長	ボランティア	運営委員	
	町内会長・共募評		北海道社	会福祉協議:	会	看護師		保健師・民生	主委員・保護	養司
11.	身体障がい者福祉法									
<u> </u>	民生委員・児童委									
12.	社会福祉法によるサー		=(0)	1114 = 1 A =				A = 1714	/·	
	看護師(3)	社会福祉協議会監事			:民生児童委	頁		会長、社協理		
	薬剤師、保健師	保健師・民生委員・保	张 護司	町内会長・	共暴評議員		町民協会長	•町社協監事	+	
-	民生児童委員	社協役員								
13.	その他 (た 好/2)	认 协类变现主/心		ᄔᄼ	\	原体征 豆	+ 禾巳 厄=#=	= (0)	ᄆᄼᄥᄝ	
	医師(3) 分切束数甲目	社協常務理事(2)		社協役員(2			主委員・保護: - 昌・保護:ヨ	- J(<i>Z)</i>	団体職員	
	社協事務局長 元法人監事	社協役員、評議員 社会福祉施設事務局	3.E	民生児童委	! ステーション	人権擁護委 _听 트		·町社協監事	社協監事	
	ル広八監事	11. 本油性肥改争物质	双U	ル初回有護	ヘノーンコン	リ区	叫戊励云長	叫仙肠监手	•	

			イ)法律・財務・会計	等関係者の具体的な職	t 業	
【第	1種】					
2.	児童福祉法によるサー	-ビス				
	弁護士	司法書士				
3.	老人福祉法によるサー	-ビス				
	弁護士(8)	税理士(3)	法人監事(2)	司法書士	元金融機関職員	公認会計士
	保護司	法人監事(会計士、	税理士)	社会保険労務士、行	政書士	
4.	障がい者総合支援法に	こよるサービス				
	弁護士(7)	保護司(2)	司法書士	元司法書士	行政書士	弁護士、司法書士
6.	社会福祉法によるサー	-ビス				
	税理士事務所長					
【第						
7.	児童福祉法によるサー	-ビス				
	弁護士(11)	税理士(3)	弁護士、会計士(2)	保護司、	民生委員(2)	弁護士、税理士
	社会保険労務士	労務関係	元金融機関職員			
9.	老人福祉法によるサー	-ビス				
	弁護士(53)	司法書士、行政書士	L (6)	保護司(4)	弁護士・会計事務所(3)	行政元監査委員(2)
	学識経験者(2)	社会保険労務士、行	示政書士(2)	司法書士	税理士	税理士事務所長
	法人監事	元司法書士	元調停委員・人権擁	護委員		
10.	障がい者総合支援法に	こよるサービス				
	弁護士(16)	会計士(3)	社会保険労務士、行	政書士(3)	税理士事務所長(2)	元司法書士(2)
	司法書士	元金融機関職員	元調停委員•人権擁	護委員		
12.	社会福祉法によるサー	-ビス				
	監事	弁護士	税理士事務所長	元調停委員・人権擁護	蒦委員	
13.	その他					
	弁護士(5)	弁護士・会計事務所	Ť			

ウ)教育関係者の具体的な職業										
第	1種】									
2.	児童福祉法によるサー	-ビス								
	大学教授(2)	教育長	短大教授	専門学校専任講師	福祉系大学、准教授	福祉系専門学校教諭				
	大学教授・元児童	家庭支援センター長								
3.	老人福祉法によるサー	-ビス								
	元幼稚園園長(2)	元校長	元中学校長	教育委員会	元高校教諭	学識経験者				
	元中学校校長・元百	市学校教育部長								
4.	障がい者総合支援法に	こよるサービス								
	元教員	元学校長	大学教授	学識経験者	介護専門学校校長					
	市教育委員会教育	委員長								
6.	社会福祉法によるサー	- ビ ス								
	元教員									
第	2種】									
7.	児童福祉法によるサー	-ビス								
		短期大学名誉教授(4	.)	大学教授(2)	学識経験者	教育委員				
	教育相談員			専門学校専任講師		元校長				
		元中学校校長、教員		元小学校長、スクールソー						
9.	老人福祉法によるサー									
	元幼稚園園長(3)		社会教育主事(2)	学識経験者						
10.	障がい者総合支援法									
	元教員(17)	大学教授、講師(6)	介護専門学校校長(4)	元保育所保母(4)	学識経験者(6)	専門学校専任講師(3)				
	元市職員		元小学校·中学校教諭		元幼、小教諭退職者	福祉専門学校教員				
	NPO法人 理事長									
11.	身体障がい者福祉法	こよるサービス								
	大学職員									
12.	社会福祉法によるサー	-ビス								
	元幼稚園園長	学識経験者								
13.	その他									
	元幼稚園園長(3)	元高校校县	長名誉園長							

	エ) 宗教関係者の具体的な職業								
【第	1種】								
2.	児童福祉法によるサービス								
	住職								
3.	老人福祉法によるサービス								
	住職 僧侶	牧師	協会長夫人						
4.	障がい者総合支援法によるサービス								
	住職								
【第	2種】								
7.	児童福祉法によるサービス								
	僧侶(3) 牧師(2)	住職	司祭						
9.	老人福祉法によるサービス								
	僧侶(3)								
10.	. 障がい者総合支援法によるサービス								
	住職(6) 僧侶(5)								
12.	. 社会福祉法によるサービス								

	オ) 受益者代表の具体的な職業							
【第	1種】							
3.	老人福祉法によるサービス							
	家族会会長 家族会代表 ご家族代表							
4.	障がい者総合支援法によるサービス							
	利用者							
【第	2種】							
7.	児童福祉法によるサービス							
	母の会役員、自営業親の会代表							
9.	老人福祉法によるサービス							
	家族会代表(4) 利用者の家族(2) 利用者代表、家族会代表							
10.	. 障がい者総合支援法によるサービス							
	親の会代表(3) 保護者代表(3) 利用者家族 家族会会長							

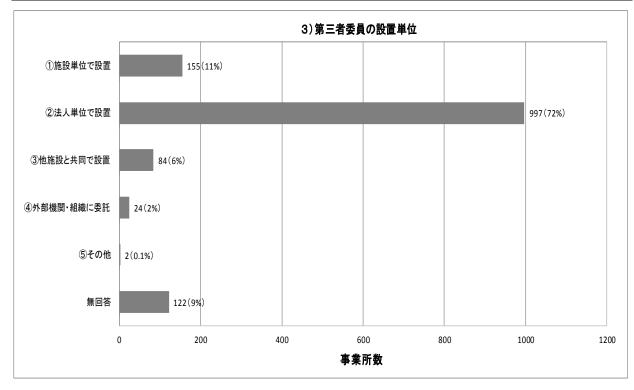
住職

				力) 行政目	関係者の具体的	な職業			
【第	1種】								
2.	児童福祉法による	サービス							
	教育委員	民生委員	児童委員(2	!) 町保優	建福祉課長				
3.	老人福祉法による	サービス							
	民生委員•児童	童委員(3)	町議員	行政追	見職者	自治会会長	ξ		
	法人評議員、	民生児童委員							
4.	障がい者総合支払	爰法によるサーヒ	ころ						
	民生委員•児童	童委員(3)	民生•児童	委員協議会	町保健福	祉課長	市人権擁護	委員	前市役所管理職
	議会議員		市総務委員	会委員					
【第	2種】								
7.	児童福祉法による	サービス							
	民生委員•児童	童委員(15)		民生委員•児童	委員(5)	元行政職員	₫(3)	教育委員(2)	
	市総務委員会	委員		元保健福祉関係	公務員	担当課課長	ζ	法人評議員	
9.	老人福祉法による	サービス							
	民生委員•児童			法人評議員、民	生児童委員(3)	町保健福祉	上課(2)	職員OB(3)	
10.	障がい者総合支持	爰法によるサーヒ	ころ						
	市総務委員会	:委員(6)		町議(5)	町保健福	祉課(5)	教育委員(4))	前市役所管理職(4)
	元町職員(4)	元行政職	員(4)	民生委員・児童会	委員(3)市総務委	員会委員	行政元監査	委員	元市助役(2)
	議会議員	町保健福			町保健福	祉課職員	法人評議員	、民生児童委	員
	地区社協職員								
11.	身体障がい者福祉	Ŀ法によるサーb	ころ						
	行政OB								
12.	社会福祉法による	· ·							
	民生児童委員	元市役所	職員	役場福祉課長					

				キ) その他の	具体的な職業		
	1種】						
2.	児童	[福祉法によるサーb	≟ ス				
		無職	保護司		産業カウンセラー	卒園生、旧職員、ボランテク	ィア団体等
	± 1	主婦	自治会長	行政相談員	カウンセラー		
3.	老人	、福祉法によるサーb 法人監事(16)		法人役員(4)	住民団体役員(3)	老人クラブ会長、法人会専	汝理事(2)
			子誠在駅右(4) 評議員(3)		任氏凹体仅具(3) 民生委員(2)	セスクラクラス (法人監事)、無職	
			市町内会連絡協議会			町内会長、会社社長、市議	
					町内会関係者	当法人の監事及び評議員	
			元法人役員			地域住民の代表として元配	
			民間			法人監事、人権擁護委員、	
		自営	保護司	建築関係者	会社役員	町内関係者、社協関係者	
		看護師	建設代表	農業、商業	元副施設 施設長	ボランティアサークル代表・	·有識者
		町内の有識者	本会評議員、本会監			社会福祉法人役員兼学識	経験者
		民生委員、法人役員		町内会会長·元福祉施	設長	利用者家族、電気工経営	
		地域住民、ボランティ		法人前監事兼元幼稚園	園園長 ボランティア	(施設内で活動(組織)して	いるボランティア)
_	nd- 14	元信用金庫支店長、					
4.	陣か	い者総合支援法に		二十分中央が行列を引	1.88 (5. 1 ./o)	↑ +1 ⟨ 1 , □	— — п. «п.
			無職(2)	元法律家及び福祉施設		会社役員 地域代表·法人監查員	元市助役 四社会教育委员
			監事·評議員 保護司	家族会役員、評議員元行政関係者		地域代表·法人監查員 元中学校長·元福祉施設期	
			会社員	元町内会長・元知的障		法人監事、評議員、自治長	
		家族会、利用者、学		女性フォーラム副会長		法人監事、評議員、地域自	
		一般の方(民生委員		町人権擁護委員・町社		地域ボランティア団代表	元法人役員 元法人役員
5.	売春	・ ROOM RELEGIES				/- / I/ AIVX	- フロロスハ以を
		法人監事					
6.	社会	・福祉法によるサート	さス				
		学識経験者	行政•福祉経験者	大学職員、行政部	地域代表	元行政関係者、民生委員	児童委員
		法人監事	元行政職員	元福祉施設施設長、元	会社監査役		
【第2	2種】						
7.	児童	[福祉法によるサーb					
				産業カウンセラー(4)			元行政関係者(2)
			自治会長(2)			法人監事、評議員、地域自	
						元幼稚園園長、元保育園園	園長、元保護者
		元法務局勤務・商店		元会社役員・現会社役		民生委員・協議会会長	v = + o = +
		保護者代表及び評議		法人元監事・元施設長			当事者の家族
			町内会長 地域住民、民生児童	町内会長、民生委員 **			地域の住民 社協監事
			地域任氏、氏生児里: 自営業		地域関係者 近隣住民(商店街自治会)		^{社協監事} 行政退職者
					会社経営者、消防士	IX)	11 以 区 帆 日
9.	老人	、福祉法によるサート		NATA NA	<u> </u>		
		評議員(38)		法人役員(11)	学識経験者(10)	元信用金庫支店長、厚生化	保護会理事(6)
				市町内会連絡協議会会		無職(5)	住民団体役員(4)
				法人監事、人権擁護委	員、民生児童委員(3)	法人理事(3)	地域関係者(2)
		学識経験者1名、地	域住民代表1名、どち		行政・福祉経験者(2)	自営(2)	大学職員、行政OB(2)
		自営業(監事)、無職	(評議員)(2)		郵便局長(2)		評議員、監事(2)
			看護師			監事、民生委員、調停委員	让他
		·- ·-···				行政OB、町内会関係者	w
		町内関係者				町人権擁護委員・町社会教	
		評議員 家族会代表 民生委員、法人監事		法人前監事兼元幼稚園 元司法書士		法人評議員、法人監事 : 民生児童委員協議会会長	
		元法律家及び福祉旅		元可法書工元行政関係者、民生委	· - · - · · - ·	戊 生児里安貝励硪云云女	、兀叩助坟
10		パスロックの パい者総合支援法に		九门以因际行、氏工女	貝兀里女貝		
	FT.70			地域関係者(5)	評議員(5)	地域ボランティア団体会長	(4)
			監事(4)	元法人役員(4)		地域ボランティア団体代表	
			保健師(3)			町人権擁護委員・町社会教	
		会社役員(2)		元民生委員(2)		家族会代表、法人監事(2)	
		障がい者団体代表(2	2)	地区自治会長、民生委		学識経験者1名・地域住民	
		監事、民生委員、調	停委員他	行政·福祉経験者	市民ネット	地元商店·地元女性部	
		社協監事	住民代表	地域在住者	地域自治会役員	地域住民 :	地区会長
		農業、会社員	町社会教育委員2名	法人、保護者会、会長	法人監事、人権擁護委員		
			生保護女性会:会長			ボランティアサークル代表・	
		ボランティア団体、商	工関係者	まちづくり会委員		元中学校長・元福祉施設駅	戦員・目治会長
				元信用金庫支店長、厚	生保護会理事	他の社会福祉法人理事	
10	4	₹福祉法によるサーヒ	- ^	曲** 人牡豆(0)	元行动即位字 尼州老马	旧帝禾昌/の	町内今
12.		行政。 短机 奴 FA 老/ 4	١		元行政関係者、民生委員	汇里安貝(2)	町内会長
12.		行政·福祉経験者(4)		農業、会社員(3)	大学職員 行政へ口		
		監事、民生委員、調			大学職員、行政OB		
		監事、民生委員、調)他	亭委員他	地域関係者		会社経堂	白觉業者
	その	監事、民生委員、調)他 無職(3)	停委員他 学識経験者(2)	地域関係者 学識経験者、民生委員	(2)		自営業者 住民組織
	その	監事、民生委員、調)他 無職(3) 行政OB、町内会関	亭委員他 学識経験者(2) 系者	地域関係者	(2) る物		自営業者 住民組織
	その	監事、民生委員、調他 他 無職(3) 行政OB、町内会関 大学職員、行政部	亭委員他 学識経験者(2) 系者 地区民生委員児童委	地域関係者 学識経験者、民生委員 苦情解決に見識を有す	(2) る物	住民自治代表者	住民組織

3)第三者委員の設置単位

- , , , , - ,	区分	事業所数	①施設単位で 設置	②法人単位で 設置	③他施設と共 同で設置	④外部機関・ 組織に委託	⑤その他	無回答
	1. 生活保護法によるサービス		0	3	0	0	0	0
	(事業者コード 1-1~1-4)	3	0%	100%	0%	0%	0%	0%
	2. 児童福祉法によるサービス	33	12	15	4	2	0	0
	(事業者コード 1-5~1-10)	33	36%	45%	12%	6%	0%	0%
	3. 老人福祉法によるサービス	212	23	158	10	4	1	16
第一種	(事業者コード 1-11~1-13)	212	11%	75%	5%	2%	0.5%	8%
- 第一性	4. 障がい者総合支援法によるサービス	84	10	62	10	1	0	1
	(事業者コード 1-14)	04	12%	74%	12%	1%	0%	1%
	5. 売春防止法によるサービス	1	0	1	0	0	0	0
	(事業者コード 1-15)	'	0%	100%	0%	0%	0%	0%
	6. 社会福祉法によるサービス	16	0	15	0	0	0	1
	(事業者コード 1-16,17)	10	0%	94%	0%	0%	0%	6%
	7. 児童福祉法によるサービス	235	61	130	10	8	1	25
	(事業者コード 2-20~2-34)	200	26%	55%	4%	3%	0.4%	11%
	8. 母子及び寡婦福祉法によるサービス	2	0	2	0	0	0	0
	(事業者コード 2-35~2-38)		0%	100%	0%	0%	0%	0%
	9. 老人福祉法によるサービス	341	12	264	18	3	0	44
第二種	(事業者コード 2-39~2-48)	041	4%	77%	5%	1%	0%	13%
カー性	10. 障がい者総合支援法によるサービス	344	35	252	30	4	0	23
	(事業者コード 2-49~2-54)	044	10%	73%	9%	1%	0%	7%
	11. 身体障がい者福祉法によるサービス	3	0	2	0	1	0	0
	(事業者コード 2-55~2-63)	L °	0%	67%	0%	33%	0%	0%
	12. 社会福祉法によるサービス	43	1	37	1	0	0	4
	(事業者コード 2-18,2-19,2-65~2-72)	70	2%	86%	2%	0%	0%	9%
その他	13. その他	67	1	56	1	1	0	8
COLIE	(事業者コード 80)	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	1%	84%	1%	1%	0%	12%
	合 計	1.384	155	997	84	24	2	122
		1,304	11%	72%	6%	2%	0.1%	9%

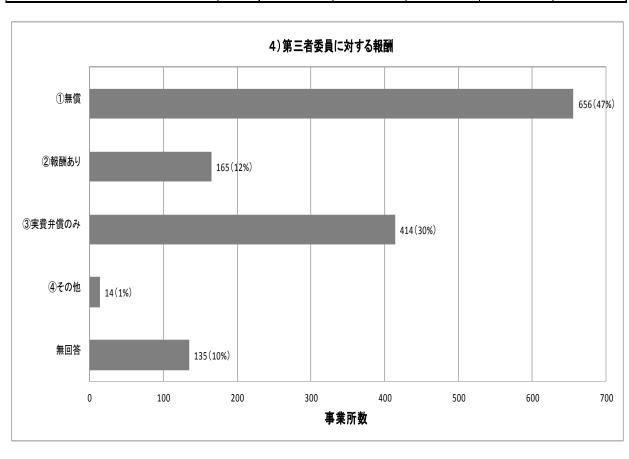


・「⑤その他」の具体的な内容(()内は回答数、()がないものは1件)

	⑤その他 ()	
【第	(第1種)	
3.	3. 老人福祉法によるサービス	
	明るい福祉施設をつくる運営協議会	
【第	[第2種]	
7.	7. 児童福祉法によるサービス	
	民間保育所相互育成会	

4)第三者委員に対する報酬

	安貝に刈りの桝断 区分	事業所数	①無償	②報酬あり	③実費弁償のみ	④その他	無回答
	1. 生活保護法によるサービス	3	1	0	2	0	0
	(事業者コード 1-1~1-4)	,	33%	0%	67%	0%	0%
	2. 児童福祉法によるサービス	33	16	4	13	0	0
	(事業者コード 1-5~1-10)	33	48%	12%	39%	0%	0%
	3. 老人福祉法によるサービス	212	93	35	60	6	18
第一種	(事業者コード 1-11~1-13)	212	44%	17%	28%	3%	8%
- 第一性 	4. 障がい者総合支援法によるサービス	84	37	10	36	0	1
	(事業者コード 1-14)	04	44%	12%	43%	0%	1%
	5. 売春防止法によるサービス	1	1	0	0	0	0
	(事業者コード 1-15)	'	100%	0%	0%	0%	0%
	6. 社会福祉法によるサービス	16	11	2	2	0	1
	(事業者コード 1-16,17)	10	69%	13%	13%	0%	6%
	7. 児童福祉法によるサービス	235	145	18	42	2	28
	(事業者コード 2-20~2-34)	200	62%	8%	18%	1%	12%
	8. 母子及び寡婦福祉法によるサービス	2	1	1	0	0	0
	(事業者コード 2-35~2-38)		50%	50%	0%	0%	0%
	9. 老人福祉法によるサービス	341	138	36	114	4	49
第二種	(事業者コード 2-39~2-48)	041	40%	11%	33%	1%	14%
カー性	10. 障がい者総合支援法によるサービス	344	156	44	117	1	26
	(事業者コード 2-49~2-54)	344	45%	13%	34%	0.3%	8%
	11. 身体障がい者福祉法によるサービス	3	3	0	0	0	0
	(事業者コード 2-55~2-63)	J	100%	0%	0%	0%	0%
	12. 社会福祉法によるサービス	43	22	3	13	1	4
	(事業者コード 2-18,2-19,2-65~2-72)	70	51%	7%	30%	2%	9%
その他	13. その他	67	32	12	15	0	8
ての心	(事業者コード 80)	0,	48%	18%	22%	0%	12%
	合 計	1,384	656	165	414	14	135
		1,304	47%	12%	30%	1%	10%



-「②報酬あり」の金額と頻度(費用弁償を含む)(()内は回答数、()がないものは1件)

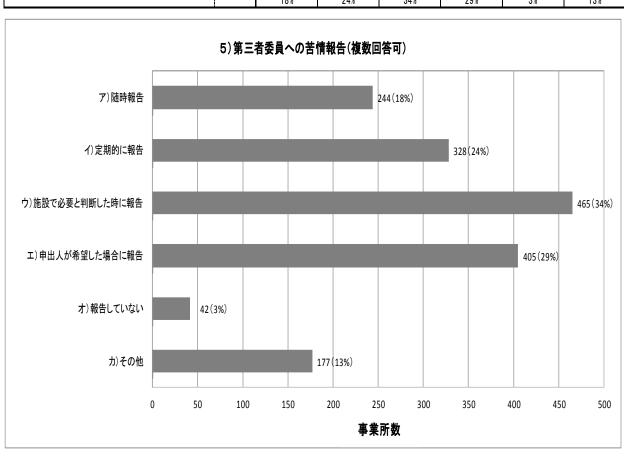
	②報酬あ	/(金額		円/頻度)	
【第	1種】						
2.	児童福祉法によるサービス						
	3,000円/3回 5,0	00円/1回					
3.	老人福祉法によるサービス						
	5,000円/1回(6) 10,000円/頻	度不明(5)	5,000円/頻度	逐不明(3)	3,000円/頻度不	5明(2)	10,000円/1回
	7,700円/1回 5,000円/年2	20	5,000円/年1	回	4,500円/頻度不	明	
	2,500円/4時間以内		2,000円/頻度		1,000円/頻度不	明	
4.	障がい者総合支援法によるサービス						
	15,000円/日額 13,000円/遃	宜	7,700円/日額	Į.	5,000円/頻度不	明	5,000円/年4回
6.	社会福祉法によるサービス						
	2,000円/1回 1,000円/1回						
【第	2種】						
7.	児童福祉法によるサービス						
	5,000円/1回(5) 2,000円/1回](2)	2,000円/1時	間(2)	13,000円/適宜		7,700円/1回
	7,000円/1回 5,000円/年	⋛費	3,000円/1回				
9.	老人福祉法によるサービス						
	10,000円/頻度不明(6)	1,000円	/1回(4)	3,000円/1回(3)	3,000円/頻度不	明(2)
	2,500円/4時間以内(2)	日当十3	交通費(2)	8,000円/1回		7,700円/1訪問	
	5,000円/頻度不明	4,500円	/頻度不明	2,000円/頻度7	下明	2,000円/1回	会費支給
10.	障がい者総合支援法によるサービス						
	5,000円/1回(6)	3,000円	/年1回(4)	2,000円/1回(5)	20,000円/1回(2)
	13,000/適宜(2)	7,700円	/日額(2)	3,000円/1回(2)	7,700円/年2回	
	1,000円/状況に応じて						
12.	社会福祉法によるサービス						
	5,000円/頻度不明	1,000円	/10				
13.	その他						
	10,000円/頻度不明(3)	5,000円	/頻度不明(2)	7,700円/頻度2	下明	3,000円/1回	
	3,000円/頻度不明	1,000円	/頻度不明				
	中立性を確保できない場合であっ	て、本会からの <u>事</u>	要請に応じた時は	旅費を支給(費用弁	賞)		

・「④その他」の具体的な内容

			④その他()						
【第	(第1種)									
3.	. 老人福祉法によるサービス									
	会費	日当·車賃	年1回の報告	法人旅費規程による	規定に基づいて支給					
【第	2種】									
7.	児童福祉法によるサー	ービス								
	不明	資料代								
9.	老人福祉法によるサー	-ビス								
	法人旅費規程によ									
10.	障がい者総合支援法	こよるサービス								
	法人で対応してい	て不明								

5)第三者委員への苦情報告(複数回答可)

<u> </u>	「 委員への苦情報告(複数回答可) 区分	事業所数	ア)随時報告	イ)定期的に 報告	ウ)施設で必要と 判断した時に報告	エ)申出人が希望した場合に報告	オ)報告してい ない	カ)その他
	1. 生活保護法によるサービス	3	0	1	1	1	0	1
	(事業者コード 1-1~1-4)	,	0%	33%	33%	33%	0%	33%
	2. 児童福祉法によるサービス	33	3	15	10	8	0	6
	(事業者コード 1-5~1-10)	33	9%	45%	30%	24%	0%	18%
	3. 老人福祉法によるサービス	212	41	75	84	62	6	15
第一種	(事業者コード 1-11~1-13)	212	19%	35%	40%	29%	3%	7%
,	4. 障がい者総合支援法によるサービス	84	18	23	35	28	4	5
	(事業者コード 1-14)	04	21%	27%	42%	33%	5%	6%
	5. 売春防止法によるサービス	1	0	0	1	1	0	0
	(事業者コード 1-15)	'	0%	0%	100%	100%	0%	0%
	6. 社会福祉法によるサービス	16	0	1	3	1	1	7
	(事業者コード 1-16,17)	10	0%	6%	19%	6%	6%	44%
	7. 児童福祉法によるサービス	235	35	26	96	62	4	32
	(事業者コード 2-20~2-34)	230	15%	11%	41%	26%	2%	14%
	8. 母子及び寡婦福祉法によるサービス	2	0	0	0	0	2	0
	(事業者コード 2-35~2-38)		0%	0%	0%	0%	100%	0%
	9. 老人福祉法によるサービス	341	57	99	88	90	9	39
第二種	(事業者コード 2-39~2-48)	041	17%	29%	26%	26%	3%	11%
カー性	10. 障がい者総合支援法によるサービス	344	75	65	120	130	5	40
	(事業者コード 2-49~2-54)	344	22%	19%	35%	38%	1%	12%
	11. 身体障がい者福祉法によるサービス	3	0	1	0	0	0	2
	(事業者コード 2-55~2-63)	L °	0%	33%	0%	0%	0%	67%
	12. 社会福祉法によるサービス	43	4	9	13	9	1	9
	(事業者コード 2-18,2-19,2-65~2-72)	70	9%	21%	30%	21%	2%	21%
その他	13. その他	67	11	13	14	13	10	21
くの心	(事業者コード 80)	VI	16%	19%	21%	19%	15%	31%
	合 計	1,384	244	328	465	405	42	177
		1,304	18%	24%	34%	29%	3%	13%



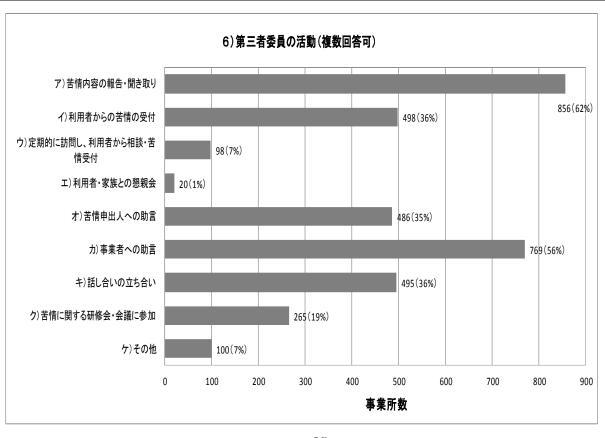
・「イ)定期的に報告」の頻度(()内は回答数、()がないものは1件)

		1	() 定期的に報告(頻度	:	ヶ月)	
【第	1種】					
2.	児童福祉法によるサー	-ビス				
	6ヶ月(6)	2ヶ月	3ヶ月	12ヶ月		
3.	老人福祉法によるサー	ービス				
	6ヶ月(19)	12ヶ月(17)	3ヶ月(4)	1ヶ月(3)	3~6ヶ月	4ヶ月
4.	障がい者総合支援法	によるサービス				
	12ヶ月(6)	6ヶ月(4)	2ヶ月(2)	1ヶ月	3ヶ月	4ヶ月
6.	社会福祉法によるサー	-ビス				
	12ヶ月					
【第	2種】					
7.	児童福祉法によるサー	-ビス				
	6ヶ月(9)	3ヶ月(2)	1ヶ月	4ヶ月	12ヶ月	
9.	老人福祉法によるサー	- ビ ス				
	12ヶ月(27)	3ヶ月(12)	6ヶ月(8)	1ヶ月(3)	2ヶ月(3)	2~3ヶ月
	3~6ヶ月					
10.	障がい者総合支援法	によるサービス				
	12ヶ月(27)	6ヶ月(12)	2ヶ月(6)	3ヶ月(4)	4ヶ月	1ヶ月
12.	社会福祉法によるサー	ービス				
	12ヶ月(4)	6ヶ月				
13.	その他					
	6ヶ月(5)	12ヶ月(3)	2ヶ月(2)			

• ſ <u>†</u>	」)その他」の具体的な内容		
		カ)その他()
【第	1種】		
1.	生活保護法によるサービス		
	苦情がない		
2.	児童福祉法によるサービス		
	苦情がない(3)	苦情があった場合、報告(2)	急を要する事案があった場合
3.	老人福祉法によるサービス		
	苦情がない(6)	申出人が希望した場合(2)	苦情があった場合、報告
	申出人が希望した場合、施設な	が重要と判断した結果の報告	全ての苦情を年1回する他、必要時随時報告
		者からの第三者委員への参加申し出	がなかったため
4.	障がい者総合支援法によるサービ	ピス	
	苦情がない	大きな苦情はなく、要望が多い	苦情があった場合、報告
6.	社会福祉法によるサービス		
	苦情がない(4)	苦情があった場合、報告	必要があると判断した場合に報告
【第	2種】		
7.	児童福祉法によるサービス		
	苦情がない(11)	苦情があった場合、報告	必要があると判断した場合に報告 委員会の折に報告
	第三者委員へ報告するものは	出ていない。	全ての苦情を年1回する他、必要時随時報告 年度末
9.	老人福祉法によるサービス		
	苦情がない(11)	苦情があった場合、報告	設置に10年ほどになるがトラブルは一件のみである
	年1回の苦情解決委員会にで	報告全ての苦情を	5年1回する他、必要時随時報告
	必要があると判断した場合に幸	服告 申出人が希望	望した場合、施設が重要と判断した結果の報告
	第三者委員の助言、立会いを		はあったが申し出者からの第三者委員への参加申し出がなかったため
10.	障がい者総合支援法によるサービ	ピス	
	苦情がない(11)	苦情があった場合、報告(3)	必要があると判断した場合に報告(2)
	申出人が希望しない事案を除る	き報告(2)	年1回苦情解決委員会にて報告
	申出人が希望した場合、施設力	が重要と判断した結果の報告	第三者委員の助言、立会いを要する場合
	苦情解決責任者の判断で報告		
11.	身体障がい者福祉法によるサービ	ピス	
	苦情がない(2)		
12.	社会福祉法によるサービス		
	苦情がない(5)	必要があると判断した場合に報告	
13.	その他		
	苦情がない(11)	全ての苦情を年1回する他、必要問	F随時報告

6)第三者委員の活動(複数回答可)

0/3/	「 会員の活動(複数旧音可) 区分	事業所数	ア)苦情内容の報告・聞き取り	からの苦	ウ)定期的 に訪問し、 利用者から 相談・苦情 受付		オ)苦情 申出人へ の助言	カ)事業 者への助 言	キ)話し 合いの立 ち合い	ク) 苦情に 関する研 修会・会議 に参加	ケ)その 他
	1. 生活保護法によるサービス	3	2	1	0	0	2	2	1	1	0
	(事業者コード 1-1~1-4)		67%	33%	0%	0%	67%	67%	33%	33%	0%
	2. 児童福祉法によるサービス	33	21	14	2	0	10	20	14	11	4
	(事業者コード 1-5~1-10)	33	64%	42%	6%	0%	30%	61%	42%	33%	12%
	3. 老人福祉法によるサービス	212	144	83	15	0	67	118	74	38	15
第一種	(事業者コード 1-11~1-13)	212	68%	39%	7%	0%	32%	56%	35%	18%	7%
77 1E	4. 障がい者総合支援法によるサービス	84	64	33	14	3	38	61	33	15	8
	(事業者コード 1-14)	04	76%	39%	17%	4%	45%	71%	39%	18%	10%
	5. 売春防止法によるサービス	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0
	(事業者コード 1-15)		0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	100%	0%
	6. 社会福祉法によるサービス	16	9	5	0	0	7	6	8	4	1
	(事業者コード 1-16,17)	10	56%	31%	0%	0%	44%	38%	50%	25%	6%
	7. 児童福祉法によるサービス	235	119	70	7	2	82	119	83	33	18
	(事業者コード 2-20~2-34)		51%	30%	3%	1%	35%	51%	35%	14%	8%
	8. 母子及び寡婦福祉法によるサービス	2	1	0	0	0	0	0	0	1	0
	(事業者コード 2-35~2-38)	-	50%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	50%	0%
	9. 老人福祉法によるサービス	341	189	121	21	3	94	181	108	71	18
第二種	(事業者コード 2-39~2-48)	041	55%	35%	6%	1%	28%	53%	32%	21%	5%
カー性	10. 障がい者総合支援法によるサービス	344	245	121	37	7	139	209	131	66	30
	(事業者コード 2-49~2-54)	044	71%	35%	11%	2%	40%	61%	38%	19%	9%
	11. 身体障がい者福祉法によるサービス	3	0	2	0	0	2	0	2	3	0
	(事業者コード 2-55~2-63)	Ů	0%	67%	0%	0%	67%	0%	67%	100%	0%
	12. 社会福祉法によるサービス	43	24	22	0	0	17	19	18	11	2
	(事業者コード 2-18,2-19,2-65~2-72)	70	56%	49%	0%	0%	40%	44%	42%	26%	5%
その他	13. その他	67	38	26	2	5	28	34	23	10	4
(ひ他	(事業者コード 80)	0,	57%	39%	3%	7%	42%	51%	34%	15%	6%
	合 計	1,384	856	498	98	20	486	769	495	265	100
		1,304	62%	36%	7%	1%	35%	56%	36%	19%	7%



-「ケ)その他」の具体的な内容(()内は回答数、()がないものは1件) ケ)その他(【第1種】 2. 児童福祉法によるサービス 懲戒権濫用の有無の聴き取り調査(年1回)(児童と面接) 事業者内主催行事に参加 苦情受付件数がない(特に活用してない) 3. 老人福祉法によるサービス 事業者内主催行事に参加 必要に応じて委員の意見を求める 苦情解決連絡会議の出席 施設内で解決できており報告のみ 事例が発生した場合 あまり苦情がない為、活動がない 話し合いの結果や改善事項等の確認 苦情受付件数がない(特に活用してない)が、苦情があった場合に対応してもらっている 4. 障がい者総合支援法によるサービス 定期的に来園され、確認している 法人主催の研修会への出席活動なし 6. 社会福祉法によるサービス 第三者委員に報告が必要な場合のみ 【第2種】 7. 児童福祉法によるサービス 苦情受付件数がない(特に活用してない)(7) 年に一度職員との勉強会を実施 第三者委員に要請があった時 行事等の折、園を訪問しながら情報交換を行っている 理事会議、評議員会議出席 事業者内主催行事に参加(2) 理事会参加等大きな苦情がないので小さなことも報告(ノート等) 必要に応じて不明 8. 母子及び寡婦福祉法によるサービス 第三者委員に報告が必要な場合のみ 苦情受付件数がない(特に活用してない)(3) 必要に応じて委員の意見を求める 話し合いの結果や改善事項等の確認 理事会議、評議員会議出席 事例が発生した場合 苦情受付件数がない(特に活用してない)が、苦情があった場合に対応してもらっている 委員会の開催 苦情内容の報告を受けた場合は、内容確認、苦情申出人に対して報告を受けた旨を通知 9. 老人福祉法によるサービス 第三者委員に報告が必要な場合のみ 苦情受付件数がない(特に活用してない)(2) 定期的に訪問された際に確認

事業所への訪問様子伺い

必要に応じて活動

理事会議、評議員会議出席

第三者委員に報告が必要な場合のみ

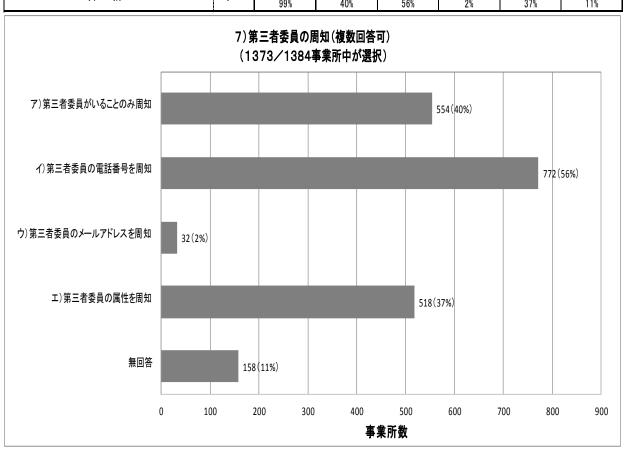
話し合いの結果や改善事項等の確認

13. その他

苦情受付件数がない(特に活用してない)

7) 第三者委員の周知(複数回答可)

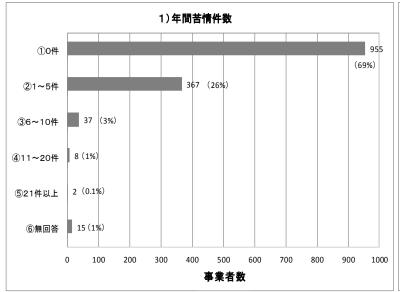
7/33=1	百安貝の周知(複数四各可)	事業所数	2-3)で周知して いると回答した事 業所数	ア)第三者委員がいることのみ周知	イ)第三者委員の 電話番号を周知	ウ)第三者委員の メールアドレスを 周知	エ)第三者委員の 属性を周知	無回答
	1. 生活保護法によるサービス	3	2	0	0	1	1	0
	(事業者コード 1-1~1-4)	,	67%	0%	0%	50%	50%	0%
	2. 児童福祉法によるサービス	33	33	9	21	4	18	2
	(事業者コード 1-5~1-10)	33	100%	27%	64%	12%	55%	6%
	3. 老人福祉法によるサービス	212	211	94	140	3	73	24
第一種	(事業者コード 1-11~1-13)	212	100%	44%	66%	1%	34%	11%
,	4. 障がい者総合支援法によるサービス	84	84	34	55	1	48	4
	(事業者コード 1-14)	04	100%	40%	65%	1%	57%	5%
	5. 売春防止法によるサービス	1	1	1	0	0	0	0
	(事業者コード 1-15)	'	100%	100%	0%	0%	0%	0%
	6. 社会福祉法によるサービス	16	16	5	8	0	5	3
	(事業者コード 1-16,17)	10	100%	31%	50%	0%	31%	19%
	7. 児童福祉法によるサービス	235	234	80	167	8	101	18
	(事業者コード 2-20~2-34)	230	100%	34%	71%	3%	43%	8%
	8. 母子及び寡婦福祉法によるサービス	2	1	1	0	0	0	0
	(事業者コード 2-35~2-38)	2	50%	50%	0%	0%	0%	0%
	9. 老人福祉法によるサービス	041	341	146	114	2	74	57
- 佐一氏	(事業者コード 2-39~2-48)	341	100%	43%	33%	1%	22%	17%
第二種	10. 障がい者総合支援法によるサービス	344	343	134	210	13	160	33
	(事業者コード 2-49~2-54)	344	100%	39%	61%	4%	47%	10%
	11. 身体障がい者福祉法によるサービス	3	3	0	0	0	3	0
	(事業者コード 2-55~2-63)	3	100%	0%	0%	0%	100%	0%
	12. 社会福祉法によるサービス	40	42	23	26	0	14	6
	(事業者コード 2-18,2-19,2-65~2-72)	43	98%	53%	60%	0%	33%	14%
スのル	13. その他	67	62	27	31	0	21	11
その他	(事業者コード 80)	67	93%	40%	46%	0%	31%	16%
	A =1		1,373	554	772	32	518	158
	合 計	1,384	99%	40%	56%	2%	37%	11%

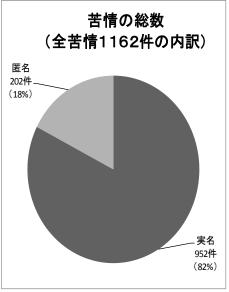


4 苦情内容及び解決方法について

1) 2) 年間苦情件数と実名・匿名の内訳

1) 4)	年間苦情件数と実名・匿名の内訳			± .	吉情件数別	の事業所数	数 		⑦苦情が		
	区 分	事業所数	①0件	②1~5 件	③6~10 件	④11~2 0件	⑤21件 以上	⑥無回答	あった事	⑧苦情の 総数	⑨平均苦 情件数
	1. 生活保護法によるサービス (事業者コード 1-1~1-4)	3	2	1	0	0	0	0	1	3	3.0
			67%	33%	0%	0%	0%	0%	実名:1 匿名:0	実名:3 匿名:0	実名:3.0 匿名:0.0
	2. 児童福祉法によるサービス (事業者コード 1-5~1-10)	33	16	11	4	2	0	0	17	83	4.9
			48%	33%	12%	6%	0%	0%	実名:16 匿名:5	実名:66 匿名:17	実名:4.1 匿名:3.4
	3. 老人福祉法によるサービス (事業者コード 1-11~1-13)	212	105	90	13	3	0	1	106	319	3.0
第一種		-112	50%	42%	6%	1%	0%	1%	実名:98 匿名:28	実名:274 匿名:45	実名:2.8 匿名:1.6
77 1 <u>E</u>	4. 障がい者総合支援法によるサービス (事業者コード 1-14)	84	60	20	1	0	1	2	22	79	3.6
		04	72%	24%	1%	0%	1%	2%	実名:20 匿名:3	実名:40 匿名:39	実名:2.0 匿名:13
	5. 売春防止法によるサービス (事業者コード 1-15)	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0.0
		<u>'</u>	100%	0%	0%	0%	0%	0%	実名:0 匿名:0	実名:0 匿名:0	実名:0.0 匿名:0.0
	6. 社会福祉法によるサービス (事業者コード 1-16,17)	16	15	1	0	0	0	0	1	2	2.0
			94%	6%	0%	0%	0%	0%	実名:1 匿名:1	実名:1 匿名:1	実名:1.0 匿名:1.0
	7. 児童福祉法によるサービス (事業者コード 2-20~2-34)	235	174	49	8	0	0	4	57	152	2.7
			74%	21%	3%	0%	0%	2%	実名:45 匿名:23	実名:114 匿名:38	実名:2.5 匿名:1.7
	8. 母子及び寡婦福祉法によるサービス (事業者コード 2-35~2-38)	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0.0
		_	100%	0%	0%	0%	0%	0%	実名:0 匿名:0	実名:0 匿名:0	実名:0.0 匿名:0.0
	9. 老人福祉法によるサービス (事業者コード 2-39~2-48)	341	213	121	5	2	0	0	128	305	2.4
第二種			62%	35%	1%	1%	0%	0%	実名:121 匿名:18	実名:279 匿名:26	実名:2.3 匿名:1.4
	10. 障がい者総合支援法によるサービス (事業者コード 2-49~2-54)	344	279	51	4	1	1	8	57	155	2.7
			80%	15%	1%	1%	1%	2%	実名:52 匿名:9	実名:139 匿名:16	実名:2.7 匿名:1.7
	11. 身体障がい者福祉法によるサービス (事業者コード 2-55~2-63)	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0.0
			100%	0%	0%	0%	0%	0%	実名:0 匿名:0	実名:0 匿名:0	実名:0.0 匿名:0.0
	12. 社会福祉法によるサービス (事業者コード 2-18,2-19,2-65~2-72)	43	33	8	2	0	0	0	10	29	2.9
			77%	19%	5%	0%	0%	0%	実名:8 匿名:7	実名:13 匿名:16	実名:1.6 匿名:2.3
その他	13. その他 (事業者コード 80)	67	52	15	0	0	0	0	15	35	2.3
C 47 IE		<u> </u>	78%	22%	0%	0%	0%	0%	実名:13 匿名:5	実名:28 匿名:7	実名:2.1 匿名:1.4
	슼 計	1,384	955	367	37	8	2	15	414	1162	2.8
	合 計		69%	27%	3%	1%	0.1%	1%		実名:952 匿名:202	

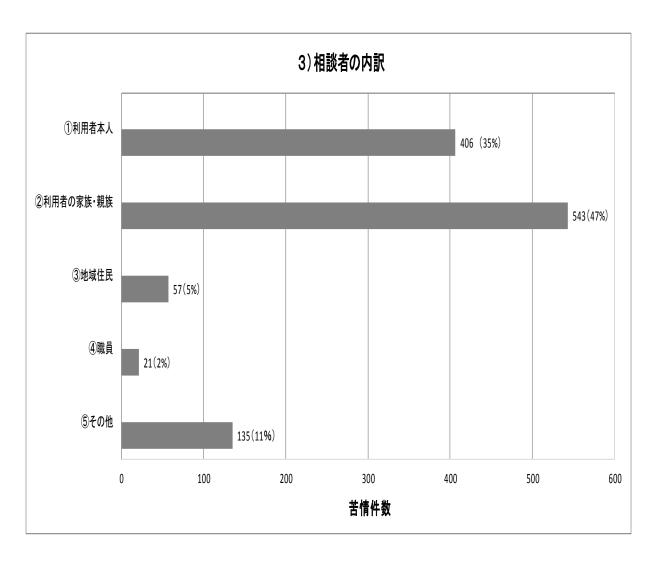




3)相談者の内訳

3)相談者	区分	事業所数		①利用者本人	②利用者の家 族・親族	③地域住民	④ 職員	⑤その他
		<u> </u>			77 AV 47 AV			
	1. 生活保護法によるサービス		該当苦情件数	3	0	0	0	0
	(事業者コード 1-1~1-4)	3	%	100%	0%	0%	0%	0%
			平均件数	3.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	2. 児童福祉法によるサービス		該当苦情件数	34	38	4	2	5
	(事業者コード 1-5~1-10)	33	%	41%	46%	5%	2%	6%
			平均件数	4.3	4.8	2.0	2.0	1.7
	3. 老人福祉法によるサービス		該当苦情件数	102	179	8	4	26
	(事業者コード 1-11~1-13)	212	%	32%	56%	3%	1%	8%
第一種			平均件数	2.0	2.2	1.1	2.0	1.9
77 1 <u>E</u>	4. 障がい者総合支援法によるサービス		該当苦情件数	53	21	4	0	1
	(事業者コード 1-14)	84	%	67%	27%	5%	0%	1%
			平均件数	5.9	1.9	1.0	0.0	1.0
	5. 売春防止法によるサービス		該当苦情件数	0	0	0	0	0
	(事業者コード 1-15)	1	%	0%	0%	0%	0%	0%
			平均件数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	6. 社会福祉法によるサービス		該当苦情件数	1	0	0	0	1
	(事業者コード 1-16,17)	16	%	50%	0%	0%	0%	50%
			平均件数	1.0	0.0	0.0	0.0	1.0
	7. 児童福祉法によるサービス		該当苦情件数	20	110	18	1	3
	(事業者コード 2-20~2-34)	235	%	13%	72%	12%	1%	2%
			平均件数	2.2	2.5	9.0	1.0	1.0
	8. 母子及び寡婦福祉法によるサービス		該当苦情件数	0	0	0	0	0
	(事業者コード 2-35~2-38)	2	%	0%	0%	0%	0%	0%
			平均件数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	9. 老人福祉法によるサービス		該当苦情件数	130	122	9	9	35
	(事業者コード 2-39~2-48)	341	%	43%	40%	3%	3%	11%
第二種			平均件数	2.1	1.6	1.0	1.5	1.3
	10. 障がい者総合支援法によるサービス		該当苦情件数	43	41	12	5	54
	(事業者コード 2-49~2-54)	344	%	28%	26%	8%	3%	35%
			平均件数	1.5	1.9	2.4	1.3	10.8
	11. 身体障がい者福祉法によるサービス		該当苦情件数	0	0	0	0	0
	(事業者コード 2-55~2-63)	3	%	0%	0%	0%	0%	0%
	_		平均件数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	12. 社会福祉法によるサービス		該当苦情件数	14	5	0	0	10
	(事業者コード 2-18,2-19,2-65~2-72)	43	%	48%	17%	0%	0%	34%
			平均件数	2.8	1.3	0.0	0.0	1.7
	13. その他		該当苦情件数	6	27	2	0	0
その他	(事業者コード 80)	67	%	17%	77%	6%	0%	0%
			平均件数	1.2	2.5	1.0	0.0	0.0
			該当苦情件数	406	543	57	21	135
	合 計	1,384	%	35%	47%	5%	2%	12%
			平均件数	2.3	2.1	1.8	1.5	2.3

該当苦情件数の%は、質問4の1)2)に記載した「苦情の総数」で除した数平均件数は、1事業所が対応した苦情件数の平均を指す



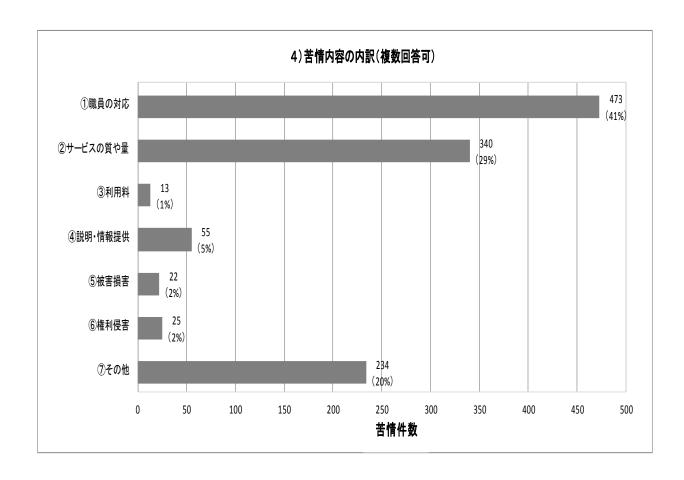
・「⑤その他」の具体的な内容(()内は回答数、()がないものは1件)

		⑤その	他()	
【第	1種】				
2.	児童福祉法によるサービス				
	学習ボランティアさん				
3.	老人福祉法によるサービス				
	ケアマネジャー(2)	前ケアマネジャー	待機者の家族	匿名者	介護職員養成校教員·生徒
4.	障がい者総合支援法による†	サービス			
	不明				
6.	社会福祉法によるサービス				
	不明				
【第	2種】				
7.	児童福祉法によるサービス				
	匿名の為、不明				
9.	老人福祉法によるサービス				
	行政職員(2) 一般	市民(2) ヘルパ・	- (2)	ケアマネジャー(2)	住宅ケアマジャー
	居住ケアマネジャー	サービ	ス事業所	他事業所施設長	他事業所利用者
	地域包括支援センター	医療機	関	介護職員養成校教員·生徒	
10.	障がい者総合支援法による+	サービス			
	行政職員 取引	先 他事業	所利用者		
12.	社会福祉法によるサービス				
	行政職員 他事	業所職員 外来患	者	取引業者	匿名の為、不明
	178/1985 10千	不//1945天 // // // //	н	AN JINK H	

4) 苦情内容の内訳

	内容の内訳 区 分	事業所数		①職員の 対応	②サービ スの質や 量	③利用料	④説明· 情報提供	⑤被害損害	⑥権利侵 害	⑦その他
	1. 生活保護法によるサービス		該当苦情件数	0	1	0	0	0	0	2
	(事業者コード 1-1~1-4)	3	%	0%	33%	0%	0%	0%	0%	67%
			平均件数	0.0	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	2. 児童福祉法によるサービス		該当苦情件数	24	38	0	6	0	6	9
	(事業者コード 1-5~1-10)	33	%	29%	46%	0%	7%	0%	7%	11%
			平均件数	2.2	4.2	0	1.5	0	2	1.5
	3. 老人福祉法によるサービス		該当苦情件数	157	91	2	17	6	14	32
	(事業者コード 1-11~1-13)	212	%	49%	29%	1%	5%	2%	4%	10%
第一種			平均件数	2.0	2.0	1.0	1.4	1.0	1.6	1.3
第一性	4. 障がい者総合支援法によるサービス		該当苦情件数	15	44	0	4	0	0	16
	(事業者コード 1-14)	84	%	19%	56%	0%	5%	0%	0%	20%
			平均件数	1.5	4.9	0	2	0	0	2.3
	5. 売春防止法によるサービス		該当苦情件数	0	0	0	0	0	0	0
	(事業者コード 1-15)	1	%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
			平均件数	0	0	0	0	0	0	0
	6. 社会福祉法によるサービス		該当苦情件数	0	2	0	0	0	0	0
	(事業者コード 1-16,17)	16	%	0%	100%	0%	0%	0%	0%	0%
			平均件数	0	2	0	0	0	0	0
	7. 児童福祉法によるサービス		該当苦情件数	69	29	5	9	2	0	38
	(事業者コード 2-20~2-34)	235	%	45%	19%	3%	6%	1%	0%	25%
			平均件数	1.8	2.1	1.7	1.1	1.0	0.0	2.0
	8. 母子及び寡婦福祉法によるサービス		該当苦情件数	0	0	0	0	0	0	0
	(事業者コード 2-35~2-38)	2	%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
			平均件数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	9. 老人福祉法によるサービス		該当苦情件数	136	81	5	16	14	2	51
	(事業者コード 2-39~2-48)	341	%	45%	27%	2%	5%	5%	1%	17%
第二種			平均件数	1.8	1.7	1.0	1.0	1.4	1.0	1.5
 一性	10. 障がい者総合支援法によるサービス		該当苦情件数	36	35	1	3	0	3	77
	(事業者コード 2-49~2-54)	344	%	23%	23%	1%	2%	0%	2%	50%
			平均件数	1.2	2.2	1.0	1.0	0.0	1.5	4.8
	11. 身体障がい者福祉法によるサービス		該当苦情件数	0	0	0	0	0	0	0
	(事業者コード 2-55~2-63)	3	%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
			平均件数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	12. 社会福祉法によるサービス		該当苦情件数	14	15	0	0	0	0	0
	(事業者コード 2-18,2-19,2-65~2-72)	43	%	48%	52%	0%	0%	0%	0%	0%
			平均件数	2.8	2.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	13. その他		該当苦情件数	22	4	0	0	0	0	9
その他	(事業者コード 80)	67	%	63%	11%	0%	0%	0%	0%	26%
			平均件数	2.0	2.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.8
			該当苦情件数	473	340	13	55	22	25	234
	合 計	1,384	%	41%	29%	1%	5%	2%	2%	20%
- "		1,50	平均件数	1.8	2.2	1.2	1.2	1.2	1.6	2.1

該当苦情件数の%は、質問4の1)2)に記載した「苦情の総数」で除した数 平均件数は、1事業所が対応した苦情件数の平均を指す



•1(5)その他」の具体的な内容(() ₽	7は回答数、()がないものは1件)		
		⑤その他()	
【第	1種】			
2.	児童福祉法によるサービス			
	友人トラブル	子ども同士のトラブル他		
3.	老人福祉法によるサービス			
	送迎時間について	利用者同士の問題	外庭にベンチの設置依頼	他の入居者の話し声について
	利用者間のセクハラ	要望	法人運営について	医療に関する他施設に対応するもの
	近隣より音がうるさい	窓から入る日差しが強い	面会受付体制への助言	公道からのあんない表示がわかりづらい
	職員に対する待遇	施設の環境整備、管理体制など		
4.	障がい者総合支援法によるサ	ーピス		
	買い物が重複した	生活のしづらさへの苦情	室温や機械音(夜間うるさい)	、部屋の修繕等
	配食サービスの不備	整備環境、部屋の環境、余暇の充	実	
1				

【第2種】

7. 児童福祉法によるサービス

利用者の送迎時の車の安全運転について 駐車のマナー(3) 利用者同士のトラブル(2)

職員の説明が不十分だったシステムの応用について 保護者間の事、園児の行為 園の夏祭り時、花火の煙がくさい

地域交流の補助金がなくなり卒園時交流の心配車道と駐車場との段差をなくしてほしい

9. 老人福祉法によるサービス

職員の送迎車の運転技術、マナーについて(4) 訪問時間の誤り、遅れ(2) 送迎時の到着時間について 訪問日の誤り

帰宅願望の依頼 関連事業所への苦情 調理内容(味付けなど) 他事業所の対応 ケア内容(3)

履物の間違い等 認定調査の調査日が遅い 電話転送解除忘れへの苦情 施設の不備

利用者と担当者の理解不足相性が悪いのでケアマネを変えてほしい 請求書の宛名が自分から家族宛てに変更している

10. 障がい者総合支援法によるサービス

利用者のトラブル(3) 送迎コースについて 預かり金の使い方について 作業設備に関する不満

作業工賃の金額について 賞味期限日付間違い、数量間違い、商品間違い ケンカ、騒音、住民侵入、不振行動等

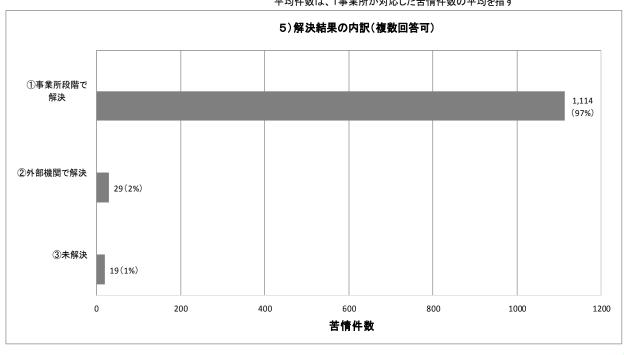
13. その他

近隣住民からの職員送迎バス停車位置の苦情 運動会雨天時の対応・ケガの対応 敷地内駐車場での事故について

5)解決結果の内訳

	音果の内訳 区 分	事業所数		①事業所段階で 解決	②外部機関で解決	③未解決
	1. 生活保護法によるサービス		該当苦情件数	3	0	0
	(事業者コード 1-1~1-4)	3	%	100%	0.0%	0.0%
			 平均件数	3	0	0
	2. 児童福祉法によるサービス		該当苦情件数	80	0	3
	(事業者コード 1-5~1-10)	33	%	96%	0%	4%
			平均件数	4.7	0.0	3.0
	3. 老人福祉法によるサービス		該当苦情件数	311	4	4
	(事業者コード 1-11~1-13)	212	%	97%	1%	1%
第一種			平均件数	3.0	1.0	1.3
弗 一性	4. 障がい者総合支援法によるサービス		該当苦情件数	74	3	2
	(事業者コード 1-14)	84	%	94%	4%	3%
			平均件数	3.7	1.0	2.0
	5. 売春防止法によるサービス		該当苦情件数	0	0	0
	(事業者コード 1-15)	1	%	0%	0%	0%
			平均件数	0.0	0.0	0.0
	6. 社会福祉法によるサービス		該当苦情件数	2	0	0
	(事業者コード 1-16,17)	16	%	100%	0%	0%
			平均件数	2.0	0.0	0.0
	7. 児童福祉法によるサービス		該当苦情件数	144	5	3
	(事業者コード 2-20~2-34)	235	%	95%	3%	2%
			平均件数	2.6	1.0	1.0
	8. 母子及び寡婦福祉法によるサービス		該当苦情件数	0	0	0
	(事業者コード 2-35~2-38)	2	%	0%	0%	0%
			平均件数	0.0	0.0	0.0
	9. 老人福祉法によるサービス		該当苦情件数	295	6	4
	(事業者コード 2-39~2-48)	341	%	97%	2%	1%
第二種			平均件数	2.3	1.0	1.3
分一性	10. 障がい者総合支援法によるサービス		該当苦情件数	147	5	3
	(事業者コード 2-49~2-54)	344	%	95%	3%	2%
			平均件数	2.8	1.3	1.0
	11. 身体障がい者福祉法によるサービス		該当苦情件数	0	0	0
	(事業者コード 2-55~2-63)	3	%	0%	0%	0%
			平均件数	0.0	0.0	0.0
	12. 社会福祉法によるサービス		該当苦情件数	24	5	0
	(事業者コード 2-18,2-19,2-65~2-72)	43	%	83%	17%	0%
			平均件数	2.9	1.3	0.0
	13. その他		該当苦情件数	34	1	0
その他	(事業者コード 80)	67	%	97%	3%	0%
			平均件数	2.3	1.0	0.0
			該当苦情件数	1,114	29	19
	合 計	1,384	%	97%	2%	1%
			平均件数	0	0	1

該当苦情件数の%は、質問4の1)2)に記載した「苦情の総数」で除した数平均件数は、1事業所が対応した苦情件数の平均を指す



・「②外部機関で解決」の具体的な外部機関名(()内は回答数、()がないものは1件)

解決に関与した外部機関名「

【第1種】

3. 老人福祉法によるサービス

市保育所係 弁護士 総合振興局 北海道福祉サービス運営適正化委員会

4. 障がい者総合支援法によるサービス

町、総合振興局 北海道福祉サービス運営適正化委員会

【第2種】

7. 児童福祉法によるサービス

北海道福祉サービス運営適正化委員会(2) 弁護士

9. 老人福祉法によるサービス

地域包括支援センター 各居宅支援事業所 他事業所 本部担当者

10. 障がい者総合支援法によるサービス

法人全体

•「③未解決」の具体的な理由

解決を困難にした理由(もしくは理由だと思うもの)

【第1種】

2. 児童福祉法によるサービス

施設の支援方針の説明を繰り返しおこなうも納得が得られず解決に至らなかった 苦情申出人の性格や認識の違いによりどのような対応をしても解決にはならなかった。

3. 老人福祉法によるサービス

設備の変更を求められる苦情だった為現状では改善が困難との結論 法人設置の苦情受付箱に匿名での投書があり、その苦情内容の周知、改善策の検討及び実施を図ったが、匿名の為終結の 判断ができない

【第2種】

7. 児童福祉法によるサービス

匿名による苦情であったため対応を施設内に掲示した。解決したか否かは不明。

一方的な言いがかりが多く見解の相違

9. 老人福祉法によるサービス

男性職員が入浴に係っているのはおかしい入浴業務から外してほしい。食事に毎回毒を入れている等、ご家族から匿名で、利用者本人にも話さないで欲しいとの事対応が困難であったため

サービスと名がつく以上どんな理由でも事業所から電話することが当たり前との見解がことらとは合致せずに解約となった ヘルパーが活動したにも関わらず何もしていなかったという苦情が入る精神的な疾患があり、ヘルパーの活動が理解いただけ ずご本人からサービス拒否となる

10. 障がい者総合支援法によるサービス

職員の虐待に関する認識不足、法人の職員への虐待防止教育の不備

施設設備等に関する苦情(多額の費用が必要となるため)

言語聴覚士の人数を増やして欲しい等(配置基準を満たしている為)

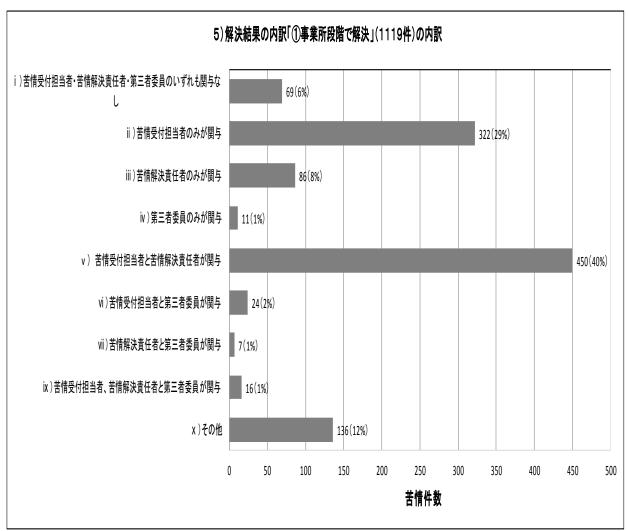
施設側からの働き掛けに対して反応が薄いため様々な試みを行うが「多忙」を理由に中々関りをもっていただけず、家族⇔施設 (職員)での良好な人間関係構築が出来なかったため。行政機関も間に入っていただいたが効果を得ず、最終まで上記 状態を脱しなかった。

5)解決結果の内訳

①事業所段階で解決した苦情の内訳 ※vi)とwii)の設問が重複していたため、viiの回答数をviに統合し、wiiは削除する。

山争果り	一段階で解決した苦情の内訳	IN XX)とviii)の設問	か里復しく		₩の凹合鉤	XをVIIに航	音し、WIIはI	削除りる。				
	区分	事業所数	①事業所段	階で解決	i)苦情受付 担当者・苦情 解決責任者・ 第三者委員の いずれもし	ii)苦情 受付担当 者のみが 関与	iii) 苦情 解決責任 者のみが 関与	iv)第三 者委員の みが関与	v) 苦情受付 担当者と苦 情解決責任 者が関与	付担当者と	vii)苦情解 決責任者と 第三者委員 が関与	ix)苦情受付 担当者、苦 情解決責任 者と第三者 委員が関与	x)その他
	1. 生活保護法によるサービス		該当苦情件数	3	0	2	0	0	1	0	0	0	0
	(事業者コード 1-1~1-4)	3	%	100%	0%	67%	0%	0%	33%	0%	0%	0%	0%
			平均件数	3.0	0.0	2.0	0.0	0.0	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	2. 児童福祉法によるサービス		該当苦情件数	80	1	11	7	0	53	0	2	4	2
	(事業者コード 1-5~1-10)	33	%	96%	1%	14%	9%	0%	66%	0%	3%	5%	3%
			平均件数	4.7	1.0	3.7	3.5	0.0	5.9	0.0	2.0	2.0	2.0
	3. 老人福祉法によるサービス		該当苦情件数	311	14	95	9	5	156	15	0	2	15
	(事業者コード 1-11~1-13)	212	%	97%	5%	31%	3%	2%	50%	5%	0%	1%	5%
佐 廷			平均件数	3.0	3.5	2.8	1.1	2.5	2.4	5.0	0.0	1.0	1.9
第一種	4. 障がい者総合支援法による		該当苦情件数	74	1	11	4	4	13	0	0	1	40
	サービス	84	%	94%	1%	15%	5%	5%	18%	0%	0%	1%	54%
	(事業者コード 1-14)		平均件数	3.7	1.0	2.2	2.0	4.0	1.6	0.0	0.0	1.0	10.0
	5. 売春防止法によるサービス		該当苦情件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(事業者コード 1-15)	1	%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
			平均件数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	6. 社会福祉法によるサービス		該当苦情件数	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0
	(事業者コード 1-16,17)	16	%	100%	0%	100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
			平均件数	2.0	0.0	2.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	7. 児童福祉法によるサービス		該当苦情件数	144	9	32	31	0	55	0	4	1	12
	(事業者コード 2-20~2-34)	235	%	95%	6%	22%	22%	0%	38%	0%	3%	1%	8%
			平均件数	2.6	2.3	2.5	1.8	0.0	1.9	0.0	1.0	1.0	2.4
	8. 母子及び寡婦福祉法による		該当苦情件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	サービス	2	%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
	(事業者コード 2-35~2-38)		平均件数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	9. 老人福祉法によるサービス		該当苦情件数	295	9	124	31	2	93	6	0	1	29
	(事業者コード 2-39~2-48)	341	%	97%	3%	42%	11%	1%	32%	2%	0%	0%	10%
第二種			平均件数	2.3	2.3	2.3	2.1	2.0	1.7	1.5	0.0	1.0	2.1
	10. 障がい者総合支援法による		該当苦情件数	147	34	18	3	0	50	1	1	7	33
	サービス	344	%	95%	23%	12%	2%	0%	34%	1%	1%	5%	22%
	(事業者コード 2-49~2-54)		平均件数	2.8	11.3	1.5	1.5	0.0	1.9	1.0	1.0	1.4	4.1
	11. 身体障がい者福祉法による		該当苦情件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	サービス	3	%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
	(事業者コード 2-55~2-63)		平均件数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	12. 社会福祉法によるサービス		該当苦情件数	29	0	22	1	0	2	0	0	0	4
	(事業者コード 2-18,2-19,	43	%	100%	0%	76%	3%	0%	7%	0%	0%	0%	14%
	2-65~2-72)		平均件数	2.9	0.0	3.7	1.0	0.0	1.0	0.0	0.0	0.0	1.3
	13. その他		該当苦情件数	34	1	5	0	0	27	0	0	0	1
その他	(事業者コード 80)	67	%	97%	3%	15%	0%	0%	79%	0%	0%	0%	3%
			平均件数	2.3	1.0	1.7	0.0	0.0	2.5	0.0	0.0	0.0	1.0
			該当苦情件数	1,119	69	322	86	11	450	24	7	16	136
	合 計	1,384	%	96%	6%	29%	8%	1%	40%	2%	1%	1%	12%
			平均件数	2.8	3.8	2.4	1.8	2.8	2.2	3.0	1.2	1.3	3.1
			亚特州粉件 1		14.16.		- 44 14 14 14		L 1				

平均件数は、1事業所が対応した各項目(i~x)の苦情件数の平均を指す



・「⑤その他」の具体的な内容(()内は回答数、()がないものは1件)

⑤その他(

【第1種】

2. 児童福祉法によるサービス

運動会の中止、子どものトラブル、駐車場の混雑等について

3. 老人福祉法によるサービス

総務、施設管理係対応 苦情解決委員会 現在継続中

4. 瞳がい者総合支援法によるサービス

苦情受付担当者と苦情解決責任者と職員の上司 苦情解決委員会にて、協議 要望としての相談だったため、その都度解決した

介護職員対応

【第2種】

7. 児童福祉法によるサービス

父母の会会長 苦情解決責任者と本部事務局職員が関与 苦情解決責任者と法人本部が関与

第三者委員と北海道福祉サービス運営適正化委員会

9. 老人福祉法によるサービス

法人職員が対応

担当の介護職員が対応した

苦情受付担当者と上司

相談員、ケアマネジャーが関与

担当ケアマネ、主任訪問介護員で対応
苦情解決責任者が苦情を受け付け、今後の対応の検討等を行う

10. 瞳がい者総合支援法によるサービス

苦情解決責任者が苦情を受け付け、今後の対応の検討等を実施担当の生活支援員が対応苦情の連絡を受けたものが謝罪することで済んだ

職員の虐待に関する認識不足、法人の職員への虐待防止教育の不備

直接、第三者委員へ申出があった。その後、苦情解決責任者、苦情受付担当者が加わり、解決に向かった

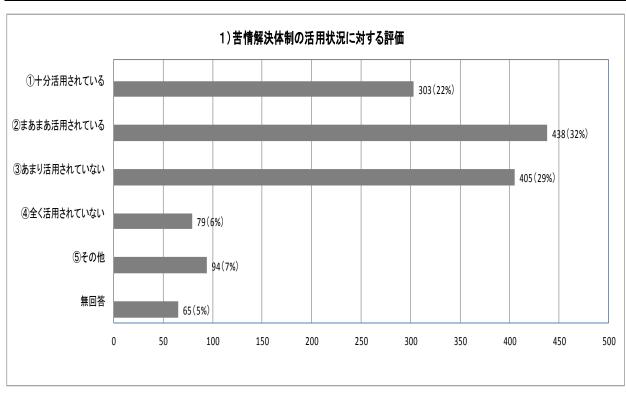
12. 社会福祉法によるサービス

事務局長、現場責任者 苦情受付担当者、介護課長補佐

5. 苦情解決の事態について

1) 苦情解決体制の活用状況に対する評価

1/百铜版	区分		①十分活用されている	②まあまあ活用 されている	③あまり活用さ れていない	④全く活用され ていない	⑤その他	無回答
	1. 生活保護法によるサービス		0	1	2	0	0	0
	(事業者コード 1-1~1-4)	3	0%	33%	67%	0%	0%	0%
	2. 児童福祉法によるサービス	33	11	10	10	1	0	1
	(事業者コード 1-5~1-10)	33	33%	30%	30%	3%	0%	3%
	3. 老人福祉法によるサービス	212	63	75	57	6	6	5
第一種	(事業者コード 1-11~1-13)	212	30%	35%	27%	3%	3%	2%
	4. 障がい者総合支援法によるサービス	84	17	32	27	1	4	3
	(事業者コード 1-14)	04	20%	38%	32%	1%	5%	4%
	5. 売春防止法によるサービス	1	0	1	0	0	0	0
	(事業者コード 1-15)	'	0%	100%	0%	0%	0%	0%
	6. 社会福祉法によるサービス	16	0	0	9	2	4	1
	(事業者コード 1-16,17)	10	0%	0%	56%	13%	25%	6%
	7. 児童福祉法によるサービス	235	47	63	68	20	18	19
	(事業者コード 2-20~2-34)	200	20%	27%	29%	9%	8%	8%
	8. 母子及び寡婦福祉法によるサービス	2	0	0	0	0	1	1
	(事業者コード 2-35~2-38)		0%	0%	0%	0%	50%	50%
	9. 老人福祉法によるサービス	341	91	129	72	15	22	12
第二種	(事業者コード 2-39~2-48)	171	27%	38%	21%	4%	6%	4%
为一性	10. 障がい者総合支援法によるサービス	344	68	96	125	20	21	14
	(事業者コード 2-49~2-54)	377	20%	28%	36%	6%	6%	4%
	11. 身体障がい者福祉法によるサービス	3	0	0	0	1	2	0
	(事業者コード 2-55~2-63)		0%	0%	0%	33%	67%	0%
	12. 社会福祉法によるサービス	43	2	8	22	4	4	3
	(事業者コード 2-18,2-19,2-65~2-72)	70	5%	19%	51%	9%	9%	7%
その他	13. その他	67	4	23	13	9	12	6
(の他	(事業者コード 80)	0,	6%	34%	19%	13%	18%	9%
	· 合 計	1,384	303	438	405	79	94	65
		1,304	22%	32%	29%	6%	7%	5%



・「⑤その他」の具体的な内容と理由(()内は回答数、()がないものは1件)

	⑤その他()	「⑤その他」と評価する理由
【第	1種】	
3.	老人福祉法によるサービス	3. 老人福祉法によるサービス 苦情申立てがこれまで1件も無い為評価できない(4)
4.	障がい者総合支援法によるサービス	4. 障がい者総合支援法によるサービス ご家族における苦情はなくサービス内容の説明を求められる 事の対応のため相談支援をしている。また利用者の表情の 変化や行動から生活に不満をもたれているかもしれないとい う事でのケース記録や支援した内容も記録している 芸徒中立ての実徒はないが、中立てがあった際のは知ば
		苦情申立ての実績はないが、申立てがあった際の体制は整っている 保護者と話すと「苦情」ではないので書類には残さないでください「要望」ですのでと話されている為
6.	社会福祉法によるサービス	6. 社会福祉法によるサービス 苦情がないため(2)
【第	2種】	
7.	児童福祉法によるサービス	7. 児童福祉法によるサービス 苦情がないため(7) 開園5年で新しく受付担当者までくる大きな問題はない。些細 な問題は職員との話し合いで終わっている
8.	母子及び寡婦福祉法によるサービス	8. 母子及び寡婦福祉法によるサービス
9.	老人福祉法によるサービス 苦情がない	9. 老人福祉法によるサービス 苦情がないため(11) 送迎の都度にご家族に対してご利用者さんの状況を伝えるようにしている。苦情となる前段階での対応に心掛けている
10.	障がい者総合支援法によるサービス 苦情がない(2)	10. 障がい者総合支援法によるサービス 苦情がないため(10) 事業開始後、利用者が1名のみで評価できない 制度そのものがおかしいと思う 要望箱を設置し苦情を反映しようと考えているが出てくるもの は苦情では無く日々話されている要望だけになっている 利用者さんとの面接や訪問においては意見や要望の確認を している。今の所苦情の受付はなく、活用状況への評価は難しい 利用者の家族に苦情や疑問は遠慮なく連絡を頂けるよう周知しているので、日常の小さい疑問でも問い合わせがあり、相談できる土壌はあると思う。
11.	身体障がい者福祉法によるサービス 苦情がない	11. 身体障がい者福祉法によるサービス 苦情がないため(2)
13.	その他 不明 苦情がない(2)	13. その他 周知をしており、苦情が寄せられることがある。(苦情が多い から活用されている、少ないからされていないというものでも ないが)

1) 苦情解決体制の活用状況に対する評価

(()内は回答数、()がないものは1件)

「①十分活用されている」と評価する理由

【第1種】

2. 児童福祉法によるサービス

利用者の権利を護る意識

苦情解決体制が利用者に周知されており、苦情など必要なことを利用者が職員に伝えることが出来ている。

施設内においては目に触れる場所に意見箱を設置し、保護者へは施設便りで周知を図っている

どの様な苦情であっても委員を含む多数の職員が検討に参加することが出来改善に向けてスムーズに進むため

苦情申出人を交え話し合いや協議を行い、理解を得られるように丁寧な説明を行うことで誤解が解消される サービス担当者会議を設置し各部署の責任者が集まり、苦情内容を共有し必要な対応を検討しています

3. 老人福祉法によるサービス

苦情発生時直ちに対応し解決している(4)

苦情申し立に至る前に解決できている(4)

苦情解決委員会を都度開き協議している(4)

特に問題は起きていないため

都度、委員会を開催し、適切な対応をして早期の問題解決・信頼関係の確保に努めている(2)

苦情だけでなく小さな意見も取り入れるようにしている。年2回以上の家族利用者等への顧客満足調査も活用

相談内容が苦情に成り得るものなのか責任者が利用者や家族の聞き取りを行い、最終的に苦情解決体制の関与が必要なのかを判断している

実績はないが、検討委員会やご意見箱の設置・アンケート・懇談会の実施をしている。

常に、入居者やその家族との会話の機会もあり、その都度、情報を提供している

職責により苦情解決体制における責任も負っているので、組織的な対応となっている。

苦情受付窓口を通じご意見など頂き申出者のご理解を得ることができた

苦情の内容、解決方法を報告することでサービス向上につながる

苦情解決に向けたマニュアルの整備がなされ、一連の流れに沿い実施できている為

利用者や家族等からの意見、苦情を公正中立な立場から解決を円滑、円満に図る体制をとっている

苦情受付担当者が窓口となり、苦情解決委員会、第三者委員会と組織化さてれいるため。また、苦情受付ボックスを設置するなど、訴えやすい配慮もおこなっている

苦情受付担当者、解決責任者を軸にして、他職員も交えての相談、報告、検討の流れがスムーズに出来ていると感じる 苦情受付担当者、苦情解決責任者を事業所に置くことにより苦情となって表面化する前の段階で改善策を講じる意識付けがで きている

過去に数件苦情受付したが苦情対策マニュアルに沿って迅速に対応できていた。また、苦情になりそうな事柄(苦情の種)を確認された時には迅速に苦情受付担当者、苦情解決責任者に報告し、対応している。その後、委員会にて再度報告し、再発防止の検討・対応できている為。

4. 障がい者総合支援法によるサービス

苦情解決体制に則って苦情が適切に解決されている(2)

現状の中では統一した活用がなされている。 施設への助言等行っている(街の評議等含めて)

苦情受付時即対応に心がけ解決に至っている 施設へ メッセージボックスの配置、月1回入居者へのお知らせ会実施(意見の聴取)

体制内での解決が図られその後大きな問題へと発展していない

利用者が抱える日常生活の苦情の殆どは、ご自身が生活している居住棟の担当職員への相談で解決しています。施設全般に関わる苦情や担当職員には直接伝えにくい苦情などを受付責任者や受付担当者に相談する傾向があります

【第2種】

7. 児童福祉法によるサービス

苦情解決体制に則って苦情を適切に解決している(7)

苦情解決の仕組みの指針に基づき実施

苦情があった際には現場の職員及び苦情受付担当者、苦情解決責任者が中心となり迅速な対応を心掛けています

苦情のポスト設置。口頭でも受け付けている。連絡帳等でも苦情内容があれば解決に努めている

保護者が気兼ねなく苦情や意見や要望を言える環境作りが出来ており、それらを通して解決や改善に取り組んでいる。

現場の管理者が受付担当者であることから、現場および職員からの情報がすぐに時間差なく集まる。苦情として取り扱わないケースでも必要に応じて体制に準じて解決に努めている

保育指針第6号に示されている「保護者支援」の業務取り組みによる信頼関係の醸成によるものと思う

毎月家族との勉強会を実施し、要望意見を聴取している。また定期的に利用に係るアンケートを実施している

9. 老人福祉法によるサービス

苦情解決体制に則り、苦情を適切に解決している(9)

苦情が少ない、もしくはない(6)

過去の苦情解決に当たっては、利用者への対応だけではなく、迅速な職員会議の開催等十分な対応により改善の成果が得られている(2)

苦情・相談内容について1つずつ丁寧に且つ内容に助言している

苦情が発生した場合法人管理部で集団的に検討し解決策をあきらかにする

苦情受付窓口を通じご意見など頂き申出者のご理解を得ることができた

苦情の内容、解決方法を報告することでサービス向上につながる 福祉サービス運営委員会報告(法人)運営適正化委員会で委員から意見を聞き、改善している

利用者とのコミュニケーションを大切にし常に相談等を実践するよう各担当職員に働きかけ職員も十分理解している

利用者、家族への苦情解決体制の周知により忌憚のない意見や苦情の申し出があり、サービスの質の向上に活かすことが出来ている

苦情受付用紙に記載し、全職員参加の会議で振り返りをして教訓化している

職員間での統一、再発防止に役立っている

苦情受付担当者、苦情解決責任者を事業所に置くことにより苦情となって表面化する前の段階で改善策を講じる意識付けができている

常に、入居者やその家族との会話の機会もあり、その都度、情報を提供している

現場の管理者が受付担当者であることから、現場および職員からの情報がすぐに時間差なく集まる。

職責により苦情解決体制における責任も負っているので、組織的な対応となっている。

利用者とのコミュニケーションを大切にし、常に相談等を実施するよう各担当職員に働きかけ職員が十分理解している

受付実績はないが会議等で他施設での事例を公表し注意喚起を促している

苦情解決委員会を都度開き協議している

苦情処理委員会を定期開催し協議している

相談内容が苦情に成り得るものなのか責任者が利用者や家族の聞き取りを行い、最終的に苦情解決体制の関与が必要なのかを判断している

苦情件数が全く無いので年1回の定期会議のみの開催

10. 障がい者総合支援法によるサービス

苦情解決体制に則り、苦情を適切に解決している(5)

苦情が少ない、もしくはない(2)

苦情解決担当者、苦情解決責任者を中心に日常から利用者の意見、要望を確認し、個別対応を行っている(3)

利用者が抱える日常生活の苦情の殆どは、ご自身が生活している居住棟の担当職員への相談で解決しています。施設全般 に関わる苦情や担当職員には直接伝えにくい苦情などを受付責任者や受付担当者に相談する傾向があります

個別面談やグループミーティングなどを通して苦情解決責任者を中心として利用者相互間の調整を図っている

利用者さんからは随時相談を受け付ける体制をとっている

毎日のミーティング・相談ボックスの設置・休日を利用しての相談を実施

利用者が直接話をすることが出来ている

利用者懇談会等を利用し利用者に苦情の有無を毎月確認している

常に、入居者やその家族との会話の機会もあり、その都度、情報を提供している

なんでも意見箱、朝夕のミーティング、個別面談などにより日常的に利用者の意見や要望について聴取し対応している

メッセージボックスの設置、月1回通所お知らせ会を行い、利用者の意見を聴取

苦情までいかなくても、当体制は全職員周知しており、小さな案件でもこの体制を意識した対処がなされている

苦情解決体制の組織図が説明されており苦情があった際には連絡・報告・相談の体制がなされている

会議等での事例検討・対策を協議しマニュアル等に反映し注意喚起を促している

受付実績はないが会議等で他施設での事例を公表し注意喚起を促している

苦情件数が全く無いので年1回の定期会議のみの開催

苦情解決責任者を中心として毎月利用者からの意見要望について検討会を実施している

苦情・相談内容について1つずつ丁寧に且つ内容に助言している

施設内では意見箱を3ヶ所設置また日常のコミュニケーションの中から課題等を抽出している。法人内では2ヶ月に1回苦情解 決委員会を開催している

2ヶ月に一度苦情相談委員会を開催し、苦情受付状況の報告や迅速な苦情解決に努めている。また苦情委解決体制について 利用者に周知し苦情の受付を行っている

現場の管理者が受付担当者であることから、現場および職員からの情報がすぐに時間差なく集まる

苦情の内容、解決方法を報告することでサービス向上につながる

理事、評議員会議、また職員会議のなかで報告している

自閉症を対象としたグループホームのため日常的に利用者の精神安定を図ることが事業目的である。解決体制の評価は現在のところ難しい

12. 社会福祉法によるサービス

対応マニュアルを利用することにより的確なものとなっている

13. その他

体制が周知されている。苦情自体は少ないが対応はすぐできるようになっている。

苦情を受け付けた際は要綱に定められた流れに沿った対応ができているため

「②まあまあ活用されている」と評価する理由

【第1種】

2. 児童福祉法によるサービス

生徒への投書箱への意見が実際の生活現場にいかされている

苦情がO件であるため、正確には評価できないが活用は可能と思われる

「何でも相談室」を開催しており、多く利用者の方がそれぞれの思い等を話すことにより、利用者の思いを汲み取ることに繋がっている

日常場面で子供や保護者から聞き取った内容についても苦情として取り上げ全職員第三者委員に周知している

保護者等と良好な信頼関係を構築し、相互の意思疎通による解決を基本とするが、苦情解決体制を活用し、苦情受付担当者 及び苦情解決責任者の介在によることが有効な場合もあった

苦情解決(子供たちの意見)の方法を子供たちに周知することで、日常的に意見を話しやすい環境になっている 苦情は会議で検討し月1回茶話会で子供たちに結果を公表し定例の第三者委員会で報告している

ほとんどが現場で対応をしており、問題はおこってないので十分に活用されているかがよくわからない

3. 老人福祉法によるサービス

苦情解決体制に則って苦情が適切に解決されている(11)

苦情解決体制が利用者や職員に理解されていない(3)

規定、マニュアルの整備、施設内掲示による周知、ご意見箱の設置や体制の整備が出来ている(3) 苦情が少ない(3)契約書で十分説明し、日々声掛けを行っているため

苦情申し出に関する仕組等については家族については一定の理解が得られている。利用者については認知症を患っている方が大半である事から、利用者自身が不満等を感じても訴えることが難しい現状から活用については十分とは言えないと判断した。

記録から苦情に結びつくであろう内容の発見、検討を毎月行っている、利用者家族アンケートを活用して要望の把握を行い、苦情は発生していない状態である

ほとんどの事例が施設内の対応にて解決できている。また家族親族様も重要事項説明書の体制をよく読んでいる

第三者委員の設置を行い、様々な対策を討議していく必要が今後あると考えられる

ケアハウスの利用者様は日頃より意見を言ってこられる方が多く「苦情解決」の事案になるのが少ないため

苦情受付担当者が明確に設定されていることにより、回答にバラつきが生じない。

苦情受付担当者、その他の職員、施設管理者等が聴取した苦情及びご意見箱に投函された意見は必ず報告され必要な対応 をとっている。

事業者への苦情の申出が無く、行政へ苦情を申出たことがH26年度に1件あり、解決体制の初期対応ができなかった。

利用される方は殆どおられないが、窓口があるという安心感又、事業所としては規律が保たれる

苦情解決委員会は年2回実施し、苦情相談を受けることに委員会を開催している

2ヶ月に1度開催する会議において各施設の事例の対応について話し合われるので実情を知る機会となる

第三者委員会や苦情解決責任者の前に解決できている為

苦情についてのとらえ方の範囲が狭いため要望やクレームを広く吸い上げる努力が必要だがまだ不十分

研修への参加回数が少ない為

4. 障がい者総合支援法によるサービス

苦情が少ない、もしくはない(4)

苦情解決体制に則って苦情を適切に解決している(1)

利用者ミーティングを毎月一回実施し、悩み事や苦情要望を職員が聴き取り、職員会議で報告している

「何でも相談室」を開催しており、多く利用者の方がそれぞれの思い等を話すことにより、利用者の思いを汲み取ることに繋がっている。

職員の意識としては効力があると考えられる。

利用者から話を良く聞く

能力的に苦情処理のシステムを理解することが難しい利用者が多い中で、少数の理解者の中からは苦情が上がってきているから。

法人全体で苦情解決に取り組んでおり、直接苦情受付担当者にも言い辛い事を考慮しご意見箱を設置し、利用者やその家族 等からの苦情を吸い上げるように努めている

申し出があった場合は解決体制の説明をし、実施有無を促しており、それにより解決策を決定している

入所者からは「なんでも相談」として意見・要望を聞いている。入所の場合、家族からの意見を聴取するのが難しい

組織の周知が計られている為(活用の意識がある)

苦情解決体制については、役職員、利用者、家族に広く周知されている。現状としては特に苦情等についてはない

苦情箱設置により利用者が自分で直接苦情を言える仕組みを作っている

利用者間のトラブルが、苦情としてあるが、注意してくれれば良いとの本人意向が多い

利用者、家族等にまだ十分に周知、理解されていない。相談しやすい環境への工夫が必要

5. 売春防止法によるサービス

要綱を作成する上で参考にした。

【第2種】

7. 児童福祉法によるサービス

苦情解決体制に則って適切に解決できている(6)

苦情が少ない、もしくはない(2)

苦情受付担当者が明確に設定されていることにより、回答にバラつきが生じない。

苦情解決体制を組んでいる。当事業所では地域支援事業の相談支援(市町村事業)も実施しており、そこで苦情があがった際も、相手の方へ第三者機関の存在を改めて説明をし、事業所本位の解決をしていないため、本事業においても苦情解決体制に準じた行動ができると認識している

保護者等から苦情があると必ず受付者は責任者へすぐ報告があり、必要に応じて全職員へ周知する。また責任者が当事者と 話し合う体制ができている為

保護者等と良好な信頼関係を構築し、相互の意思疎通による解決を基本とするが、苦情解決体制を活用し、苦情受付担当者 及び苦情解決責任者の介在によることが有効な場合もあった(3)

苦情としてあげられたものは、園たよりで全利用者にもお知らせしているので、苦情をあげやすい雰囲気が作られていると思うので

きちんとした対応と改善に結びつけることがプラス評価につながり、施設に対する信頼度が増す(2)

苦情をもとに組織の問題や課題を整理、より良いサービスへとつなげることができている

苦情を第三者委員に伝えることがなくとも解決できる内容であった。苦情というより、意見・要望程度であった

書面で苦情とまでは言わない、要望をもらう

H25年度苦情はなかったが直接保育士に話せない「苦情までとはいわない要望」を受け取ることができるから(書面で)

保護者の方へ第三者委員について周知している、又規定等を職員にも周知することで意見要望が出された時の手立てが明確 になっている

HP掲載や園内掲示で常時周知を図っているが、苦情の申し入れの必要がない状況にあると判断(2)

利用者との意見要望は殆ど毎日の通園送迎時に交流されていて、施設内で対処でき、責任者に要点報告が週一度の会議にてされている。

利用者の両親とは連絡ノートや日々の引継ぎの情報共有行い、対応しているので、苦情にまでは発展していない

理事会と第三者委員会施設行事と第三者委員等で親子私員のコミュニケーションがとれている

利用者に苦情解決体制があることを周知することにより安心して子供を通園させている

大きな苦情にならないために、小さな声を受け止め、要望と思われる件も会議の中で話し合うようにしている。

苦情解決(子供たちの意見)の方法を子供たちに周知することで、日常的に意見を話しやすい環境になっている

事業所に意見箱を設置相談、箱、掲示物を見やすいところに設置している

9. 老人福祉法によるサービス

苦情が少ない、もしくはない(5)

苦情解決体制に則って苦情を適切に解決できている(5)

苦情解決委員会からの助言、アドバイスがあるため 職員からの情報提供がある 苦情事例がなくても運営全般に助言を頂いて事業運営に反映している

苦情受付担当者が明確に設定されていることにより、回答にバラつきが生じない

苦情受付担当者、その他の職員、施設管理者等が聴取した苦情及びご意見箱に投函された意見は必ず報告され必要な対応をとっている

苦情はあるが、迅速に解決されている事と苦情が0件ということがなく、利用者、家族とのコミュニケーションが取れているということ。サービスの質向上に結びついている事

受け付け体制を整えることにより、苦情や要望など明確になり、ご利用者ご家族、施設間での行き違いの減少や、問題が解決することで穏やかに入所生活を継続することができている

契約書で十分説明し、日々声掛けをしているため

契約時に説明している

ほとんどの事例が施設内の対応にて解決できている。また家族親族様も重要事項説明書の体制をよく読んでいる

職員が体制を把握し、意識して職務に取り組んでいる為

規定、マニュアルが整備され利用者への周知もある程度図られている

苦情受付書の供覧や会議において苦情内容を共有し、サービス向上につなげる流れはできているが、十分に活用されているところまでではない

第三者委員の設置を行い、様々な対策を討議していく必要が今後あると考えられる

本当は事例を取り上げて学習会等を開催すれば良いのだが・・・

各苦情に対して迅速に対応しているが、対処再発防止に向けて第三者評価の機会が必要と思われる

解決はしているが職員への周知が十分ではないため

苦情中立がしやすい方向、体制が出来ていない為

苦情解決体制により利用者等からの苦情解決に至っているが、利用者への周知が十分とは言えない為

10. 瞳がい者総合支援法によるサービス

周知はしているが苦情が少ない、もしくはない(7)

苦情解決体制に則り、適切に解決できている(4)

毎月実施している利用者参加の会議で意見を聞くようにしている。また必要に応じて責任者の報告を行い活用していた

定期の会議が設定されている利用者から話を良く聞く

苦情受付担当者、その他の職員、施設管理者等が聴取した苦情及びご意見箱に投函された意見は必ず報告され必要な対応 をとっている。

日頃より相談しやすい雰囲気づくりを心掛けており、日々の会話の中で解決に至る事が多い(2)

苦情以前の段階として担当者が相談を受ける体制は活用されている

現状では、第三者委員へ報告する内容の苦情は出ていないが、苦情解決責任者が苦情の処理にあたっており、体制は活用している。

苦情箱設置により利用者が自分で直接苦情を言える仕組みを作っている

施設内に掲示することにより利用される方のほとんどが興味を持ちその都度質疑応答し説明しているため

利用者全員へ周知ができている。苦情に至らないように職員が意識できている。苦情に至った場合の解決体制は整っていると認識している

苦情ではなく要望しかない為十分活用されているとはいえないが、要望を受けることできているので、体制があることの効果はあると考えるため

平成25年度は苦情受付実績がなかったが、他年度には数件の実績があり、第三者委員も加わって随時対応している

苦情解決体制を組んでいる。当事業所では地域支援事業の相談支援(市町村事業)も実施しており、そこで苦情があがった際も、相手の方へ第三者機関の存在を改めて説明をし、事業所本位の解決をしていないため、本事業においても苦情解決体制に準じた行動ができると認識している

利用者の安心感、職員に対する信頼感がある

利用者の活用意識がある

利用者さん宅に訪問しているので直接話を聞くことが出来、要望などとり入れている(2)

クラス担任との連携の他送迎時に直接保護者の方と対話が出来るため要望が取り入れられている(2)

苦情がないから良しとしないで、相談日(何でも相談)の設定、相談箱の設置等をする中で、苦情があれば話しやすい環境を整える中で利用して貰えているものと考えている。

年々苦情の件数が減ってきているが、第三者委員の周知は浸透している

なんでも意見箱、朝夕のミーティング、個別面談などにより日常的に利用者の意見や要望について聴取し対応している 苦情受付担当者と生活支援員の連携のもと、対人関係の調整や利用者の要望について課題を共有し対応している

今年度からの取り組みとして法令順守責任者の施設巡回等を行っており、電話による相談日も設けている。十分とは言えないが今後浸透していくと思う。

随時、利用者・家族から相談・苦情等を受け付け対応している。

第三者委員を設置することで安心して施設を利用して頂けているため

事業所内において苦情解決責任者が苦情内容を記録、報告すると共に職員へ制度の周知を行っている

要綱を作成する上で参考にした

能力的に苦情処理のシステムを理解することが難しい利用者が多い中で、少数の理解者の中からは苦情が上がってきているから。

意思表示ができる利用者さんが少ないことから

苦情のとらえ方がマイナスのイメージが強く、施設への要望・希望ととらえる意識が希薄となりがちなため

苦情解決体制により利用者等からの苦情解決に至っているが、利用者への周知が十分とは言えない為

利用者、家族等にまだ十分に周知、理解されていない。相談しやすい環境への工夫が必要

体制は活用されているが、書面による活用がない(設置している「ご意見箱」の活用がない) 各苦情に対して迅速に対応しているが、対処再発防止に向けて第三者評価の機会が必要と思われる

12. 社会福祉法によるサービス

申し立ても年度により数件あったりと少しずつではあるが活用傾向にある

その時のケースによる

苦情が発生した場合、苦情解決マニュアルにそって対応を行いこじれることなく解決ができている

苦情処理委員会は何かあった場合速やかに対応する体制にある

苦情解決に向けたマニュアルの整備がなされ、一連の流れに沿い実施できている為

13. その他

大きな事情については第三者的意見の活用が不可欠と思われる

苦情の改善があるため

当法人の考えである「苦情は宝」が全体的に周知され活用されていると思われる。

苦情受付担当者が明確に設定されていることにより、回答にバラつきが生じない。

相談の対応に関するものとして、研修に役立てられる。

第三者委員が十分機能していない

各苦情に対して迅速に対処しているが、対処、再発防止に向けて第三者評価の機会が必要と思われる

「③あまり活用されていない」と評価する理由

【第1種】

1. 生活保護法によるサービス

苦情がない

日頃から職員との利用者の関わりの中で、苦情となる前の要望で問題を解決するように努めているため

2. 児童福祉法によるサービス

苦情がない(5)

以前は、苦情受付の実績もあったが、見慣れてしまったのか苦情受付箱に苦情などが投函されることが無くなった 苦情申立てがないが利用者と日常の中でと苦情に至らないような関係を構築しているため

以前は活発に活用されていたここ数年はマンネリ化している

3. 老人福祉法によるサービス

苦情が少ない、もしくはない(20)

苦情解決体制に則らず苦情を適切に解決できている(3)

第三者委員までの報告はなく、施設内部での協議や話し合いによって解決されている為

苦情として職員から施設長に報告しその都度解決しているので第三者まで報告されない、但し、定期報告会では内容を報告している

主に苦情内容が思い違い等による行き違いであり、苦情受付時での調整により解決されることのため、解決責任者や第三者 委員の介入が必要となる重大性をもったものにならない

職員研修等のこうかにより、苦情の発生が少なく、あっても苦情になる事前の対応により苦情として具現していない

相談者からの相談内容を苦情として対応しようとしても大げさにしてほしくないと希望されるため

苦情に至る要望の段階での取り組みが効果的に機能していると思われる

苦情とならぬよう日々の処遇・対応に力を注いでいる。

職員利用者ともに体制の理解が足りない(2)

施設が「苦情」として処理する基準が難しい。何が苦情で何が苦情じゃないのか

事業者が苦情を聴取して行く姿勢をどのようにもつかが難しい

利用者及び家族が遠慮して本音をいえないのではないかと思われる

4. 障がい者総合支援法によるサービス

日々の支援や面談等で苦情としてあがる前に解決している(4)

苦情解決体制に則らなくても苦情を適切に解決している(3)

苦情が少ない、もしくはない(4) 利用者・スタッフの理解不足(3)

利用者が求めるのは身の回りに起こる小さな改善的な要求が中心、保護者においては兄弟の代わりとなり施設の事や利用者さんのことについて興味や関心が非常にうすくなっている、このようなことから苦情解決システムがあっても有意義に活用されづらい

利用者の高齢化や重度化により、当事者自身が苦情を訴える事が難しい。その為、第三者委員や法人監事などによる施設内の視察や家族会との勉強会を重ねている(2)

最重度者がほとんどで苦情を述べたり書いたりすることができる利用者がほとんどいない。利用者の日常の状況で、どう感じているかを考えるようにしている。家族とは、日常やりとりの中で解決できている

書面に記入することが難しい利用者が多い、毎週日曜日に利用者反省会において利用者からの意見を受けて職員が都度対応している為

自己の意思を十分に表現できない利用者様の意見が、単に意見なのか?苦情なのかの判断が難しい。職員の介入の是非が判断してい。

利用されている方の大半が重度知的障がい者のため苦情を訴える事が難しい。職員側が苦情を感じとる努力が必要給食運営会議等にも毎回必ず利用者も参加し、意見を組みいれています

「何でも相談」との名称で第三者委員との懇談の場を設けるが不定期なものである

6. 社会福祉法によるサービス

苦情がない(6)

【第2種】

7. 児童福祉法によるサービス

苦情が少ない、もしくはない(18)

苦情解決体制に則らなくても適切に解決できている(16)

職員と直接話し合う方向性なので

苦情(要望)受付をした後、責任者の園長が充分内容検討を行い利用者の方と充分話し合うようにしている クラス担任との話し合いや説明等で解決しているため

「苦情」というより希望、要望としての申し出のため

苦情ということで保育士から上がってくることが少ない又は保育士の段階で解決している

園行事等については父母会で話し合い解決している

小さな町なだけに、相談する側も広まる事をいやがるし、できるだけ園に連絡帳などで伝え、そこで苦情や相談、要望事として 保育士に直接話してくるから

苦情解決体制が設置されていることを把握していない

あまり関心がない

利用されている方の大半が重度知的障がい者のため苦情を訴える事が難しい。職員側が苦情を感じとる努力が必要

9. 老人福祉法によるサービス

苦情が起こさない状態を想定

利用開始後のサービス内容の説明により苦情を未然に防いでいる。

十分に活用するまでの事例や件数がないが日常的な対応の中で解決がおおむねはかられている

主に苦情内容が思い違い等による行き違いであり、苦情受付時での調整により解決されることのため、解決責任者や第三者委員の介入が必要となる重大性をもったものにならない

認知症グループホームの為入居者からの苦情が表出されにくい。ご家族とは入居者の状況変化により直ちに連絡を取っていることもあり今の所苦情まで至ることはない。

利用者家族が遠慮する気持ちで苦情があっても訴えていないのではないかと考えている

体制が整っていない

10. 障がい者総合支援法によるサービス

苦情が少ない、もしくはない(28)

苦情解決体制に則らなくても適切に解決できている(14)

利用者からの相談(個人的な生活等)は受けているが、対人や施設への苦情と思われることはない。

利用者様やご家族からの苦情要望等を吸い上げる体制が弱い

知的障がいという特性から苦情に対する相談がすくないため、「何でも相談」という名目で相談日を設けたり、普段の会話から 拾いあげたりしている

苦情というよりは要望的事項が多いと思われる

ご本人からの苦情申立ては活用させる方法もあると思うが主に苦情があった時だけという状況のため

件数が少ないため活用す機会がない。そのため検証できないでいる。体制は整えているので活用の仕方をレクチャーしていきたいと考えている。

自己の意思を十分に表現できない利用者様の意見が、単に意見なのか?苦情なのかの判断が難しい。職員の介入の是非が 判断しにくい。

苦情を訴えることができない方が多い

苦情がほとんど上がってこない為、利用者、保護者にとって苦情を言いにくい体制となっているのではないか。

苦情といいう受け止めの認識にズレがあると思う。直接担当者が解決を図り、法人全体での共有が図られていない。

入所に関しては申し出る方がほとんどない為職員が代弁して改善を行う。GHにおいては当事者会議を開いたりし、聞き取りを 行っている

施設利用歴が比較的長い利用者が多く、苦情や要望がでにくい状況にあると判断している。何でも相談を随時実施 以前は、苦情受付の実績もあったが、見慣れてしまったのか苦情受付箱に苦情などが投函されることが無くなった 形式上での体制で機能していない。サービス調整会議等で話し合いをすることで苦情までいっていないけーすもある

契約・更新時に苦情窓口の説明を行っているが、利用者にとって分かりにくいのかあまり活用されていない

利用者さんが苦情解決体制をきちんと認識していないと思われるため

体制の周知が充分ではなく掲示物や重説の中での説明では理解できていない人が多いように思える

本年より体制を整備したため、まだ周知が十分でない

12. 社会福祉法によるサービス

苦情が少ない、もしくはない(10)

13. その他

苦情が少ない、もしくはない(9)

苦情解決体制に則らず苦情を適切に解決できている

コミュニケーションに困難を抱える人が多く自らの訴えは少ない。一方で家族と情報交換をしている。

「④全く活用されていない」と評価する理由

【第1種】

2. 児童福祉法によるサービス

苦情がない

3. 老人福祉法によるサービス

苦情がない(3) 25年3月に新規開設のため

4. 障がい者総合支援法によるサービス

苦情がない

6. 社会福祉法によるサービス

苦情がない(2)

【第2種】

7. 児童福祉法によるサービス

苦情が少ない、もしくはない(7)

苦情解決体制に則らなくても適切に解決できている

苦情がないよう、日々の保育や保護者との接し方などに十分気をつけているため

ささいな事は直接施設職員に申し出てくるので

年度の終わりや行事終了ごとに利用者からアンケートをとり意見を聞いている事で、小さいこともすぐに話し合いをして解決している

苦情件数はOだが相談件数は多いのと保護者会アンケートには意見として書いてあり、その事への回答を行っている 直接行政機関に申立てをする或いは行政機関を通じて都合の良い園に転園する保護者が多い。

9. 老人福祉法によるサービス

苦情が少ない、もしくはない(11)

10. 障がい者総合支援法によるサービス

苦情が少ない、もしくはない(11)

外部委託の第三者委員に直接相談が行われたため。(「事業所内にも相談する組織があるのはわかっていた。他の人の意見 を聞きたかった」とのことでした)

12. 社会福祉法によるサービス

苦情がない

13. その他

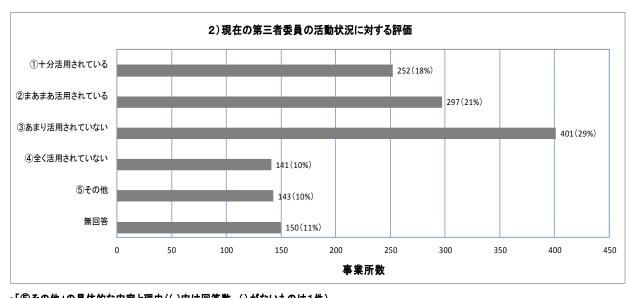
苦情がない(2)

利用者と契約を交わる事業を殆ど行っていない為 日常のつながり

当事業所は現状として利用料が発生する福祉サービスを提供していない。そのため厳密に苦情解決体制を周知していく必要性が特に感じられない。また、広報等で苦情解決体制について周知を行っていない。以上の事から④と評価をした

2) 現在の第三者委員の活動状況に対する評価

	区 分	事業所数	①十分活用されている	②まあまあ活用 されている	③あまり活用さ れていない	④全く活用され ていない	⑤その他	無回答
	1. 生活保護法によるサービス	3	0	1	0	1	1	0
	(事業者コード 1-1~1-4)	,	0%	33%	0%	33%	33%	0%
	2. 児童福祉法によるサービス	33	12	7	9	1	0	4
	(事業者コード 1-5~1-10)	33	36%	21%	27%	3%	0%	12%
	3. 老人福祉法によるサービス	212	42	60	68	15	18	9
第一種	(事業者コード 1-11~1-13)	212	20%	28%	32%	7%	8%	4%
为 1 <u>里</u>	4. 障がい者総合支援法によるサービス	84	23	25	26	3	2	5
	(事業者コード 1-14)	07	27%	30%	31%	4%	2%	6%
	5. 売春防止法によるサービス	1	0	1	0	0	0	0
	(事業者コード 1-15)	<u>'</u>	0%	100%	0%	0%	0%	0%
	6. 社会福祉法によるサービス	16	2	0	5	2	4	3
	(事業者コード 1-16,17)	10	13%	0%	31%	13%	25%	19%
	7. 児童福祉法によるサービス	235	36	44	79	21	25	30
	(事業者コード 2-20~2-34)	200	15%	19%	34%	9%	11%	13%
	8. 母子及び寡婦福祉法によるサービス	2	0	0	1	0	0	1
	(事業者コード 2-35~2-38)		0%	0%	50%	0%	0%	50%
	9. 老人福祉法によるサービス	341	55	64	82	54	36	50
第二種	(事業者コード 2-39~2-48)	371	16%	19%	24%	16%	11%	15%
カー性	10. 障がい者総合支援法によるサービス	344	70	86	93	28	34	33
	(事業者コード 2-49~2-54)	344	20%	25%	27%	8%	10%	10%
	11. 身体障がい者福祉法によるサービス	3	2	0	0	0	1	0
	(事業者コード 2-55~2-63)		67%	0%	0%	0%	33%	0%
	12. 社会福祉法によるサービス	43	3	3	19	4	7	7
	事業者コード 2-18,2-19,2-65~2-72) 43		7%	7%	44%	9%	16%	16%
その他	13. その他	67	7	6	19	12	15	8
ての他	(事業者コード 80)	07	10%	9%	28%	18%	22%	12%
	合 計	1,384	252	297	401	141	143	150
		1,304	18%	21%	29%	10%	10%	11%



	⑤その他」の具体的な内容と理由(()内は回答数、() ⑤その他()	<i>31.</i> 60	「⑤その他」と評価する理由
7 00	1種】		・多たる同一に対して対して
	「性』 生活保護法によるサービス	1	生活保護法によるサービス
١.	工冶休設広によるリーに入	'-	不明な点が多い
3	老人福祉法によるサービス	3	そ人福祉法によるサービス ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
٥.	苦情がない(3)	0.	苦情がなく、評価できない(6)
	日 [f] 13 · 3 · 4 · (0)		案件がなく、委員の活動に接する機会が少ないため
			必要があれば研修等があれば積極的に参加させたい
			苦情相談受付時に第三者委員への報告や助言、立会いについての説明意
			向を確認をしているが、希望するケースがないため
4.	障がい者総合支援法によるサービス	4.	障がい者総合支援法によるサービス
	法人の苦情解決委員会での提言指導		実績としては活動はないが、体制としては必要と考える
6.	社会福祉法によるサービス	6.	社会福祉法によるサービス
	ш п		苦情がなく、評価できない(2)
	第2 新】		
	児童福祉法によるサービス	7.	児童福祉法によるサービス
			苦情がなく、評価できない(6)
			苦情があるが、第三者委員が利用されていないので、評価できない(4)
			第三者委員の活動状況を把握していない
			必要に応じて活動していると認識しているが、第三者機関からみて活動して
			いると言えるのかはわからない
			第三者委員は苦情解決に関しては活動の機会がないが、他の活動でつなが りがある
_	老人福祉法によるサービス	_	ま人福祉法によるサービス
9.	老人情征法によるサービス 苦情がない(2) わからない	9.	老人僧位本によるサーロ人 苦情があるが、第三者委員が利用されていないので、評価できない(6)
	舌情がない(2) わからない 苦情があるが、第三者委員の関与なしで解決		古頂がめるが、第二有安員が利用されていないので、評価できない(6) 苦情がなく、評価できない(5)
	古情がめるが、第二有安良の因子なして肝疾		られがない。計画できない(の) 必要があれば研修等があれば積極的に参加させたい
			苦情解決の体制ができている
			当施設において第三者委員を活用する事例はないが何かあれば活用できる
			体制は整備されている
			第三者委員を設置していない
10	. 障がい者総合支援法によるサービス	10.	. 障がい者総合支援法によるサービス
	苦情がない、もしくは少ない(3)		苦情があるが、第三者委員が利用されていないので、評価できない(8)
			苦情がなく、評価できない(6)
			必要に応じて活動していると認識しているが、第三者機関からみて活動して
			いると言えるのかはわからない
			実績としては活動はないが、体制としては必要と考えている
			苦情の窓口にもなっており、適宜対応していただいている
			事業所では案件発生していないが、他の事業所では活動しているのではないない。
	# 11 (# 15) . # 10 11 (11) _ 1		いかと思われる
11	. 身体障がい者福祉法によるサービス	11.	身体障がい者福祉法によるサービス
10	わからない	10	社会福祉法によるサービス
12	. 社会福祉法によるサービス 第二者系員を設置していない。	12.	
	第三者委員を設置していない		苦情があるが、第三者委員が利用されていないので、評価できない(2) 苦情がなく、評価できない(2)
13	. その他	1.3	古頂がなく、計画できない(Z) ・ その他
. 0	第三者委員を設置していない	13.	苦情があるが、第三者委員が利用されていないので、評価できない(2)
	N-ISCULEUSV OV		苦情がなく、評価できない(5)
			いつでも苦情を受け付けるようにしている
			自事業への苦情発生はないが、法人で対応できる体制になっている

2) 現在の第三者委員の活動状況に対する評価

(()内は回答数、()がないものは1件)

「①十分活用されている」と評価する理由

【第1種】

2. 児童福祉法によるサービス

第三者委員の活動、助言を大切に受け止めている

必要な情報や研修を定期的に実施している

必要に応じた迅速適切な対応がなされている

随時対応できる体制をとっている

上記のとおり、利用者の方々の話を、親身になって聞いてくれるため

協力体制が十分なため

定期的な会議により、不服申し立ての対応などについて助言を頂き、支援やシステムの改善に役立てている。

苦情受付第三者委員会や報告会を定期的に実施しており、苦情を受け付けた際には誠意をもって話し合い、解決に努めている

3. 老人福祉法によるサービス

定期的に第三者委員会を開催し、助言を得ている(6)

第三者委員から助言を得ている(5)

毎回委員会に出席し傾聴しているが適切な助言をされている

これまで、第三者委員へ直接申出などがあった経過はないが、年2回の定期委員会の参加や重要事項説明書にも、氏名、連絡先等の記載を行っていることから、常に第三者委員として活動を行えるような体制をとっている

苦情になりそうな事柄(苦情の種)を委員会にて報告し、検討している。委員会内容、苦情の種を定期的に第三者委員に報告 し、随時、助言を頂いている為。苦情の種を定期的に第三者委員に報告し、随時、助言を頂いている為。

3ヶ月に1回委員会を設置し、解決の取り組みを実施している

特に問題は起きていないため

苦情委員会のメンパーとして参加している

定期的な訪問が実施されている。

第三者委員の皆様も施設運営には関心を持ち施設職員との関わる機会を持っている

4. 障がい者総合支援法によるサービス

第三者委員から助言を得ている(3)

定期的に第三者委員会を開催し、助言を得ている(3)

虐待防止第三者委員を兼務してもらっている。支援内容や施設環境ならびに虐待防止の取り組みに対する意見をいただいている(3)

定期的に施設に来園され、状況を確認しています。

利用者の話を、親身になって聞いてくれるため

中立的立場にいるため

相談者においては委員の方とは馴染みがあり気軽に相談できている

苦情申し出はなかったが地域住民の評議等を施設へ伝えたり助言を行っている、また過去の苦情申し出について家族も利用者も第三者委員まで連絡を希望していない

6. 社会福祉法によるサービス

苦情発生時にそなえている

第三者委員の活動、社協活動に理解を持っていつでも対応できるよう準備をしてくださっているため

【第2種】

7. 児童福祉法によるサービス

定期的に苦情の報告をしている(3)

保護者からの要望について第三者委員がお便りや書面で返答している(2)

第三者委員が解決に対応するような重大な問題が起きていない 連絡体制を整えている

苦情があった場合は要綱に基づく体制が整っている為

必要に応じた迅速適切な対応がなされている

法人全体としては、活用されている。また、委員を設置することで、安心感が得られる

常に連絡を取り合い、困ったときは助言等協力をしてもらっている為。

行事等の訪問の中での情報交換等、日常の姿を伝える機会を持つことが出来ているため

虐待防止第三者委員を兼務してもらっている。支援内容や施設環境ならびに虐待防止の取り組みに対する意見をいただいている。

9. 老人福祉法によるサービス

定期開催の委員会に出席(3)

定期開催の委員会に出席し、助言をもらっている(3)

助言をもらっている(3)

委員は適任だと感じている。

苦情になりそうな事柄(苦情の種)を委員会にて報告し、検討している。(2)

第三者委員の皆様も施設運営には関心を持ち施設職員との関わる機会を持っている

運営適正化委員会の席上でヒヤリハット・事故報告の内容を求められ詳しく現状把握し再発防止を確認している

虐待防止第三者委員を兼務してもらっている。支援内容や虐待防止についての意見をもらっている

10. 障がい者総合支援法によるサービス

苦情解決委員会への出席と助言(5)

虐待防止第三者委員を兼務してもらっている。支援内容や虐待防止についての意見をもらっている(5)

第三者委員とも連携しており、苦情が発生した場合も助言を得られる状況にある

客観的な立場で事例に対しての助言等を頂けること

第三者委員の関心が高い

第三者委員が当事業所にて定期的に苦情解決責任者及び苦情受付担当者へ助言等の指導を行ってくれているため

委員の積極的な活動はある

法人研修会には熱心に参加される

第三者委員の活動、社協活動に理解をもっていつでも対応できるよう準備をしてくださっているため

事業所への助言、利用者からの電話の対応等(苦情以外の相談等)適宜活動している。

第三者委員へ報告・連絡・相談した際には適切に対応を行っている

法人からの依頼に対して速やかに対応して頂いてる

当法人内の苦情解決では大変お世話になった。申出者、ご家族、事業所すべてに親身に対応をしていただいた。

当法人内他紙事業所の苦情解決では「大変お世話になった」との報告をうけている

第三者委員が主催した保護者懇親会の開催や法人の行事に参加し、利用者等の交流を図っている。

毎月2名の委員による相談日を設け、受け付けた苦情や相談を協議・検討しその解決に努めている

年1回各事業所に出向いてくれている(継続して行っている)

事業所の行事等にも必ず参加して頂き活動しやすい関係づくりができあがっているので

支援内容や施設環境・虐待防止への取り組みについて意見をいただいている。虐待防止に係る第三者委員を兼務してもらっている

11 身体障がい者福祉法によるサービス

第三者委員の活動、社協活動に理解をもっていつでも対応できるよう準備をしてくださっているため

12. 社会福祉法によるサービス

定期的に苦情報告会を開催し、助言をいただき再発防止に取り組んでいる

第三者委員の活動、社協活動に理解をもっていつでも対応できるよう準備をしてくださっているため

13. その他

連絡、報告、相談の徹底

定期会議時に的確な助言等を頂く事ができている。

法人との連携がとれているので

法人として期待する活動がなされているため

「②まあまあ活用されている」と評価する理由

【第1種】

2. 児童福祉法によるサービス

第三者委員が解決に対応するような重大な問題が起きていない

年一回は施設訪問してくれている

必要などき適宜活動しており、研修会へも参加している

苦情を受け付けたことはないが、委員会を定期的に開催しているため

3. 老人福祉法によるサービス

苦情がない(7) 苦情はあるが、第三者委員を活用した苦情はない(18)

苦情の定期報告や会議の出席のみ(8)

研修会に参加し、状況を理解していただいていること。また法曹会からの第三者委員より苦情に関する情報提供がある。

H26年度の1件の苦情に対し第三者委員として解決責任者及び施設法人役員会での助言あり。

苦情解決第三者委員会(年2回)の際の他施設の苦情に対するアドバイス等を職員で共有して役立てている

第三者委員が関与すべき苦情が今までになかったこと、このため、第三者委員に年1回法人全体の苦情受付とその改善報告 で済んでいるため

週2~3回定期的に施設に出入りしているので日常的な利用者の方のつぶやきを受け止めて対応してくれていると思う

定期的に事業所を訪問し、利用者から話を聞いている

第三者委員の方の、当施設に対する理解(福祉に対する)がある方が選任されている為

第三者委員への報告にまで発展するケースは稀だが、第三者委員会では具体的にアドバイスを頂ける

第三者委員が関与すべき苦情が今までなかったこと、このため第三者委員に年1回法人全体の苦情受付とその改善報告で済んでいるため

苦情受付状況について定期的に報告している。外部研修会への出席など今後検討する

申出人の希望もあり報告は少ないが懇談会等で様々な助言を頂いている為

委員の方がいるので相談できるので安心です

施設巡回訪問を行い研修等へも出席しているが、利用者や家族にはその存在も含め、浸透しているとは言いがたい

現在設置していない為、来年度から配置予定

第三者委員が定期的に利用者の声を聴く場を設定していない

4. 障がい者総合支援法によるサービス

苦情はあるが、第三者委員を活用した苦情はない(2)

定期的に事業所を訪問(2)

2人いる第三者委員のうち1名は施設行事などの呼びかけに対し、積極的に来園されており、その都度、利用者らとの談話にも 応じてくれている。

日頃より第3者委員が施設を気にかけ連絡等をくれるため 体制が整備されている事を年に1回周知している

年2回施設訪問して、利用者の様子をみたり、利用者との直接コミュニケーションをとっている。研修に出席している。

年に数回、一般職員や利用者と懇談を行っている

第3者委員は月1回訪問していただき、利用者の方の苦情や相談の受付が出来る体制としています。訪問時の相談状況は、 特定の利用者が日常相談をする程度に留まっており積極的な活用までには至っていない傾向にあります

苦情件数が少ない

5. 売春防止法によるサービス

第三者委員に活動内容を報告する上で参考ににした。

【第2種】

7. 児童福祉法によるサービス

苦情の定期報告や会議の出席のみ(3) 苦情はあるが、第三者委員を活用する前に解決(2) 苦情がない 第三者の視点での考察が入ることにより、新たな「気づき」(発見)があり、必要なことを教えていただき改善に結びつけるチャンスをもらうことができる(2)

保護者や近隣の方から苦情や要望が出された場合には第三者委員に報告相談をし、解決のための助言を頂いている 必要に応じた迅速適切な対応がなされている 実際に利用する方がおり、対応解決するまでに至ったため

様々な情報を聞いているため

機会をみて話し合いの場を設ける

理事会や行事等に出席してもらった時に現状を報告。育成会という組織内で情報の共有や研修会を開催

研修会への参加、行事への参加等により第三者委員の意識向上につながっていると思われる

研修会に参加し、状況を理解していただいていること。また法曹会からの第三者委員より苦情に関する情報提供がある。

要点報告で必要な事項について法人理事会、母の会幹事会(年4~5回)に園長より報告するようにしている。

園にも出入りして頂き保護者会アンケートや回答に目を通してもらい、意見ももらっている

第三者委員が教育関係者、町内の委員等で親子教諭、法人等のコミュニケーションが上手で経験者である

8. 母子及び寡婦福祉法によるサービス

第三者委員に活動内容を報告する上で参考ににした。

9. 老人福祉法によるサービス

定期開催の委員会に出席し、助言をもらっている(6)

助言をもらっている(4) 苦情がない

定期開催の委員会に出席(3)

年に1回の為少ない

苦情はあるが、第三者委員を活用した苦情はない

事業所の内容を把握している

十分に活用するまでの事例や件数がないが、対応できる体制になっているため 事業所の実際に第三者委員へ立会いや話し合いの場面はないが、何時でも活用できる体制が整っているため

運営推進委員としても併任して頂いて現状等も理解して活動を担っている為

研修会に参加し、状況を理解していただいていること。また法曹会からの第三者委員より苦情に関する情報提供がある。

定期的に事業所を訪問し、利用者から話を聞いている

10. 障がい者総合支援法によるサービス

定期訪問時に利用者等との交流がある(9)

会議や行事への参加(8)

苦情がない、もしくは少ない(3)

苦情の件数は少ないが状況の把握はしているため

苦情の報告

事業所の内容を把握している

第三者委員は法人元役員であり、利用者さんの事を理解されており日頃から地域の中で接している

日頃より第3者委員が施設を気にかけ連絡等をくれるため

苦情を掘り起こす取り組みとして、第三者による相談日(何でも相談)を設けたり、事業所行事等に参加してもらい、利用者へ第 三者委員の存在が身近になるように取り組んでくれている。

毎年聞き取り調査が行われその声を活用することが出来る 苦情や相談に対しては随時対応を行っている

各行事に顔を出していただいており、利用者さんやご家族の皆さんにも顔をおぼえてくれている

行事等での施設の立ち入りはあるが、もう少し訪問の機会を増やせると良い

第三者委員が定期的に利用者の声を聴く場を設定していない

12. 社会福祉法によるサービス

年度の上半期、下半期で報告を行っているがきちんと聞き取り助言を行っている

13. その他

対応件数は少ないが事例には意欲的に対応している

苦情解決第3者委員会8(年2回)の際に出席し、助言や外部から考えられる視点などをもらえている

「③あまり活用されていない」と評価する理由

【第1種】

2. 児童福祉法によるサービス

苦情がない(4)

苦情はあるが、第三者委員を活用した苦情はない(2)

3. 老人福祉法によるサービス

苦情がない(7) 苦情はあるが、第三者委員を活用した苦情はない(18)

苦情の定期報告や会議の出席のみ(6)

苦情内容は誠意を持って解決するように行っている。ほとんどが改善できると内容となっている

主に苦情内容が思い違い等による行き違いであり、苦情受付時での調整により解決されることのため、解決責任者や第三者 委員の介入が必要となる重大性をもったものにならない

苦情自体の受付実績がないので、ただし実体があれば活動できる体制にはある

苦情等の相談等はないが施設巡回訪問等を実施

第三者委員で解決できると利用者が思っていない

第三者委員と入居者様が交流する機会が少なく気軽に訴えお話などを聴取することが難しい

相談者からの相談内容を苦情として対応しようとしても大げさにしてほしくないと希望されるため

利用者・家族が第三者委員への報告を希望する場合に参加を求めることとしているので、活動の機会がない

第三者委員への報告は行っていない

4. 障がい者総合支援法によるサービス

苦情がない、もしくは少ない(9)

苦情はあるが、第三者委員を活用する前に解決している(8)

利用者の障がいが重く、苦情自体が出てこない、聴き取りも難しい

苦情等があるときは「法人内部監査」時に報告しており、一定の意見をいただいている。第三者委員が受益者の立場に沿って 意見を述べるには、利用者様との距離があると思う。

相談をする時間をさいて頂くのが申し訳がない 相談を要するまでの案件が今のところない

6. 社会福祉法によるサービス

苦情がない(3)

年1回の事業所からの報告を受ける会議への出席のみに留まっている。

HPを作成しておらず、一般の方が第三者委員をいつどこでも確認できる状況にない。

【第2種】

7. 児童福祉法によるサービス

苦情はあるが、第三者委員を活用した苦情はない(15)

苦情がない(7)

年2回会議として、事業報告として、園の活動や児童と保護者の様子を知らせている。(毎月のおたより)

8. 母子及び寡婦福祉法によるサービス

活動しなければならない事案が発生していない

9. 老人福祉法によるサービス

苦情はあるが、第三者委員を活用した苦情はない(16)

苦情がない(7)

苦情があまりない。役員、評議員でもあるので別の会合でも状況等逐一報告している(2)

苦情として処理する事例が少なく第三者委員へ報告することを希望しない利用者が多い(2)

利用者・家族が第三者委員への報告を希望する場合に参加を求めることとしているので、活動の機会がない。

第三者委員の活動は、実質的には年1回の事業所からの報告を受ける会議への出席のみに留まっている。 年1回第三者委員会を開催し、施設又は事業者への助言、日常的な現状把握と意見傾聴に努めている

第三者委員が苦情を受けた事例はなく、主に施設が行った苦情解決に対して意見を伺っているのが現状である。

施設巡回訪問の受け入れ

現状では、第三者委員へ報告する内容の苦情が出ていない。法人のHP等を作成しておらず、一般の方がいつどこでも第三者 委員を確認できる状況にない。

第三者委員の活動は少ないのが現状

10. 障がい者総合支援法によるサービス

苦情はあるが、第三者委員を活用するに至る苦情はない(16)

苦情がない、もしくはあまりない(6)

会議の出席のみ(2)

意見を述べるには、利用者様との距離があると思う。

会議の回数やその質について課題がある

第三者委員と苦情解決について話したことがない 第三者委員が直接動く機会や相談の機会がない

利用者・家族が第三者委員への報告を希望する場合に参加を求めることとしているので、活動の機会がない。

委員が参加する苦情解決委員会を開催していない。報告したほうが良いというこ事例に対してのみ、報告している状況。 苦情等があるときは「法人内部監査」時に報告しており、一定の意見をいただいている。第三者委員が受益者の立場に沿って

委員を有効に活用させる方法もあると思うが主に苦情があった時だけという状況のため

法人のHP等を作成しておらず、一般の方がいつどこでも第三者委員を確認できる状況にない。

12. 社会福祉法によるサービス

苦情がない(3) 苦情はあるが、第三者委員を活用した苦情はない

会議の出席のみ(2)

現状では、第三者委員に報告する内容の苦情がでていない。HPを作成しておらず、一般の方が第三者委員をいつどこでも確認できる状況にない。

苦情がない(2)

13. その他

苦情はあるが、第三者委員を活用した苦情はない(5)

大きな事情については第三者的意見の活用が不可欠と思われる(大きな苦情のみ)

「④全く活用されていない」と評価する理由

【第1種】

1. 生活保護法によるサービス

第三者委員への報告を希望する苦情申出人がいなかったため

2. 児童福祉法によるサービス

苦情が無かったため、第三者委員会の招集をしていない

3. 老人福祉法によるサービス

苦情がない(2)

苦情はあるが、第三者委員を活用した苦情はない(2)

第三者委員を設置していない

研修のみ

年1回第三者委員会を開催し、施設又は事業者への助言、日常的な現状把握と意見傾聴に努めている

4. 障がい者総合支援法によるサービス

苦情がない

もともと地元の方であったが現在は地方に住まわれており、細かな対応が実質難しい状況下にある事とQ5-1のような事から 個別支援計画及びサービス等計画に関係する点が多く相談支援事業所等における第三者のサービス提供を受けている事で 色々なご意見が頂けるため

6. 社会福祉法によるサービス

苦情がない(2)

【第2種】

7. 児童福祉法によるサービス

苦情はあるが、第三者委員を活用した苦情はない(8)

苦情がない(5)

長年名前だけの存在であり、普段の交流等もないため

第三者委員を通してまで苦情申立てをするより、直接行政機関に申立てをする或いは行政機関を通じて都合の良い園に転園する保護者が多いためだと思われます。

全く活動していないという事は良い事だと思うが何かあったらすぐに対応してもらえる

第三者委員会が設置されている実態を評価する

9. 老人福祉法によるサービス

苦情がない(4)

苦情はあるが、第三者委員を活用した苦情はない(4)

年1回第三者委員会を開催し、施設又は事業者への助言、日常的な現状把握と意見傾聴に努めている

設置していない為、次年度から配置予定第三者委員を設置していない

10. 障がい者総合支援法によるサービス

苦情はあるが、第三者委員を活用した苦情はない(4)

苦情がない(4)

ケース件数がないことと利用者家族に対して徹底されていない

基本的に苦情申立者が希望した場合に第三者委員への報告や参加の依頼をしているが、希望者は居なかった

制度そのものがおかしいと思う第三者委員を設置していない

12. 社会福祉法によるサービス

苦情がない

13. その他

苦情がない(3)

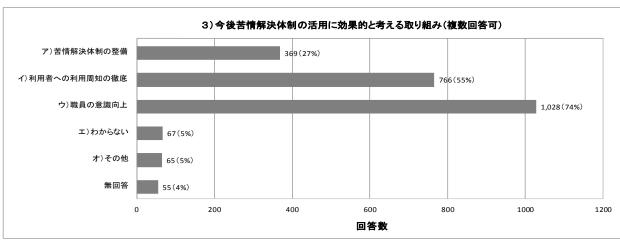
事業内で職員信頼関係を築く

利用者と契約を交わる事業を殆ど行っていない為

以前は研修等にも参加した経緯はあったが現在はしていない。よって④の評価をした。

3) 今後苦情解決体制の活用に効果的と考える取り組み(複数回答可)

	区 分		ア) 苦情解決体 制の整備	イ)利用者への 利用周知の徹底		エ)わからない	オ)その他	無回答
	1. 生活保護法によるサービス	3	0	2	2	0	0	0
	(事業者コード 1-1~1-4)	,	0%	67%	67%	0%	0%	0%
	2. 児童福祉法によるサービス	33	10	19	22	1	1	1
	(事業者コード 1-5~1-10)	33	30%	58%	67%	3%	3%	3%
	3. 老人福祉法によるサービス	212	68	123	175	5	8	5
第一種	(事業者コード 1-11~1-13)	212	32%	58%	83%	2%	4%	2%
- 第一性	4. 障がい者総合支援法によるサービス	84	22	43	68	2	7	1
	(事業者コード 1-14)	04	26%	51%	81%	2%	8%	1%
	5. 売春防止法によるサービス	1	0	0	1	0	0	0
	(事業者コード 1-15)	'	0%	0%	100%	0%	0%	0%
	6. 社会福祉法によるサービス	16	3	9	7	0	2	2
	(事業者コード 1-16,17)	10	19%	56%	44%	0%	13%	13%
	7. 児童福祉法によるサービス	235	46	96	140	35	7	21
	(事業者コード 2-20~2-34)	235	20%	41%	60%	15%	3%	9%
	8. 母子及び寡婦福祉法によるサービス	2	1	2	2	0	0	0
	(事業者コード 2-35~2-38)		50%	100%	100%	0%	0%	0%
	9. 老人福祉法によるサービス	341	90	196	286	10	15	6
第二種	(事業者コード 2-39~2-48)	341	26%	57%	84%	3%	4%	2%
弗—悝	10. 障がい者総合支援法によるサービス	344	98	213	261	8	17	12
	(事業者コード 2-49~2-54)	344	28%	62%	76%	2%	5%	3%
	11. 身体障がい者福祉法によるサービス	3	0	2	0	0	1	0
	(事業者コード 2-55~2-63)	3	0%	67%	0%	0%	33%	0%
	12. 社会福祉法によるサービス	40	14	27	24	2	2	2
	(事業者コード 2-18,2-19,2-65~2-72)	43	33%	63%	56%	5%	5%	5%
フ.の //L	13. その他	67	17	34	40	4	5	5
その他	(事業者コード 80)	0/	25%	51%	60%	6%	7%	7%
	A =1	1.004	369	766	1,028	67	65	55
	合 計	1,384	27%	55%	74%	5%	5%	4%



「上、ナネル・ネーサルをキャンノ・カは日体料 ハジャ・ナネは・ル

• 1 7	す) その他」の具体的な内容(()内は回答	「数、()かないものは1件)	
		オ)その他()
【第	[1種]		
2.	児童福祉法によるサービス		
	案件がないため活用するに至っている	ない	
3.	老人福祉法によるサービス		
	現在十分機能している(2)	利用者への丁寧な説明、周知	苦情の申出ができるような雰囲気の醸成
	第三者委員との連携	各希望調査(サービス内容等)	弁護士等の導入
	活動の無い事が良い事では?		
4.	障がい者総合支援法によるサービス		
	現在のままでよい	家族への周知	利用者の状況把握の徹底と支援勧告
6.	社会福祉法によるサービス		
	広報による周知を続けていく	現状維持	
r eas	19番【		

7. 児童福祉法によるサービス

苦情解決体制は充分に取り組んでいる 特になし 施設としての考え方等を詳しくわかりやすく説明をしていくこと トラブルになっていないので効果がないとは言えない

9. 老人福祉法によるサービス

利用者家族への制度周知 広報による周知を続けていく

苦情の申出ができるような雰囲気の醸成 研修会参加、施設見学の実施

苦情解決体制を活用する事例が出ないことが望まれるので、それに向けた日頃からの対応が重要と考える

10. 障がい者総合支援法によるサービス

家族への周知 広報による周知を続けていく 利用者、家族への周知、理解。相談しやすい環境の整備 苦情の申出ができるような雰囲気の醸成 現状で十分 利用者との懇談会等の実施 利用者さんへの苦情申立ての行い方の説明 11. 身体障がい者福祉法によるサービス 利用者さんへの苦情の申立ての手順を再度周知すること

施設の機能を理解する

12. 社会福祉法によるサービス

事業者でない社協であるため苦情がない

広報による周知を続けていく

13. その他 広報活動利用

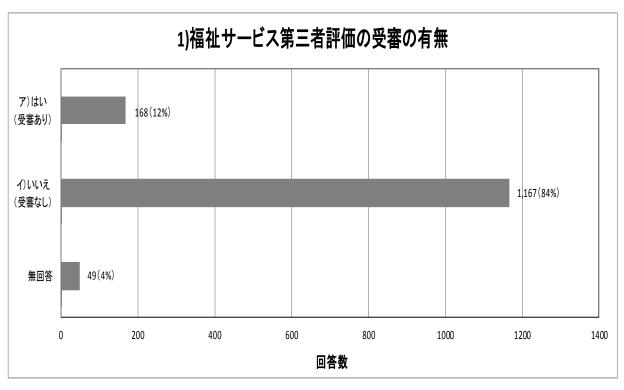
利用者家族への周知徹底

苦情解決体制を有効に活用させるための取り組みよりも、利用者等から苦情の出ないサービスの提供・対応を考えることが大切

6 福祉サービス第三者評価制度について

1)受審の有無

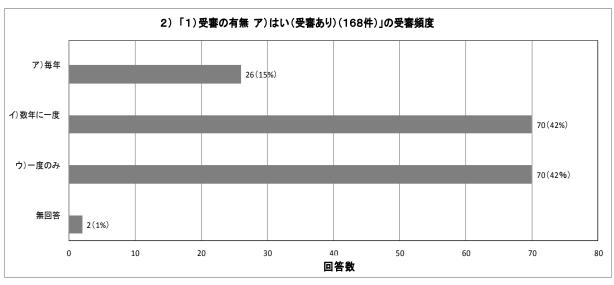
	区分	事業所数	ア)はい (受審あり)	イ)いいえ (受審なし)	無回答
	1. 生活保護法によるサービス	•	0	3	0
	(事業者コード 1-1~1-4)	3	0%	100%	0%
	2. 児童福祉法によるサービス	33	19	13	1
	(事業者コード 1-5~1-10)	33	58%	39%	3%
	3. 老人福祉法によるサービス	212	31	177	4
第一種	(事業者コード 1-11~1-13)	212	15%	83%	2%
,	4. 障がい者総合支援法によるサービス	84	19	65	0
	(事業者コード 1-14)	04	23%	77%	0%
	5. 売春防止法によるサービス	1	0	1	0
	(事業者コード 1-15)	'	0%	100%	0%
	6. 社会福祉法によるサービス	16	1	15	0
	(事業者コード 1-16,17)	10	6%	94%	0%
	7. 児童福祉法によるサービス	235	21	193	21
	(事業者コード 2-20~2-34)	200	9%	82%	9%
	8. 母子及び寡婦福祉法によるサービス	2	0	2	0
	(事業者コード 2-35~2-38)		0%	100%	0%
	9. 老人福祉法によるサービス	341	30	300	11
第二種	(事業者コード 2-39~2-48)	041	9%	88%	3%
カー性	10. 障がい者総合支援法によるサービス	344	45	292	7
	(事業者コード 2-49~2-54)	377	13%	85%	2%
	11. 身体障がい者福祉法によるサービス	3	0	3	0
	(事業者コード 2-55~2-63)		0%	100%	0%
	12. 社会福祉法によるサービス	43	0	43	0
	(事業者コード 2-18,2-19,2-65~2-72)	טד	0%	100%	0%
その他	13. その他	67	2	60	5
(の他	(事業者コード 80)	V1	3%	90%	7%
	合 計	1,384	168	1,167	49
	A AI	1,004	12%	84%	4%

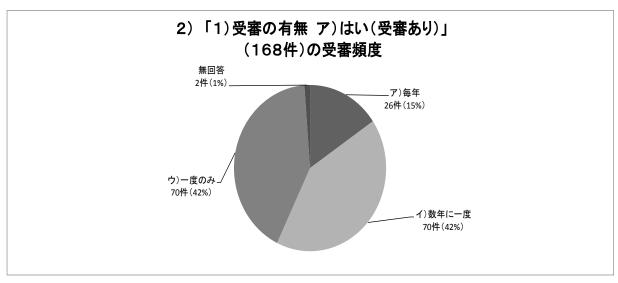


2)受審の頻度

2)受蕃の	7 TR (X	1						
	区 分	事業所数	Q6-1で「はい」と回答した。 事業所数)とその		ア) 毎年	イ)数年に一 度	ウ)一度の み	無回答
	1. 生活保護法によるサービス	3	該当事業所数	0	0	0	0	0
	(事業者コード 1-1~1-4)	,	該当事業所数に対する割合		0%	0%	0%	0%
	2. 児童福祉法によるサービス	33	該当事業所数	19	2	11	6	0
	(事業者コード 1-5~1-10)	33	該当事業所数に対する割合		11%	58%	32%	0%
	3. 老人福祉法によるサービス	212	該当事業所数	31	7	9	15	0
第一種	(事業者コード 1-11~1-13)	212	該当事業所数に対する割合		23%	29%	48%	0%
分性	4. 障がい者総合支援法によるサービス	84	該当事業所数	19	0	7	12	0
	(事業者コード 1-14)	04	該当事業所数に対する割合		0%	37%	63%	0%
	5. 売春防止法によるサービス	1	該当事業所数	0	0	0	0	0
	(事業者コード 1-15)	'	該当事業所数に対する割合		0%	0%	0%	0%
	6. 社会福祉法によるサービス	16	該当事業所数	1	0	0	1	0
	(事業者コード 1-16,17)	10	該当事業所数に対する割合		0%	0%	100%	0%
	7. 児童福祉法によるサービス	235	該当事業所数	21	0	12	9	0
	(事業者コード 2-20~2-34)	200	該当事業所数に対する割合		0%	57%	43%	0%
	8. 母子及び寡婦福祉法によるサービス	2	該当事業所数	0	0	0	0	0
	(事業者コード 2-35~2-38)		該当事業所数に対する割合		0%	0%	0%	0%
	9. 老人福祉法によるサービス	341	該当事業所数	30	14	7	8	1
第二種	(事業者コード 2-39~2-48)	341	該当事業所数に対する割合		47%	23%	27%	3%
为一性	10. 障がい者総合支援法によるサービス	344	該当事業所数	45	3	23	18	1
	(事業者コード 2-49~2-54)	044	該当事業所数に対する割合		7%	51%	40%	2%
	11. 身体障がい者福祉法によるサービス	3	該当事業所数	0	0	0	0	0
	(事業者コード 2-55~2-63)	,	該当事業所数に対する割合		0%	0%	0%	0%
	12. 社会福祉法によるサービス	43	該当事業所数	0	0	0	0	0
	(事業者コード 2-18,2-19,2-65~2-72)	70	該当事業所数に対する割合		0%	0%	0%	0%
その他	13. その他	67	該当事業所数	2	0	1	1	0
ての心	(事業者コード 80)	0,	該当事業所数に対する割合		0%	50%	50%	0%
	合計		該当事業所数	168	26	70	70	2
		1,384	該当事業所数に対する割合		15%	42%	42%	1%

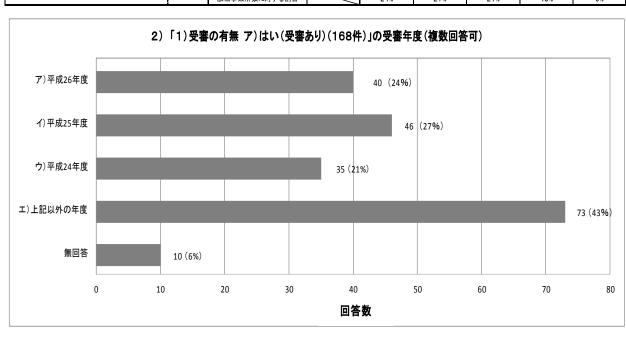
ア)~ウ)の%は、質問6-1で「はい」と回答した事業所数を「ア)~ウ)の回答数」で除した数





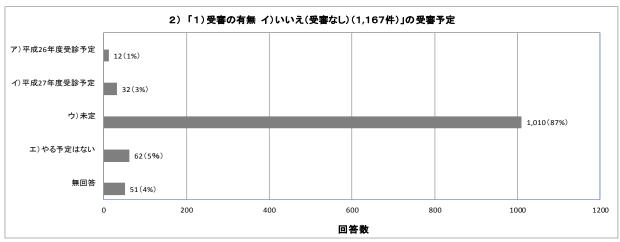
3) 受審の年度(複数回答可)

∪/ 丈僧(0年度(複数回答可) 区分	事業所数	Q6-1で「はい」と回答した 事業所数)とその		ア)平成26 年度	イ) 平成25 年度	ウ)平成24 年度	エ)上記以 外の年度	無回答
	1. 生活保護法によるサービス		該当事業所数	0	0	0	0	0	0
	(事業者コード 1-1~1-4)	3	該当事業所数に対する割合		0%	0%	0%	0%	0%
	2. 児童福祉法によるサービス		該当事業所数	19	10	7	2	3	1
	(事業者コード 1-5~1-10)	33	該当事業所数に対する割合		53%	37%	11%	16%	5%
	3. 老人福祉法によるサービス		該当事業所数	31	4	6	9	16	3
	(事業者コード 1-11~1-13)	212	該当事業所数に対する割合		13%	19%	29%	52%	10%
第一種	4. 障がい者総合支援法による		該当事業所数	19	2	2	3	13	1
	サービス (事業者コード 1-14)	84	該当事業所数に対する割合		11%	11%	16%	68%	5%
	5. 売春防止法によるサービス		該当事業所数	0	0	0	0	0	0
	(事業者コード 1-15)	1	該当事業所数に対する割合		0%	0%	0%	0%	0%
	6. 社会福祉法によるサービス		該当事業所数	1	1	0	0	0	0
	(事業者コード 1-16,17)	16	該当事業所数に対する割合		100%	0%	0%	0%	0%
	7. 児童福祉法によるサービス		該当事業所数	21	6	1	6	10	1
	(事業者コード 2-20~2-34)	235	該当事業所数に対する割合		29%	5%	29%	48%	5%
	8. 母子及び寡婦福祉法による		該当事業所数	0	0	0	0	0	0
	サービス (事業者コード 2-35~2-38)	2	該当事業所数に対する割合		0%	0%	0%	0%	0%
	9. 老人福祉法によるサービス		該当事業所数	30	6	13	10	12	1
	(事業者コード 2-39~2-48)	341	該当事業所数に対する割合		20%	43%	33%	40%	3%
第二種	10. 障がい者総合支援法による		該当事業所数	45	11	17	5	17	3
	サービス (事業者コード 2-49~2-54)	344	該当事業所数に対する割合		24%	38%	11%	38%	7%
	11. 身体障がい者福祉法による		該当事業所数	0	0	0	0	0	0
	サービス	3	該当事業所数に対する割合		0%	0%	0%	0%	0%
	(事業者コード 2-55~2-63)								
	12. 社会福祉法によるサービス		該当事業所数	0	0	0	0	0	0
	(事業者コード 2-18,2-19, 2-65~2-72)	43	該当事業所数に対する割合		0%	0%	0%	0%	0%
	13. その他		該当事業所数	2	0	0	0	2	0
その他	(事業者コード 80)	67	該当事業所数に対する割合		0%	0%	0%	100%	0%
		1.384	該当事業所数	168	40	46	35	73	10
		1,304	該当事業所数に対する割合		24%	27%	21%	43%	6%



4) 受審の予定

4/文書(区分	事業所数	Q6-1で「いいえ」と回答し 当事業所数)とその		ア)平成26年 度受診予定	イ) 平成27年 度受診予定	ウ)未定	エ) やる予定 はない	無回答
	1. 生活保護法によるサービス		該当事業所数	3	0	1	2	0	0
	(事業者コード 1-1~1-4)	3	該当事業所数に対する割合		О%	33%	67%	О%	0%
	2. 児童福祉法によるサービス		該当事業所数	13	6	0	7	0	0
	(事業者コード 1-5~1-10)	33	該当事業所数に対する割合		46%	О%	54%	0%	0%
	3. 老人福祉法によるサービス		該当事業所数	177	0	4	161	4	8
deduce THE	(事業者コード 1-11~1-13)	212	該当事業所数に対する割合		Ο%	2%	91%	2%	5%
第一種	4. 障がい者総合支援法による		該当事業所数	65	1	0	59	4	1
	サービス (事業者コード 1-14)	84	該当事業所数に対する割合		2%	0%	91%	6%	2%
	5. 売春防止法によるサービス		該当事業所数	1	0	0	1	0	0
	(事業者コード 1-15)	1	該当事業所数に対する割合		0%	0%	100%	Ο%	0%
	6. 社会福祉法によるサービス		該当事業所数	15	0	2	12	1	0
	(事業者コード 1-16,17)	16	該当事業所数に対する割合		Ο%	13%	80%	7%	0%
	7. 児童福祉法によるサービス		該当事業所数	193	0	1	175	14	3
	(事業者コード 2-20~2-34)	235	該当事業所数に対する割合		Ο%	1 %	91%	7%	2%
	8. 母子及び寡婦福祉法によるサー		該当事業所数	2	0	0	1	0	1
	ビス (事業者コード 2-35~2-38)	2	該当事業所数に対する割合		Ο%	0%	50%	0%	50%
	9. 老人福祉法によるサービス		該当事業所数	300	3	7	260	14	16
	(事業者コード 2-39~2-48)	341	該当事業所数に対する割合		1%	2%	87%	5%	5%
第二種	10. 障がい者総合支援法によるサー		該当事業所数	292	2	13	247	12	18
	ビス (事業者コード 2-49~2-54)	344	該当事業所数に対する割合		1%	4%	85%	4%	6%
	11. 身体障がい者福祉法による	 	該当事業所数	3	0	0	2	1	0
	サービス (事業者コード 2-55~2-63)	3	該当事業所数に対する割合		0%	0%	67%	33%	0%
	12. 社会福祉法によるサービス	 	該当事業所数	43	0	4	34	5	0
	(事業者コード 2-18,2-19, 2-65~2-72)	43	該当事業所数に対する割合		0%	9%	79%	12%	0%
	13. その他		該当事業所数	60	0	0	49	7	4
その他	(事業者コード 80)	67	該当事業所数に対する割合		Ο%	0%	82%	12%	7%
	· 合計	1.384	該当事業所数	1,167	12	32	1,010	62	51
	合 計	1,364	該当事業所数に対する割合		1%	3%	87%	5%	4%



<u>•Γ:</u>	r) やる予定はない」の具体的な理由(()内は回答数、()がないものは1件)
	エ) やる予定はない(理由:)
【第	1種】
4.	障がい者総合支援法によるサービス
	経費削減 事業計画上 意義が今一つ感じられない為
6.	社会福祉法によるサービス
	実績がないため
【第	2種】
7.	児童福祉法によるサービス
	費用が高い・予算確保が困難(6) 体制を確立している為 2年間に受審したが未だに証明書が届かない 意義が見られない
	小規模施設なので職員間の意識が高いと思われ特に苦情は無いため
9.	老人福祉法によるサービス
	実績がないため 苦情がない 運営推進員会で報告 外部評価が入っている為
10.	障がい者総合支援法によるサービス
	実績がないため事案がないため
11	. 身体障がい者福祉法によるサービス
	苦情がないため
12	. 社会福祉法によるサービス
	実績がないため特に意味はない
13	. その他
	対象となる事業を実施していない 市の評価(事業)を受けている

平成26年度 福祉サービス事業者の苦情解決体制 整備状況等に関するアンケート調査概要

1. 調査の目的

北海道の福祉サービス事業者の苦情解決体制整備状況を把握すると共に、苦情解決機能の一層の充実を 目指すことを目的とします。

2. 実施主体

北海道福祉サービス運営適正化委員会

3. 調查対象

社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業のうち、社会福祉法人が運営し道内に所在する該当施設とします。

(裏面の平成26年度 調査対象施設・事業所 事業所コード一覧 参照)

4. アンケート調査票(別添のとおり)

各々の施設並びに事業所ごとに作成してください。複数の施設等がある場合はお手数でもコピーしてご記入いただき、ご提出願います。

また入力様式(word 版)を利用したい場合は、北海道社会福祉協議会ホームページの『新着情報』もしくは『北海道福祉サービス運営適正化委員会ホームページ』からダウンロードできます。

5. 調查基準日

- 1. 施設の概要について・・・平成26年11月1日現在
- 2. 苦情解決体制について・・・平成26年11月1日現在
- 3. 第三者委員について・・・平成26年11月1日現在
- 4. 苦情内容及び解決方法について・平成25年4月1日~平成26年3月31日
- 5. 苦情解決の実態について・・・平成26年11月1日現在
- 6. 福祉サービス第三者評価制度について・・・平成26年11月1日現在

6. 回答期限

平成26年12月18日(木)必着

7. 回答方法

郵送、FAX、電子メール

(郵送による回答の場合は、お手数ですが別添の返信用封筒に切手を貼り、送付してください)

<送付先> 〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目1 かでる2・7 5階

北海道福祉サービス運営適正化委員会

電 話 011-204-6310

FAX 011-204-6311

Eメール tekisei@vesta.ocn.ne.jp

8. 結果公表

「アンケート調査報告書」を作成し、北海道社会福祉協議会の北海道福祉サービス運営適正化委員会ホームページで公表します。

福祉サービス事業者の苦情解決体制の整備状況等に関するアンケート

北海道福祉サービス運営適正化委員会 事務局 TEL:011-204-6310/FAX:011-204-6311

1 施設の概要について

※以下の空欄に調査概要裏面の調査対象事業所の該当コードをご記入ください。

事業者コードが複数に渡る法人の場合は、それぞれの事業者コードに該当する事業所毎にアンケートに回答して頂きますようお願い申し上げます。 |今年度は事業者を匿名とさせていただきます。|

2 苦情解決体制について

- Q1) 貴社協・貴施設における苦情解決体制についてお尋ねします。
 - 1. 設置しているものを回答用紙に記載してください。(複数回答可)

ア)苦情受付担当者	(職名:)
イ)苦情解決責任者	(職名:)
ウ)第三者委員		

2. 作成しているものに○をつけてください。(複数回答可)

ア)要綱	
イ)規程	
ウ)マニュアル	
エ)その他 ()

3. 苦情解決体制の周知として利用者またはその家族等へ行った全ての内容に○をつけてください。(複数回答可)

ア)施設内に掲示している	
イ)広報誌に掲載している	
ウ)契約書・重要事項説明書に記載している	
エ)利用者・家族に説明会を実施している	
オ)チラシ・パンフレット等を作成し、配布している	
カ)その他()	

4. 苦情解決体制の周知として貴社協・貴施設職員へ行った全ての内容と回数に○をつけてください。(複数回答可)

ア) 苦情受付担当者・苦情解決責任者・第三者委員・	への周知
(年1回・半年に1回・月1回・改定ごと・その他())
イ) 管理職や各職種から数人出席する職員会議	
(年1回・半年に1回・月1回・改定ごと・その他())
ウ)全職員参加の職員会議	
(年1回・半年に1回・月1回・改定ごと・その他())
エ)会報等の発行	
(年1回・半年に1回・月1回・改定ごと・その他())
オ) 職場内研修の実施	
(年1回・半年に1回・月1回・改定ごと・その他())
カ)その他()	
(年1回・半年に1回・月1回・改定ごと・その他())
	(年1回・半年に1回・月1回・改定ごと・その他(イ)管理職や各職種から数人出席する職員会議(年1回・半年に1回・月1回・改定ごと・その他(ウ)全職員参加の職員会議(年1回・半年に1回・月1回・改定ごと・その他(エ)会報等の発行(年1回・半年に1回・月1回・改定ごと・その他(オ)職場内研修の実施(年1回・半年に1回・月1回・改定ごと・その他(カ)その他(カ)その他(

3 第三者委員	について			
Q2)Q1-	1で第三者委員を設置	置していると回答された社協	協・施設に伺いまっ	す。
1. 第三者	委員の人数は何人です	けか。		
()人			
- 4				
2. 第三者		は何ですか(複数回答可)		
	ア)福祉・保健・)	
		会計等関係者()	
	ウ)教育関係者()	
	エ)宗教関係者(,)	
	オ)受益者代表(•)	
	力)行政関係者(,)	
	キ)その他()	
				_
		いて、一つお選びください。		
		② 法人単位で設置	③ 他施設と共同	で設置
4 外部	機関・組織に委託	⑤ その他()
4 //- — +/	로 B ,_ + - + - 7 +p ㅠ , ,	- 1 L. \22 a \(\) 1 \ 1 \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	. \ 	7
_		Oいて、一つお選びください ② thrust u (Attai	_	_
①無償		② 報酬あり(金額:	円/ 頻度)
③ 美質	弁償のみ	4) その他 ()
г फ -х	チョ・の共体の却先に		の中容に <u>の</u> まるは	イノギナル(佐米口
	妥貝への古情の報告!	こついて、あてはまる全ての	の内容にしをつけ	(くたさい(複数凹
答可) 🗆	マルな中央として	7		
	ア)随時報告して	-	. 🖪 🕽	
		・している(頻度: ヶ が必要と判断したもののみ報	·月) 	
	1 7 3 2 12 1 1 1 1 1 1 1			
		!した場合のみ報告している 	1	
	オ)報告していな	:()	`	
	カ)その他()	
6 第 二 之	禾号の 活動について	あてはまる全ての内容に(うたつけてノぢさ 」	(人) (
○.	1			
		者から受け付けた苦情内容		
		i自ら苦情の受付窓口になり +ている	、いりじも利用者	3 W,
	らの苦情を受し	うといる 「、定期的に事業所を訪問し	て 利田老からの	<u> </u>
	フッタ━田安貝バ	、に物りに世未別を砂回し	・こ、心用日かりり	/1 0

ア)苦情受付担当者から受け付けた苦情内容の報告・聞き取り
イ)第三者委員が自ら苦情の受付窓口になり、いつでも利用者か
らの苦情を受けている
ウ)第三者委員が、定期的に事業所を訪問して、利用者からの相
談や苦情を聞いている
エ)第三者委員が、利用者・家族との懇親会を持っている
オ)苦情申出人への助言
カ)事業者への助言
キ)苦情申出人と事業者との話し合いへの立会い
ク)運適主催の研修会、その他苦情解決に関わる会議への出席
ケ) その他 (具体的に:)

- Q3)Q1-3で苦情解決体制を周知していると回答された社協・施設に伺います。
 - 1. 第三者委員の周知について、あてはまる全ての内容に○をつけてください。(複数回答可)

ア)第三者委員がいることのみ周知している
イ)第三者委員の電話番号を周知している
ウ)第三者委員のメールアドレスを周知している
エ)第三者委員の属性(氏名・職業・プロフィール等)を周知し
ている

	エ)第三者委員の属性	生(氏名・職	業・プロ	フィール等)を周	知し		
	ている						
4 苦情内容	『及び解決方法について						
Q4)平成	25 年度の1年間で貴社協・	貴施設で受	けられた昔	苦情についてお聞	きします。		
1. 受付	総件数は何件でしたか。⇒┃	回答[] 件				
	⇒(受付件数	数が <u>0 件</u> の場	場合、4ペ-	ージのQ5の設問I	こお進みく	ださ	さい。)
2. 相談	者の実名と匿名の内訳を教え	えてくださし	\ ₀				
① 実	名()件						
② 匿	名()件						
3. 相談	者の内訳を教えてください。						
① 利	用者本人		()件			
② 利	用者の家族・親族		()件			
③ 地	域住民		()件			
④ 職	員		()件			
⑤ そ	の他()	()件			
4. 受け	付けた苦情内容の内訳を教え	えてくださし	١,				
① 職	員の対応…【職員の態度・言	言葉遣いが悪	い】		()	件
② サ	ービスの質や量…【食事のP	内容等サービ	ス提供に関	関する不満】	()	件
③ 利	用料…【不当な負担額の提示	・負担額説明	明不足】		()	件
④ 説	明・情報提供…【説明が足り	りない、契約	書・重要事	項説明書の不備】	()	件
⑤ 被	害損害…【預かり金・所有物	物など財産権口	こかかる損	害】	()	件
⑥ 権	利侵害…【暴力、虐待、プラ	ライバシー侵	害などの人	、権侵害】	()	件
⑦ そ	の他()		()	件
5. 解決	結果の内訳を教えてください	い。					
① 事	業所段階の苦情解決体制を	利用して苦怜	青が解決し	た件数	()作
【内記	尺】						
i):	苦情受付担当者、苦情解決責	責任者・第三	者委員のし	ハずれも関与しな	かった。()作
ii) :	苦情受付担当者のみが関与し	した			()作
iii):	苦情解決責任者のみが関与し	した。			()作
iv)	第三者委員のみが関与した。				()作
V):	苦情受付担当者と苦情解決員	責任者が関与	した。		()作
vi):	苦情受付担当者と第三者委員	員が関与した	-0		()作
	苦情解決責任者と第三者委員		-0		()作
viii)	苦情受付担当者第三者委員力	が関与した。			()作
ix)	苦情受付担当者、苦情解決責	責任者・第三	者委員の	いずれも関与した	:。 () 作
x)	その他()	() 作

)件

② 事業所以外の外部機関が関与して解決した件数。

ア)苦情解決体制の整備	
イ)利用者への利用周知の徹底	
ウ)職員の意識向上	
エ)わからない	
オ)その他()

6 福祉サービス第三者評価制度について

Q6)福祉サービス第三者評価制度についてお尋ねします。

1. 今まで福祉サービス第三者評価制度を受審したことがありますか。該当するものに○を付けて ください。

ア)はい
イ) いいえ

2. Q6-1で「はい」と答えた方に質問します。

どのくらいの頻度で受審していますか。

ア)毎年
イ)数年に一度
ウ)一度のみ

3. Q6-1で「はい」と答えた方に質問します。

受審したのは何年度ですか。

ア)平成26年度
イ)平成25年度
ウ)平成24年度
エ)上記以外の年度

4. Q6-1で「いいえ」と答えた方に質問します。

ア)平成26年度内に受審予定		
イ)平成27年度受審予定		
ウ)未定		
エ)やる予定はない(理由:)	

ご協力ありがとうございました。

福祉施設の事故・紛争円満解決のために





◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

施設業務の補償(賠償責任保険、動産総合保険)

● 基本補償(賠償・見舞費用)

平成29年度

保険期間1年

▶保険金額			
		基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)
賠	対人賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
償	対物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
僧事故	受託・管理財物賠償 (期間中)	200万円	200万円
だ	うち現金補償限度額 (期間中)	20万円	20万円
対	人格権侵害 (期間中)	1,000万円	1,000万円
応	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失 (期間中)	1,000万円	1,000万円
お	事故対応特別費用 (期間中)	500万円	500万円
お見舞い等の各	被害者対応費用 (1名につき)	死 亡 10万円 後遺障害 0.3~10万円 入院時 3万円 通院時 1万円 (1事故で10万円限度)	死 亡 10万円 後遺障害 0.3~10万円 入院時 3万円 通院時 1万円 (1事故で10万円限度)
各種費用	傷害見舞費用		死亡時 100万円 入院時 1.5~7万円 通院時 1~3.5万円

		▶年額保険料(掛金)				
		定 員		基本補償(A型)		
1	基本	1~50名 35,000~61,46		5,000~61,460円		
1	補	補償		68,270~97,000円		
	曐			1,500円		
	見舞費用付補償(ロ	基本補償(A型) 保険料		【見舞費用加算】 定員1名あたり 入所:1,300円		

- ●ォプション1 ●訪問・相談等サービス補償
- ●オプション2 医務室の医療事故補償 看護師の賠償責任補償 新設
- ●オプション3 ●借用不動産賠償事故補償

- ❷ 個人情報漏えい対応補償
- ❸ 施設の什器・備品損害補償

施設利用者の補償(普通傷害保険)

● 入所型施設利用者の傷害事故補償

② 通所型施設利用者の傷害事故補償

(10口まで加入できます)

保除期間1年 職種級別Δ級

▶保険金額	1 口あたりの補償額
死亡保険金	100万円
後遺障害保険金	程度に応じて死亡保険金額の4~100%
入院保険金(1日あたり)	800円
手術保険金	入院中の手術:入院保険金日額の10倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍
通院保険金(1日あたり)	500ฅ

171	-1545431-3 - 1 4 -15645213533 - 14154
▶年額保険料(掛金)	定員1人1口あたり
●入所型施設利用者	1,310円
②通所型施設利用者	990∄

施設送迎車搭乗中の傷害事故補償

施設送迎車に搭乗中のケガに対し、プラン2-●、2の 傷害保険や自動車保険などとは関係なく補償

施設職員の補償(労働災害総合保険、普通傷害保険、約定履行費用保険)

② 施設職員の傷害事故補償

(10口まで加入できます)

保険期間1年、職種級別A級

(11 0 111111 1 1 0 0 1)			
▶保険金額	1口あたりの補償額		
死亡保険金	140万円		
後遺障害保険金	程度に応じて死亡保険金額の4~100%		
入院保険金(1日あたり)	1,500円		
手術保険金	入院中の手術:入院保険金日額の10倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍		
通院保険金(1日あたり)	600⊞		

▶年額保険料(掛金)	定員1人1口あたり
施設役員・職員の	3円(1日あたり)
1名1口あたり	780円 (年間:週5日勤務の場合)

- 施設職員の労災上乗せ補償
 - ●オプション:使用者賠償責任補償
- 施設職員の感染症罹患事故補償

社会福祉法人役員等の補償帰債債保険

保除期間1年

社会福祉法人役員等の賠償責任補償 改定

▶補償金額	A型	B型	C型
賠償責任	5,000万円	1億円	3億円

●この保険は全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約([賠償責任保険|[普通傷害保険|[労働災害総合保険||約定履行費用保険|[動産総合保険|)です。

● このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記までお願いします。●

回体契約者 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

/引受幹事 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課 「TEL: 03 (3349) 5137

受付時間:平日の9:00~17:00(土日・祝日、12/31~1/3を除きます。)

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763

苦情解決体制の整備状況に関する調査結果

- 〇発行年月日 平成 29年 6月 30日
- ○発 行 者 社会福祉法人 北海道社会福祉協議会北海道福祉サービス運営適正化委員会

〒 006 - 0002 札幌市中央区北2条西7丁目1番地 北海道社会福祉協議会 3階

TEL 011 - 204 - 6310

FAX 011 - 204 - 6311